

平成30年 第1回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成30年3月 5日 開会

平成30年3月16日 閉会

大 樹 町 議 会

平成30年第1回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月5日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第 10号 大樹町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 11号 大樹町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 8 議案第 12号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 9 議案第 13号 大樹町介護保険条例の一部改正について
- 第10 議案第 14号 大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 15号 大樹町子どものための教育・保育に関する利用負担額を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第 16号 大樹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第13 議案第 17号 大樹町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第14 議案第 18号 大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第15 議案第 19号 平成29年度大樹町一般会計補正予算（第8号）について
- 第16 議案第 20号 平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について
- 第17 議案第 21号 平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第 22号 平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第19 議案第 23号 平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第 24号 平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

第21 議案第 25号 平成29年度大樹町水道事業会計補正予算（第4号）について

第22 議案第 26号 平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 福岡孝道	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼下水終末処理場長	鈴木敏明
会計管理者兼出納課長	高橋教一
町立病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾さとみ

<教育委員会>

教育長	板谷裕康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角倉和博
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴木正喜
農業委員会事務局長	水津孝一

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

小 森 力

主 査

真 鍋 智 光

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第1回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 福岡孝道君

11番 柚原千秋君

1番 船戸健二君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

去る2月26日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議しましたので、ご報告申し上げます。

本定例会の提出案件は、条例の一部改正7件、条例の制定1件、計画の変更1件、平成29年度各会計補正予算8件、平成30年度各会計予算8件、一般質問4議員6項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から3月16日までの12日間とし、会期日程についてはお手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げますが、本定例会の議事が円滑に行われるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月16日までの12日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、12月5日開会の第4回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法第235条の2第1項の規定による12月、1月、2月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

2、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、一部事務組合議会等について。

南十勝複合事務組合議会定例会が2月26日、大樹町で開催、志民、高橋、船戸議員が出席しております。

十勝圏複合事務組合議会定例会、十勝環境複合事務組合議会定例会及びとちかち広域消防事務組合議会定例会が2月28日、帯広市で開催、議長が出席しております。

第3、委員会関係について。

広報広聴常任委員会では委員会を2回、議会運営委員会では委員会を3回開催しております。

第4、会議関係と第5、その他につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しのほうをよろしく願いいたします。

以上で、諸般報告を終わります。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成30年1月22日開会の第1回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の町長と語る会の開催についてですが、美成行政区、南町行政区、萌和行政区からご要請をいただき、下記のとおり開催をしております。内容につきましては、広報紙等でお知らせをしております。

2番目の計画の策定についてですが、第5期大樹町障がい福祉計画、第1期大樹町障がい児福祉計画と第7期大樹町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画につきまして、策定委員会委員長からご答申をいただきました。計画策定にご協力をいただきました皆様に、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

3番目の航空宇宙関連ですが、関係機関とともに中央要請行動を行っております。また、毎年行われているハイブリットロケットの打上実験のため、東海大学の学生が、現在、来町しております。

4番目の財産の処分についてですが、緑苑地区の宅地2区画を処分いたしました。奥側の宅地については、残り1区画、今年分譲を開始した手前側の区画は8区画中、4区画目の分譲となり、残りは4区画となっております。

5番目の人事関係については、後ほど、ご確認をお願いいたします。

6番目の入札執行関係ですが、今年度、スクールバスとショベルローダーを更新いたしましたので、古いスクールバスにつきましては、公募型の一般型競争入札により、ショベルローダーにつきましては、まちの除雪を委託している方を対象とした条件付き一般競争入札により、記載のとおりの内容で物品売払契約を締結いたしました。

7番目のその他来町者及び会議出席等につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、3月1日の降雪により、町内において、農業用施設等に被害が発生しております。現在、被害状況を調査確認しておりますので、まとめ次第、報告をさせていただきます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1 番目、平成29年度十勝管内教育実践表彰の受賞についてであります。同一町村から2校が受賞するのは極めて珍しいことであり、町にとって、とても喜ばしいことでございます。大樹小学校は学校力の向上を目指した包括的な学校改善の推進について、大樹高等学校は生徒個々の能力を伸ばす教育課程の編制やふるさとキャリア教育の実施など、地域に根ざした教育活動の推進について、加えて小中高が連携した大樹学の取り組みが、ともに高く評価され受賞となりました。

2 番目、優秀選手派遣についてであります。第38回全国中学校スケート大会が2月3日から長野市において開催され、スピードスケート競技に大樹中学校2年生堀川桃香さんと1年生折笠健信君を派遣しております。結果は、堀川桃香さんが女子3,000メートルで優勝、女子1,500メートルで準優勝と、いずれも大会新記録を出し、素晴らしい成績をあげております。折笠健信君については、男子500メートルと男子1,000メートルに出場し、いずれも予選敗退でしたが、自己新記録の滑りで健闘いたしておりました。

次に第7回ガールズエイトジャパンアンダー12河口湖大会女子サッカー大会が2月3日から山梨県鳴沢村で開催され、北海道代表として選出されました十勝FCなでしこに所属している大樹小学校6年生の前崎結良さんと菅心遥さんを派遣しております。結果は、各ブロック2位によるトーナメント戦で準優勝でございました。

3 番目は、子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。南十勝長期宿泊体験交流協議会ステップによる体験活動の主なものとして、主催事業では12月16日の日帰り体験活動を始め、4事業を実施しております。共催事業では学童保育所や認定こども園での活動を定期的に行うほか、受入事業では親子の宿泊体験活動やモニターツアー2件を受け入れております。

以上で教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

続いて、鈴木農業委員会会長。

○鈴木農業委員会会長

引き続き、農業委員会行政報告を行います。

1 番、委員の委嘱についての件でございます。大樹町農地等交換分合事業（尾田地区）推進委員会委員として、昨年9月の第3回町定例会においてご報告いたしました推進委員会委員について、地区推進委員1名が辞任いたしましたため、新たに専門委員から地区推進委員に地域の推薦をいただきましたため、専門委員を辞任後、地区推進委員に異動し、専門委員を新たに1名指名いたしました。

任期は前任の残任期間平成30年1月1日から平成32年3月31日の2年1カ月と決定いたしましたので報告いたします。

変更する各推進委員の詳細につきましては、下表のとおりとなっておりますのでお目通し

のほど、よろしく申し上げます。

以上で、農業委員会行政報告を終わります。

○議長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第10号

○議長

日程第6 議案第10号大樹町職員の旅費に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第10号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の旅費に関する条例の一部改正をお願いするもので、札幌市内の宿泊施設の料金が高騰しており、宿泊の時期にもよりますが規定の支給上限額の範囲内での確保が難しくなっていることから、今回、改定をお願いするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたささせていただきますのでご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第10号大樹町職員の旅費に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

近年の外国人観光客等の増加に伴いまして、札幌市内の宿泊施設が非常に逼迫してございます。また、これに伴いまして、総体的に価格の高騰が見られるところでもございます。旅費条例におきましては、旅行先に応じまして、甲地方、乙地方、町内の3区部に分け、旅費の支給額を定めております。甲地方とは、東京都並びに道外の政令指定都市を対象としてございますけれども、近年の状況から札幌市の宿泊料についても甲地方、東京都と道外の政令指定都市と同額の支給限度額を適用しようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、現在の支給限度額は1万円でございますが、これを1万2,000円に引き上げるものでございます。なお、実際に支給する額につきましては、条例の規

定によりまして、かかった経費、実費となっております、この実費支給の取り扱いを変更するものではございません。なお、議会議員の皆様、また各種委員の費用弁償等に関する規定も、この条例を準要しておりますので、同様に改訂されるものでございます。

それでは、内容につきまして、表に沿ってご説明を申し上げます。

別表第1の備考に第4項として、札幌市の宿泊料は甲地方の額とするとの一文を加えるものでございます。甲地方の額とは、先ほどご説明申し上げましたとおり1万2,000円でございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものとしてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号大樹町職員の旅費に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第11号

○議 長

日程第7 議案第11号大樹町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第11号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険条例の一部改正についてをお願いするもので、国民健康保険法施行令の一部が改正され、本年4月1日から施行されること、北海道国民健康保険運営方針において、葬祭費の支給額が3万円に統一されることに伴い、本条例についても所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

それでは、議案第11号大樹町国民健康保険条例の一部改正について、説明させていただきます。

この改正は、平成29年1月18日に交付された国民健康保険法施行令の一部を改正する政令、平成29年政令第3号により国民健康保険法施行令の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されること、北海道国民健康保険運営方針において、葬祭費の支給額が3万円に統一されることなどに伴うものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第1条では、市町村単位で運営してきた国民健康保険が都道府県単位化され、北海道と市町村が共同で運営することになり、町は一部の事務を担うこととなりますので、大樹町が行う国民健康保険を大樹町が行う国民健康保険の事務と改めるものです。あわせて字句の訂正も行っております。

第2条は、国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める規定ですが、国民健康保険法第11条の改正により、市町村に置くとされていた組織が国民健康保険運営協議会から市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改められたことから、協議会の名称をそのまま用いるため、法第11条の規定に基づく協議会である旨の定義を設けるものでございます。

2ページの第7条は、葬祭費についての規定ですが、支給額を1万円から3万円に改めるものです。

第8条は、保険事業についての規定ですが、第2条で国民健康保険法を法という旨の規定を設けましたので改正するものでございます。

附則になりますが、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

7条の改正で、被保険者死亡に伴う葬祭費が1万円から3万円になるということですが、道の運営方針の変更ということでもありますから、町の予算ではなくて道からの補助金とか交付金で対応と、新年度から対応という理解でよろしいのですか。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

まず金額についての説明をさせていただきたいと思います。大樹町の国民健康保険では、葬祭費1万円ということで行ってまいりましたが、今回、北海道に単位化されるという形の中で、道内の多くの市町村が3万円の支給というところが多かったということで、北海道の方針として一律3万円にするというような内容で決まりましたので、大樹町につきましても3万円の支給ということであわせていくという考えを持っています。

なお、75歳以上の後期高齢者医療保険、こちらのほうは既に3万円の支給ということで統一されておりましたので、今回、それらともあわせるような形になるかと思えます。

今回、国民健康保険制度そのものが北海道で運営をするという形になりますので、支給に当たりまして、あくまでも国民健康保険の中で支給されるという形になりますので、支給額につきましては、北海道の国保のほうの会計の中で負担されるという形になります。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号大樹町国民健康保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議 長

日程第8 議案第12号大樹町国民健康保険税条例一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第12号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするもので国民健康保険の都道府県単位化に伴い、国保税は全て北海道の国民健康保険事業特別会計への納付金となることから、条例中の課税額の定義について変更しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第12号国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律、平成29年法律第2号が平成29年3月27日に成立し、国民健康保険における財政の責任主体が都道府県になることに伴う国民健康保険税の改正部分については、平成30年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

財政の責任主体が北海道となり、国民健康保険税は北海道の国民健康保険事業特別会計への納付金となることから、課税額の定義が変更となるものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、課税額についての規定です。国民健康保険税の課税額は、医療費に充てる基礎課税分と後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額となっておりますが、第1号から第3号に分けて規定することとし、基礎課税額については国民健康保険に要する費用から、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に改めるものでございます。

後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額につきましても、直接納付していたものが、北海道に納付するということになることから、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に改めております。

3ページの第2項から第4号は、第1項において、第1号から第3号が設けられたことに対応するための改正を行うとともに、第4項の介護納付金課税被保険者についての定義の規定を第1項第3項で規定したことから削除しておるものでございます。

4ページの第5条の2、第1項第1号の国民健康保険の法令規定の改正も第2条第1項第1号で規定をしたことから削除するものでございます。

5ページの附則になりますけれども、施行期日は平成30年4月1日、適用区分では改正後の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第13号

○議 長

日程第9 議案第13号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第13号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町介護保険条例の一部改正をお願いするもので、第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から32年度までの介護保険料を規定するとともに、介護保険法の改正に伴う市町村の質問審査権の対象の拡大について所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第13号大樹町介護保険条例の一部改正についてご説明をいたします。

今回の改正は、第7期介護保険計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者の介護保険料の規定と介護保険法の改正により、第2号被保険者の市町村の質問権の対象が拡大されたことによるものです。

それでは、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。表に沿ってご説明いたします。

第2条第1項では、保険料の適用期間を平成30年度から平成32年度までと改正するものです。保険料及び保険料段階の変更はございません。

第15条では、従来、市町村の質問検査権の対象は第1号被保険者のみとなっておりますが、介護保険法の改正により、第2号被保険者も対象とするため、第1号の部分削除するものです。これは、第2号被保険者自体のサービス利用が増加していることによる介護保険法の改正に伴うものです。

次のページでございますが、附則でございます。本条例は公布の日から施行することとしており、第2条では平成29年度以前の年度分の介護保険料については、従前の例として適用することを定めております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号

○議 長

日程第10 議案第14号大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第14号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正をお願いするもので、関係法令の改正に伴い、国民健康保険の住所地特例の適用を受けている方が後期高齢者医療制度に加入した場合、住所地特例を継続することについて規定するものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第14号大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、平成27年法律第31号及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令、平成29年政令第258号が平成30年4月1日から施行されることに伴い、住所地特例の取り扱いが変わることから改正するものでございます。

国民健康保険で住所地特例の適用を受けている者が後期高齢者医療の被保険者になった場合には、後期高齢者医療でも住所地特例を継続することとなるものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第3条は、保険料を徴収すべき被保険者についての規定です。第2号から第4号の改正は、改正前の第2号の規定を細かく規定するもので、現在の取り扱いが変わるわけではありませんが、国から示されている条例の参考例にならない改正するものでございます。

2ページの第5号は、今回、取り扱いが変わる部分となりますが、国民健康保険法第116条の2、第1項及び第2項の規定の適用を受け、住所地特例により本町に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となる場合は、住所地特例が継続され、本町が保険料の徴収をするものとなるものでございます。

附則第3条の改正は、租税特別措置法に係る法令規定が欠落しておりましたので整備させていただきます。

3ページの附則になります。この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号大樹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号

○議 長

日程第11 議案第15号大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第15号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正をお願いするもので、世帯の階層区分を国の定める階層区分にあわせるとともに、利用者負担額の割合を国の基準の一律40%にしようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第15号大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、国が進める幼児教育の無償化に先駆けて、利用者負担額を国が定める上限基準より軽減することで、子育て世帯の経済的負担を軽減しようとするものです。また、国が定める利用者負担の上限基準額に対して、町が定める利用者負担額の割合に不均衡が生じているため、階層を国と統一し、それぞれの階層で国の基準の4割とすることにより、利用者負担の軽減を図るために条例の改正を行うものです。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条第3項は新たに追加するものです。この条項は、国における利用者負担額の基準額の改正があり、その基準額が条例で定める額を下回った場合、国の基準額を利用者負担額の上限とすることにより、利用者負担額が国の基準を超えないようにするものです。

次に、別表1、第2条第1項関係の利用者負担額の表の1号認定部分です。1ページから2ページ部分になります。1号認定は、幼稚園部門の児童における利用者負担額を規定するものです。改正前の年齢区分では、3歳児と4、5歳児の2区分になっていたものを1区分とし、階層区分は7階層であったものを5階層とするものです。第1階層は生活保護世帯であり、従来とも利用者負担はゼロ円です。第2階層は市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯となり、利用者負担料を1,200円としております。第3階層以上は町村民税課税世帯で、その世帯の所得割額により、第3階層は7万7,100円以下、第4階層は7万7,101円以上21万1,200円以下、第5階層は21万1,201円以上とするものです。第3階層は利用者負担額5,600円、第4階層は8,200円、第5階層は1万200円とするものです。

次に別表2、3ページから5ページになります。第2条第1項関係の利用者負担額表の2号、3号認定でございます。2号、3号認定は保育所部門の児童における利用者負担額を規定するものです。改正前の年齢区分では、乳児、3歳児未満、3歳児、4・5歳児と4区分になっていたものを3歳未満と3歳以上の2区分とします。階層区分は改正後も従来と同様の8階層となります。第1階層、第2階層は従来と同じです。新たな第3階層から第8階層は市町村民税課税世帯が対象となり、第3階層は所得割が4万8,600円未満、第4階層は所得割額が4万8,600円以上9万7,000円未満、第5階層は所得割が9万7,000円以上16万9,000円未満、第6階層は所得割が16万9,000円30万1,000円未満、第7階層は所得割が30万1,000円以上39万7,000円未満、第8階層は所得割が39万7,000円以上とするものです。

表の利用者負担額の下の特弧書きの金額は、保育短時間利用者負担額、通常標準とされる時間は10時間ですが、短時間保育はこれより2時間短い8時間となっております。

施行期日ですが、この条例は30年9月1日から施行することといたします。これは、保育料の改定が新制度に移行したことに伴い、当該年度の9月から翌年度の8月となったためです。ただし、第2条第3項の規定は同年4月1日から施行することとしております。これは、先に説明していただきました国における利用者負担基準額の改正が4月から8月までの間に行われたときに対応するためのものです。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この改正は、利用者の負担額が減額になる条例改正であります。減額になったことによる必要経費については、国の幼児教育無償化に伴う改正ということで、国のほうから交付をされるという理解でよろしいですか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ご説明いたします。

今回の改正部分につきましては、町の単独ということですので、町の財源ということになっております。ここの部分につきましては、財政当局等とも協議いたしまして、ふるさと納税等の寄附によりいただいたお金を充てるような形での予算の措置をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

大変、利用者の方には優しい制度だなと思うのですが、その一方、特に乳児ですとか未満児、区分も変更になっているから、それでなのでしょうけれども、ちょっと心配ごとは、それでなくても今、乳児の方ですとか未満児というのですか、1、2歳の方の入所については非常に困難だよというようなご相談も受けておりますので、そのことによって、さらに未満児の方ですとか乳児の方は数が増えて待機児童が生じていくような、そういうふうな心配はないのでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

現在、保育園等の入所につきましては、11月の仮申請、2月の本申請というような形で進めております。それに伴って翌年度、入所を希望される保護者の方については、事前に希望を出していただきまして、南北の法人の保育園、町の尾田認定こども園と調整するようにしております。

議員おっしゃるようにゼロ歳児、未満児、乳児の希望は多いということですが、現在のところは保育園で調整をしていただいて、特に南北の市街地の保育園の希望が多いわけですが、そういったところでできるだけ調整していただいて、待機を出さないような形での調整は、今現在ではできているところでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

現在というのは、今の11月、12月での希望をとった中ではあふれる子どもさんは今のところはいないという理解でよろしいのでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

そのとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号大樹町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第16号

○議 長

日程第12 議案第16号大樹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第16号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正をお願いするもので、関係省令の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第16号大樹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の条例の改正は、国において地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上、介護サービスの低下・重度化を通じた制度の安定的持続可能性の確保を図ることを目的とし、社会保障審議会において議論がなされた事項に基づき、指定介護予防支援事業所に係る厚生労働省令の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の第5条が改正されたことによるものです。

次の表の改正の前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明をいたします。

第4条第4項、1ページ下段から2ページ上段です。ここでは、指定介護予防支援事業所が事業運営にあたって連携に努める事業所等を規定しておりますが、ここに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法における特定相談支援事業所を追加するものです。

2ページの中段です。第7条第2項では、指定介護予防支援事業所は、介護サービス計画等を作成し、利用者の方への説明、同意を求めることとなりますが、その際に、利用者の方は複数のサービス事業所の紹介を求めることができることとするものです。

第7条第3項では、指定介護予防支援事業所は、利用者の方が病院等に入院する必要がある場合には、指定介護予防支援事業者の担当者の氏名を病院等に伝えることを求めることとするものです。これは、医療・介護の役割分担と連携の一層の推進を図るための取り組みの一つであります。

2ページ下段から3ページ下段までです。第7条第4項から第7条第8項まで、第7条第3項を追加したことによる条ずれによる条項の改正となっております。

3ページ下段から4ページ中段までです。第33条第9号です。第33条においては、指定介護予防支援の具体的取り組み方針を定めており、計画の作成、説明、サービスの提

供などを規定しております。

第9号においては、サービス担当者会議について規定しており、サービス計画作成の際の担当者会に利用者呼び、家族の参加を基本することと、新たに追加するものです。

同じく4ページ中段から下段です。第33条第14項の2では、指定介護予防支援事業所等の担当職員は、利用者の服薬状況、口腔機能などの利用者の心身及び生活状況の情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て、主治医、歯科医師、薬剤師等に提供することとするものです。これにつきましても、医療・介護の役割分担と連携の一層の推進を図るための取り組みの一つです。

4ページ下段から5ページです。第33条第21号です。改正前では主治医及び歯科医師については、以下、主治医師等と規定していたものを事後及び第22号において、主治の医師等と規定するものです。

第21号では、利用者の方が訪問看護やリハビリテーションなどの医療サービスを希望している場合が規定されており、第22号では、介護予防サービス計画に医療サービスを規定する場合に主治医及び歯科医師に意見・指示を求めることとされております。

同じく第33条第21号の2では、指定介護予防支援事業所等の担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、主治医及び歯科医師に当該計画を交付することを追加したものです。これにつきましても、医療・介護の役割分担と連携の一層の推進を図るための取り組みの一つです。

附則でございますが、本条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

2点伺いたいと思います。

1点目は、字句に関してであります。1ページ目の後段の追加になる部分、その下線部分で、障害者の日常生活という文があるのですが、町の条例等でいうと、障がい者の害という字はひらがな書きが多いと思うのですが、ここはそういうふうにならないのかどうか、その理由を伺いたいと思います。

もう1点は、4ページの33条の(14)に2が追加になるのですが、その中段で、利用者の服薬状況・口腔機能その他の利用者の心身またはと言っているのですが、口腔の後ろに閉じる括弧があるのですけれども、最初の括弧ないのです。これ、最初の括弧がどこかに入るのか、それともこれが不要なのか伺いたいと思います。

以上です。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 00 分

○議 長

再開いたします。

休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの質問の中で、ちょっと書類の整備をするため、ちょっと時間を要しますので、もう一度休憩します。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 30 分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、酒森町長から求められておりますので、酒森町長。

○酒森町長

ただいま、議案第 16 号条例の一部改正の質疑をいただいております。その中でご質疑がいただきました 2 点につきまして、2 点目の 4 ページの記載の部分であります。ただいま正誤表をお配りさせていただきました 4 ページ、正誤表の中段になりますが、利用者の服薬状況・口腔) その他と書いてありますが、この括弧については誤記であります。この正誤表のとおり、括弧のないものが正しいということでご訂正をさせていただきたいと思っております。お詫びを申し上げます。大変、失礼をいたしました。

今後、提出する議案については、内容の万全を期していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

もう 1 点の障害者の字句については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

字句等の訂正がございまして、大変申し訳ございませんでした。

質問の1点目の1ページ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律ということで、ここの部分につきましては、法律をそのまま条例のほうに引用しておりますので、法律の記載が害の字が漢字になっておりますので、そのまま害の字を使わせていただいております。

以上でございます。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号大樹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第17号

○議 長

日程第13 議案第17号大樹町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第17号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをお願いするもので、関係法令の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務については、平成30年度から市町村が実施することとなり、現在、都道府県条例で定められている事項についても、まちの条例で定めることとなったため、今回、ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第17号大樹町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明をいたします。

この条例の制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、第6条の規定により介護保険法が改正され、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が市町村に権限移譲されることとなったことによるものです。先ほど説明させていただきました議案は介護予防支援、つまり介護認定における要支援者が対象となっており、この議案は要介護者を対象としたものとなっております。

各条文の内容につきましては、それぞれの条文の概要についてのみ、ご説明をさせていただきます。

第1条は、条例の根拠法律である介護保険法を示し、また条例の趣旨として指定居宅介護支援事業者の指定及び事業の人員等の基準を定めることを規定しております。

第2条は、事業者の指定をしてはならない場合を規定しており、介護保険法第79条第2項第1号における法人でない場合には、事業者の指定をしてはならないとしております。

第3条では、基本方針として、指定居宅介護支援事業は利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことのできるように配慮しなければならないことを規定しております。

2ページをお開きください。

第4条では、事業者の数として指定事業所ごとに1以上の必要な介護支援専門員を常勤として置かなければならないことを規定しております。

第5条では、事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないことを規定しております。

第6条では、事業者は指定居宅介護支援の開始に際し、あらかじめ利用申込者、または

その家族に対し、重要事項が記載された文書を交付、説明し、サービス開始の同意を得なければならないことを規定しております。

3ページをお開きください。

第7条では、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならないことを規定しております。

第8条では、事業者がサービス提供が困難な場合は、他の事業者の紹介、その他必要な措置を講じなければならないことを規定しております。

4ページをお開きください。

第9条では、事業者は支援の提供を求められた場合には、被保険者等の受給資格の確認を行うことを規定しております。

第10条では、事業者は被保険者の介護認定に係る申請の協力を行うことを規定しております。

第11条では、事業所の職員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び求められたときは提示しなければならないことを規定しております。

第12条では、利用料は居宅介護サービス計画費と不合理な差額が生じないようにしなければならないことを規定しております。

第13条では、利用者からサービスに対する支払いを受けた場合には、利用料の額等を記載した証明書を交付しなければならないことを規定しております。

第14条では、指定居宅介護支援の基本取扱方針として、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止に資するとともに、医療サービスの連携及び支援の評価、改善を図ることを規定しております。

第15条では、居宅サービス計画の作成、利用者及び家族への説明、他のサービスとの連携などの指定居宅介護支援の具体的な取扱方針を規定しております。

7ページをお開きください。

第16条では、国民健康保険団体連合会における法定代理受領サービス等に係る報告について規定をしております。

8ページをお開きください。

第17条では、利用者から申し出等があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を提供しなければならないことを規定しております。

第18条では、事業者は利用者が不正な行為によって保険給付の支給を受けた場合には、町へ通知しなければならないことを規定しております。

第19条では、事業所の管理者は担当職員やその他の従業員の管理、申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なわなければならないことを規定しております。

第20条では、運営規定として定める事項を規定しております。

第21条では、事業者は利用者に対し、適切な支援を提供できるよう、担当職員、その

他の従業者の勤務体制を定めて置かなければならないことを規定しております。

9ページをお開きください。

第22条では、事業者は支援の提供に必要な設備、備品などを備えなければならないことを規定しております。

第23条では、事業者は担当職員の健康管理を行わなければならないことを規定しております。

第24条では、事業者は事業所の見やすいところに運営規定などの概要などを提示しなければならないことを規定しております。

第25条では、事業所の担当職員、事業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を漏らしてはならないことを規定しております。

第26条では、事業者が行う広告は、その内容が虚に巨大なものであってはならないことを規定しております。

第27条では、事業者及び事業所の管理者は、サービス計画の作成、変更に関し、特定のサービス事業者によるサービスを位置づける旨の指示を行ってはならないことを規定しております。

第28条では、事業者は利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応しなければならないことを規定しております。

10ページをお開きください。

第29条では、利用者に対する事業所の支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないことを規定しております。

第30条では、事業所ごとに経理を区分するとともに、他の事業の会計と区分しなければならないことを規定しております。

第31条では、事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならないことを規定しております。

11ページをお開きください。

第32条では、基準該当居宅介護支援の事業における準用を規定しております。

附則でございます。施行期日でございますが、本条例は30年4月1日から施行することとしております。ただし、15条第20号に係る部分につきましては、厚生省令により10月1日から施行することとされているため、その旨の規定をしておくものです。

次に経過措置として、第5条における管理者における経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

これは事業者のためのあれだというふうに思うのですが、これがされることによって介護される方というか利用する方、メリットは何かあるのですか、メリット。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今まで、この在宅介護支援事業所につきましては、道の条例により道が指定をしておりました。今回、権限移譲に伴いまして、その指定の事務について、市町村に落ちるということになります。ですので、今回、今、大樹町で指定を受けております在宅介護支援事業所につきましては、今まではみなし規定ということで事業を執り行うことができましたが、今回は新たにこの条例に基づいて指定を出していただいて、事業所としての指定の手続きを行うというような経過措置になります。

利用者の方については、そのこの部分の継続が引き続き行われるように、円滑な移行をとということで考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号大樹町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第18号

○議長

日程第14 議案第18号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第18号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてをお願いするもので、過疎対策のために実施しようとする事業を追加することについて、北海道知事との協議が整いましたので、今回、ご提案を申し上げるものであります。

なお、参考として法の関係条文を抜粋して掲載しておりますので、ご確認をお願いするとともに、内容につきましては、企画商工課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

議案第18号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明させていただきます。

本計画は、平成28年度に制定をさせていただきまして、この市町村計画につきまして、内容の一部の変更をお願いするものでございます。

参考としまして掲載しております過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項では、議会の議決を経て市町村計画を定めることができ、同条第7項で市町村計画の変更について、第1項を準用するとされていることから議決をお願いするものでございます。

今回の変更は、学校教育関連施設に給食施設を加えるものでございます。なお、市町村計画を変更する場合は、あらかじめ道に協議することとされており、本年2月8日に異議なしとの回答を得ております。

それでは2ページをご覧ください。

表の左側は変更前、右側が変更後の内容でございます。下線部分が変更箇所でございます。

区分7、教育の振興中、学校給食について、地域の生産物を生かした特色あるメニューの提供等をさらに推進し、食育と地産地消による地域の農業、水産業の活性化をも推進する必要があるとしておりますが、給食センターの設備、機器の更新が必要となったため、後段を食育と地産地消による地域の農業、水産業の活性化を図るとともに、給食の安定的

な提供体制を維持するため、設備、機器の計画的な整備、更新を進める必要があると変更し、事業計画の表中に、事業名、給食施設、事業内容、設備機器更新、冷凍冷蔵庫、調理機器、事業主体町を追加するものでございます。

3ページをご覧くださいませ。

過疎地域自立促進計画の参考資料でございます。給食施設の設備機器更新を追加したものでございます。この資料の事業量、事業費につきましては、概算のものを含んでおりまして、実際の執行に当たっては、当該年度の予算審議等で議会にお諮りさせていただくことになるものでございます。

以上でございます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第18号大樹町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 15 議案第 19号

○議 長

日程第 15 議案第 19号平成 29年度大樹町一般会計補正予算（第 8号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 19号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 29年度大樹町一般会計補正予算（第 8号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ 1億 667万 3,000円の追加と繰越明許費の補正、地方債の廃止と変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

議案第 19号平成 29年度大樹町一般会計補正予算（第 8号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1億 667万 3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64億 7,115万 5,000円とするとともに、繰越明許費の補正、地方債の廃止及び変更を行うものでございます。

最初に、資料でご説明申し上げますので、6ページをお開きください。

なお、資料につきましては、6ページから 34ページまでとなっておりますが、説明に際しましては、事業の追加、事業費増減の大きなものなどに絞らせていただき、事業完了や執行見込額の精査によるものは、説明を割愛させていただきます。

また、財源内訳につきましても、一般財源のみの増減や事業確定に伴います補助金の増減など、財源調整分については割愛をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

最初に 6ページの、議会費につきましては、154万 1,000円の減額でございます。

その下から 11ページにかけまして、総務費でございます。全体で 17万 6,000円の増。

最初に一般管理費、一般職給与、給料で 15万 9,000円の減でございます。先の臨時会におきまして、人件費の補正を行ってございますが、育児や病気による休職、欠勤に伴

います給料の減額により発生した不用額の減額と財源の調整を行うものでございます。

なお、昨年(2019年)の7月3日に発令いたしました会計を異にする人事異動者につきまして、7月1日現在の所属会計から給料を支給いたしておりましたが、7月1日、2日が土日で勤務実態がないということで、今回あわせて会計間の調整を行います。具体的には介護保険会計から支給した1名分、1月分の給料を一般会計からの支給に更正しております。後ほど、介護保険会計補正予算でも減額が出ますので、ご了承をお願いいたします。

次に7ページをお開きください。

財産管理費、町有地・建物維持管理経費、役務費から工事請負費まで942万1,000円の増でございます。委託料1,165万4,000円の増につきましては、公共施設の除排雪経費として1,250万円を追加したことが主な理由でございます。

企画費、航空宇宙産業基地誘致事業事業費で48万2,000円の増でございますが、美成地区に設置しております風向風速計の故障に伴います修繕料の追加でございます。多目的航空公園管理運営事業事業費12万円の増ですが、宇宙交流センターSORAの増築に伴いまして、電気料2月分を追加するものでございます。なお、あわせて財源の調整を行ってございます。

続きまして、12ページから16ページ中段までは民生費でございます。全体で7,277万7,000円の減でございます。12ページの中段、社会福祉一般事業12万4,000円の増につきましては、福祉灯油等に係る経費の追加でございます。

13ページをお開きください。

下段の高齢者保健福祉推進センター運営事業50万1,000円の増でございますが、需要費56万5,000円の増につきましては、主に暖房用燃料費の高騰による不足分の補正でございます。

続きまして、16ページ中段から18ページにかけまして、衛生費でございます。全体で848万2,000円の減でございます。

16ページの健康づくり推進費負担金補助及び交付金で25万円の増でございますが、帯広厚生病院の運営費負担金につきまして、対象経費の確定により不足額を追加したものでございます。

18ページをお開きください。

中段、労働費につきましては、16万2,000円の減でございます。

その下、18ページの中段から23ページにかけましては、農林水産業費でございます。全体で1,695万6,000円の減でございます。

20ページをお開きください。

3段目、担い手確保経営強化支援事業負担金補助及び交付金で3,118万2,000円の増でございます。財源は全額が国の支出金でございます。国の平成29年度補正予算で措置されました補助事業で、農業経営の体質強化を図るため、融資を活用して農業用機械を購入しようとする者が一定の要件を満たした場合に支援する制度で、事業費の2分の1

が補助対象となります。なお、納品が年度内に間に合わないものもありますので、事業費の一部につきましては、後ほど繰越明許費とさせていただく予定でございます。

その下、農業次世代人材投資事業 225 万円の減は、事業対象件数の減による減額でございます。

21 ページをお開きください。

中段、農地費、土地改良一般管理費 1,087 万円の減。これの主な理由につきましては、上大樹地区の道営事業で実施しております農道整備事業の事業量の減少、予算のつきがかんばしくなかったことによります減額と財源の調整を行うものでございます。

23 ページをお開きください。

中段の漁港管理費、漁港施設維持管理費 882 万 5,000 円の減でございますが、水産物供給基盤機能保全事業により予定をしておりました船揚場の整備につきまして、北海道段階で予算がつかなかったため、北海道への負担金として計上していた額を減額するものでございます。なお、この船揚場の整備につきましては、平成 30 年度の実施として予算を計上させていただきたいと考えてございます。

24 ページをお開きください。

商工費、全体で 127 万 5,000 円の減でございます。中段の観光振興費、ふるさと応援推進事業 455 万円の増でございますが、ふるさと納税の増加によりますお返し物、返礼品予算の不足による増額と財源の組み替えを行うものでございます。観光施設費、晩成温泉維持管理費 18 万円の増でございますが、晩成温泉入浴料の高齢者分の減免差額と現在の指定管理事業者以外が発行した入浴券の使用差額分の補正でございます。

続きまして、25 ページから 27 ページまでとなります。土木費、全体で 988 万円の増。2 段目の道路維持費、町道維持管理事業 3,876 万 2,000 円の増でございます。このうち、委託料 3,886 万 4,000 円の増の主な要因でございますが、町道除排雪経費の不足によるものでございます。

27 ページをお開きください。

中段でございます。大樹でかなえるマイホーム支援事業、こちらにつきましては、昨年の定例第 4 回町議会で予算の増額補正を行ってございますが、対象住宅の事業完了が平成 30 年度にずれ込むことにより、そのうちの一部 370 万円を減額し、あわせて財源調整を行ったものでございます。

28 ページをお開きください。

消防費につきましては、全体で 134 万 2,000 円の減でございます。

28 ページの中段から 32 ページの中段にかけて、教育費でございます。全体で 975 万 7,000 円の減でございます。

29 ページをお開きください。

下段の教育振興費、学校運営経費、備品購入費 5 万 9,000 円の増の内容につきましては、児童用の机と椅子であります。

30ページをお開きください。

中学校の学校管理費でございますが、161万円の増。これの主な要因につきましては、暖房用燃料の高騰等による不足額の追加とボイラーの修繕によるものでございます。

31ページをお開きください。

上段の生涯学習センター費、生涯学習センター運営費225万円の増でございますが、暖房用燃料と光熱水費の不足見込額の追加並びに財源調整を行うものでございます。中段の保健体育総務費、社会体育推進事業負担金補助及び交付金9万円の増でございますが、優秀選手の派遣助成金の不足によるものでございます。

32ページをお開きください。

上段の海洋センター維持管理費23万3,000円の増。高齢者健康増進センター維持管理費23万8,000円の増でございますが、こちらいずれも暖房用燃料の価格高騰等による不足額の追加でございます。

32ページの下段、公債費につきましては、全体で150万4,000円の減額でございます。元金101万6,000円の増。利子252万円の減につきましては、利率見直し方式により元利均等払いで借り入れました町債につきまして見直し後の利率が想定利率を下回ったため、総体的に元金の割合が増加し、利子が減額となったものでございます。

33ページから34ページにかけては諸支出金、全体で2億441万9,000円の増でございます。事業会計繰出金、各特別会計の増減についてご説明いたします。国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、163万円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、113万6,000円の減。介護保険特別会計繰出金につきましては、1,131万6,000円の減。介護サービス事業特別会計繰出金につきましては、514万7,000円の減。公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、1,308万6,000円の減。特別会計出資及び補助金のうち、病院事業補助金につきましては、19万9,000円の減。水道業補助金345万6,000円の増でございますが、総務省の定めます今年度の公営企業等繰出基準に基づく再算定結果により補助金を追加するものでございます。

続きまして、34ページをお開きください。

基金費、基金積立金2億3,947万1,000円の増でございます。歳計剰余金の見込額、基金利子、寄附金等を原資に基金に積み立てるものでございます。基金別の積み立て予定額につきましては、減債基金が10万円、公共施設整備基金が2億3,124万円、地域福祉基金が196万9,000円、航空宇宙産業基地誘致対策基金が49万9,000円、魅力あるまちづくり推進基金が566万3,000円の予定でございます。

以上、合計で、補正額1億667万3,000円の増。財源内訳では、特定財源が、国・道支出金152万4,000円の増、地方債が3,190万円の減、その他が1億2,973万9,000円の減、特定財源の合計では1億611万5,000円の減。一般財源が2億6,678万8,000円の増となるものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げますので、事項別明細書の38ページ、39ページをお開きください。

1款町税につきましては、全体では8,598万4000円の増となります。1項町民税のうち、1目個人町民税1,538万円の増、2目法人町民税1,654万円の増、2項1目固定資産税が5,356万7,000円の増でございます。

42ページ、43ページをお開きください。

中段の15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金3,389万2,000円の増につきましては、国の補正予算で取り組むことといたしました担い手確保経営強化支援事業に係る補助金を計上したものでございます。

続きまして、44ページ、45ページをお開きください。

中段の17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1,638万3,000円の増のうち、公共施設整備資金寄附金につきましては、平成28年度末に受けました大口寄附500万円を含んでございます。また、魅力あるまちづくり推進基金に積みました、こちらふるさと納税を原資としておりますが、最終的には4,770万円程度を見込んでいるものでございます。

その下、18款繰入金、1項繰入金、1目基金繰入金でございますが、現在、財務省などを中心にいたしまして、地方自治体の基金残高の増加に着目し、これを地方財政の余裕と指摘する声がありまして、一定水準以上の財政調整基金を積んでいる自治体に対し、地方交付税等の減額が行われる可能性について取り沙汰をされているところでございます。国と異なりまして、赤字地方債の発行が認められておりません地方自治体につきましては、地方交付税の削減や公共施設等の更新、災害対応のために財源を確保しておく必要がありますが、地方の努力で積み上げてきたこの基金でございますけれども、国の財政赤字を背景に、地方財源の削減の可能性は否定できない状況にあるものでございます。このため、標準財政規模に対します財政調整基金の比率を抑制することを目的といたしまして、特定目的基金からの繰り入れを全額、財政調整基金からの繰り入れに振り替えているものでございます。事情をご賢察の上、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、46ページ、47ページをお開きください。

下段の21款町債、1項町債、1目の土木債1,000万円の減でございますが、公営住宅の解体に充てることとしておりました地方交付税措置の全くない地方債の借り入れをとりやめたものでございます。2目過疎債につきましては、事業完了等に伴います不用額2,100万円を減額するものでございます。

続きまして、第1表、歳入歳出予算補正を説明いたします。2ページ、3ページの歳出からご説明を申し上げます。

補正額、2ページの議会費から、3ページの13款諸支出金まで、歳出合計、補正前の額63億6,448万2,000円、補正額、1億667万3,000円の増、補正後の歳出合計が64億7,115万5,000円。

続きまして、歳入の1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額63億6,448万2,000円、補正額、1款町税から21款町債まで1億667万3,000円の増、補正後の歳入合計が64億7,115万5,000円となるものでございます。

続きまして、第2表の繰越明許費をご説明申し上げますので、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費、6款農林水産業費、1項農業費、事業名担い手確保経営強化支援事業、金額につきましては、1,435万円でございます。

続きまして、第3表地方債補正をご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

最初に、地方債の廃止でございます。起債の目的、公営住宅建設事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、交付税措置のない起債でございまして、今回、借入れをとりやめるものでございます。

次に地方債の変更でございますが、いずれも限度額の変更で、起債の目的、過疎対策事業、限度額は2,100万円減の2億4,740万円に、辺地対策事業債につきましては、限度額を90万円減額し、3,760万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第19号平成29年度大樹町一般会計補正予算（第8号）の審議については、大樹町議会会議規則第54条但し書きの規定を運用し、歳出のみ款ごとに質疑をいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号平成29年度大樹町一般会計補正予算（8号）については、歳出のみ款ごとに審議を進めることに決定しました。

始めに、事項別明細書の歳出、48ページから49ページ、1款議会費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、1款の議会費の質疑を終了いたします。

次に48ページから55ページ、2款総務費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

53ページ、新規事業でようこそ赤ちゃん事業というのがあったのですけれども、当初予算で48万6,000円。今回、12万5,000円の減額ということなのですから、最終的には何名が該当するか教えてください。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、ようこそ赤ちゃん事業ということで、生まれた赤ちゃんにカトラリーのセットを送るといった事業についての実績についてのお尋ねがありました。

今年度からの該当者に対してお渡ししているわけですが、生まれて出生届けがされてから、その後、100日のあたりを目途に交付するというような形になりまして、実際には4月にお生まれになったお子さんには7月ごろに物が届くというような形になってございます。

今現在、執行済みにつきましては24件、今後、ちょっと3月までの間に執行できるものとしては、もう少しあるかとは思いますが、今回の補正では見込み数を14件と想定しておりまして、38件分の予算を確保して実行したいということでございます。

当初の予定は60件を想定しておりましたが、若干、お子さんの生まれる数が少ないということと、それからお渡しするのが3カ月程度後ということになりまして、実際、2月、3月にお生まれになったお子さんには3月までには渡らないというところもあって、そういった部分が少し減るといったようなことをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

それでは年度を超えてまた、そういうことが発生するということがいいですか。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

この事業につきましては、引き続き、30年度も事業として実施させていただきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、2款総務費の質疑を終了いたします。

次に、54ページから61ページ、3款民生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

59ページの7目発達支援センター費ですけれども、職員手当等13万5,000円の増なのですけれども、これを含めて時間外はどのぐらいの金額になるのか。それと賃金304万円の減なのですけれども、その詳細について聞きたいのですけれども。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、1点目の時間外の部分でございますが、当初予算としては127万3,000円ということで見込んでおりましたが、2月、3月分の見込みの部分が13万5,000円ほど足りない、大体3月末までで141万円くらいになるということで想定して13万5,000円ほど補正をお願いしているところでございます。

臨時指導員につきましては、現在3名おまして、もう1名探しておったのですけれども、なかなか人が見つからないということで、その分の賃金を減ということでございます。

以上でございます。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

ということで、1名、3名のところに2名しかいなかったということで、それだけ職員に時間外で負担がかかっていたということで解釈してよろしいのですね。今後もまた、職員の採用は続けていくという解釈でいいのか、その辺また職員体制を見直すのか、このままではちょっと、職員、大変な思いしていると思うので、その辺、今後どうするかということ、金額で、詳細について聞きたいのですけれども。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

職員体制につきましては、2名欠員の状態になっておまして、1名につきましては、本年4月から採用していただくということでお願いしておまして、1名の確保はしております。さらに、そのほかに臨時の方につきましても、引き続き探すというような形での、その職員体制のほうの充実を図っていただきたいと思います。その後の31年度以降の職

員体制につきましては、今後も事務局サイドとしても検討して、人員体制が充実するような形で行っていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

59ページの3款、2項2目の児童福祉施設費で、13節委託料、大樹保育園の委託経費が2,328万9,000円減額なのですが、当初予算は多分1億5,000万円ぐらいだったと思うのですが、その減額になった主な理由について伺いたいと思います。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

59ページの委託料の大樹保育園児童措置業務の2,328万9,000円減の部分だと思います。当初の見込みにおきましては、ゼロ、1、2歳児の単価の高いお子さんが、ある程度もう少し人数が多いのではないかということで見込んでおったのですけれども、その部分が伸びなかったということと、あと幼稚園部門、1号認定の子どもがもう少し、人数的に増えるのではないかということで予測をしておりましたが、その伸びが当初よりも少なかったということで、委託料として南北の保育園にお支払いする措置業務の保育料に係る部分が減となってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、3款民生費の質疑を終了いたします。

次に、60ページから63ページ、4款衛生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

63ページの1目労働諸費、処理工事のマイナス16万2,000円ですけれども、済みません。

○議 長

ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

61ページの1項2目13節の委託料、子どもミニドッグの減額補正ですが、当初55万円ぐらい計上していたのですが、この減額補正するということは、子どもたちがドッグの受診率が予想よりも低かったという理解でよろしいでしょうか。単純に。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

子どもミニドッグ、健診業務についてお答えいたします。

29年度、昨年度では大体16%程度の見込みがあったのですが、今回、29年度におきましては、5月と12月に実施しておりましたが、対象者数が小中高合わせまして342名おりまして、受診者が48名、14.0%と昨年より下回っておりまして、その分での減額ということになってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、4款衛生費の質疑を終了いたします。

次に、62ページから63ページ、5款労働費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

63ページの工事請負費ですけれども、マイナス16万2,000円ですけれども、作業日数と就労日数を知りたいのですけれども。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

29年度の季節労働者対策事業で行いました日数ですけれども、就労の部分だけですけれども、1月25日から2月2日まで行ってございまして、中1日が休みでございます。8日間実施してございます。就労者数でございますけれども22名でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

それでは質疑なしと認めます。

これをもって、5款労働費の質疑を終了いたします。

次に、62ページから69ページ、6款農林水産業費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

65ページの農業次世代人材投資事業補助金ですけれども、マイナス225万円ですけれども、もう少し中身の詳細についてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

農業次世代人材投資事業の補助金でございますけれども、もとは青年就農給付金という事業でございます、これが国の事業が変わりまして、農業次世代投資事業という形で進んでおります。

大樹町におきましては、2件の農業者の方が対象だったのでございますけれども、補助要件、所得基準でございますけれども、これが超えたため、1件が対象外となりました。新たに農業を始める方の補助でございます、所得要件が超えたことから、この分、減額をしております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

67ページ、3項水産業費の2目漁港管理費の13節委託料なのですが、流木処理業務で100万円を計上して、100万円減額補正でゼロになっているのですが、当初の主要目的と、なぜ全額補正になるのか理由を伺いたいと思います。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

委託料といたしまして流木処理業務ということで100万円を当初は計上させていただいておりました。基本的には、海岸の流木が発生したときに、このお金を活用させていただきながら処理を行うということで措置をしておりますが、大樹町に被害をもたらしました流木につきましては、北海道において全額、処理を行った形になってございますので、町費による支出はございませんので、その分、この100万円のほうを減額をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

65ページの19節の後ろのほうに農業次世代人材投資事業補助金と、それから担い手確保経営強化支援事業というのがあるのですが、これの内容についてお知らせ願いたいと思います。

(発言する者あり)

○西田輝樹議員

済みません、とりやめ。担い手のほうをお願いします。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

19節の担い手確保経営強化支援事業補助金でございます。この事業につきましては、国の平成29年度の補正予算につきまして先進的な農業経営を確立するために、担い手に対して必要な農業機械、または施設の導入を支援する事業でございます。国費2分の1以内の補助ございまして、町費の上乗補助はございません。大樹町内では、今、12件申し込みがございまして、トラクター、もしくはGPS等の自動運転ソーラーシステム等々の要望がございまして、これが採択になっている内容でございます。今年、29年度に基本的には事業完了なのですが、一部分、事業完了できないものですから、繰り越しという形で執行をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、6款農林水産業費の質疑を終了いたします。

次に、68ページから69ページ、7款商工費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、7款商工費の質疑を終了いたします。

次に、68ページから73ページ、8款土木費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

69ページの13節委託料ですけれども、町道除排雪業務ですけれども、4,000万円補正組まれているのですけれども、これ4,000万円を組むことによって、29年の今日までの総額は幾らになるのか、そうすると排雪部分と除雪部分、もし分けて数字が出ればお願いしたいのですけれども。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今年の除雪費の総額の予算ということで、当初4,543万6,000円を計上させていただきまして、1月の補正で2,000万円で、今回4,000万円の追加をお願いさせていただきまして、合計で1億543万6,000円となっております。

それから除雪費と排雪費の関係ですけれども、今までの2月末の実績でございますけれども、除雪費につきましては5,808万円ほど、排雪費につきましては1,407万円ほどになってございます。

以上でございます。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

除雪は多分、降雪何センチで出ると思うのですけれども、排雪の関係ですけれども、排雪の計画って、どこが中心でやっているのか、企業体を中心なのか、それとも町の職員が随時回って協議をして決めているのか、その辺のことを聞きたいのですけれども。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

排雪の関係につきましては、議員おっしゃられるとおり、委託業者に巡回もさせておりますけれども、町の職員も巡回をしております。そういった中で、考え方としましては、やはり経費のかかることですから、まずは交差点の角の雪をとって安全の確保に努めていくのが第1段階なのですけれども、今回のように多く降ったときには、道路全体の排雪を行うというようなことなのですけれども、基本的には委託業者及び町の職員が巡回した中で、僕も含めて、この期間で排雪しようということで、今回の雪については今日から排雪を行って、おおむね、1週間前後はかかるのではないかなと思っておりますけれども、そういった体制の中で委託業者、職員が確認をしながらゴーサインをしていくという内容になってございます。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

現課も業者も大変ご苦勞しながら計画立てるのですけれども、今回、3月1日の降雪で、一つ感謝というか、ありがたかったのは、速やかに有線放送ですぐ除雪はできないんだと、町民にご迷惑かけますけれども、随時やっていますのでご協力をお願いしますということは、やはりそういうことは、町民にとっては大変よかったのかなと思っております。

今後、これからの3月1日の降雪に向けて、どういう計画でいくのか、やはりそういうことも町民に知らせていかないと、多分、町民は優先順位ってわかっていけませんので、その辺は随時、町民にわかるようにしていただきたいのと、もう一つは、それを待たないで自分たちで交差点の角だとか除排雪している方もおられるのです。そういう方にも、ぜひ巡回をした折りに、一言声かけてやると、大変町民も喜んでやっていただけるといふか、進んで除排雪に協力していただけるといふので、その辺はぜひ、今後ともお願いしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま土木費で町道等の除排雪のご質疑をいただいております。除雪、排雪の件でお褒めをいただくということは本当はないので、うれしく思っております。今回も非常に1日の降雪が重くて多かったということもあって、建設課のほうと協議をした上で、とりあえず、通常の前定の朝まではあかない可能性があるということもあって、情報はお示しをさせていただきました。これからも逐一、除排雪にかかわらず、いろいろな情報については丁寧な対応をしていきたいなというふうに思っておりますし、住民の方が自ら除雪、排雪をやっていただけるといふのも、本当にまちとしてはありがたいことですので、そういうところをまた、そういう作業等を確認できれば、積極的にお礼の言葉の声かけもさせていただきますかと思っております。

ありがとうございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

71ページの18節備品購入費なのですが、除雪ドーザーの購入で1,245万1,000円の減額補正なのですが、当初予算4,405万2,000円で計上した除雪ドーザーなのですが、かなり金額が大きく減額になっているのですが、当初予定の機種か何かを変更したとか、ランクを下げたとか、そういうことがなくて、当初予定どおりの物を購入して、これだけ安く買ったという理解でよろしいですか。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

こちらの除雪ドーザーの備品購入に当たりましては、機種とかという特定をしないで、性能だとか規格だとかという仕様書をつくりまして、指示して入札させていただいたものですので、当初、目的の性能、機種、装備品などを満たした物を入札させていただきました、その結果として1,245万1,000円の減額となったという内容でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、8款土木費の質疑を終了いたします。

次に、72ページから73ページ、9款消防費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、9款消防費の質疑を終了いたします。

次に、72ページから79ページ、10款教育費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

教育総務費で75ページの奨学金の貸付なのですが、ちょっと540万円ほどということで減額額が大きいのですけれども、これ何か特別な、一応、前年度の1月ぐらいで条例上では募集していたと思われるのですが、こんなに大きく減額というのは、何か特別な事情があったのでしょうか。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

奨学金の貸付金につきましては、今まで従来まで決定している分のほかに、新規借入予定者数を想定して予算を組みます。ということで、既に決定して2年度目に入るものについては、数字は確実につかんでおりますが、新規借入者については、予定ですので、予想したほど申し込みがなかったということで、今回精査して減額とさせていただきました。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

新規の分というのは何人予定していて、実際に執行できたのは何人なのでしょう。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

申しわけありませんが、現在ちょっと手元資料がなくて申しわけありません。今、お答えできませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○議 長

後ほど示すということよろしいですか。

(いいですの声あり)

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、10款教育費の質疑を終了いたします。

次に、78ページから81ページ、12款公債費、13款諸支出金については一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、12款公債費、13款諸支出金の質疑を終了いたします。

次に、歳入の質疑を受けます。事項別明細書38ページ、1款町税から47ページ、21款町債まで、一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入の質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の全般において、事項別明細書に記載されている内容で質疑漏れがあった方で、特にお聞きしたい方がおりましたら質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第19号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第8号)についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第20号

○議 長

日程第16 議案第20号平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第20号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ4,480万8,000円を減額するものであります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第20号平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,480万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,960万9,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、12ページ、13ページの歳出をお開き願います。

補正の内容は、事業費の確定や執行見込みによるもので、財源内訳に変動を伴うものにつきましては、必要な組み替えを行っております。補正額がなく財源内訳の組み替えのみを行う項目につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額131万7,000円の減。

2項町税費、1目賦課町税費、補正額10万円の減。

1款の総務費につきましては、いずれも執行見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、743万円の減。

2目退職被保険者等療養給付費、900万円の減。

3目一般被保険者療養費、60万円の減。

5目審査支払い手数料、27万円の減。

療養諸費全体では1,730万円の減となっております。

2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、150万円の減。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、74万円の減。

次のページに移りまして、4目退職被保険者等高額介護合算療養費、30万円の減。

高額療養費全体では254万円の減となっております。

1項の療養諸費及び2項の高額療養費につきましては、給付費の動向を考慮した執行見込みにより減額としております。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、5万円の減。

2目退職被保険者等移送費、3万円の減。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、420万円の減。国保該当世帯の出産予定者が当初の見込みを下回る見込みとなったことから、減額としております。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、15万円の減。

3款、1項ともに後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、366万9,000円の減。ここでは、後期高齢者医療制度により、各医療保険者が負担しなければならない支援金を計上しておりますが、負担額の確定により減額しております。

6款、1項、1目ともに介護納付金、69万1,000円の減。ここでは、介護保険第2号被保険者の納付金を計上しておりますが、納付額の確定により減額しております。

次のページに移りまして、7款、1項ともに共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、894万9,000円の減。

3目保険財政共同安定化事業拠出金、962万1,000円の減。拠出金の執行見込みにより減額しております。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、11万9,000円の減。執行見込みにより減額しております。

10款諸支出金、1項還付金、5目国民健康保険災害臨時特例補助金還付金、7,000円の増。平成28年度に交付を受けました当該補助金の精算により還付金が生じることになりましたので、増額補正をお願いするものでございます。

2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金、392万1,000円の増。国及び道の特別調整交付金に含まれる直営診療施設分の額が決定したことから、町立病院特別会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開き願います。

1款保険税、1項保険税、1目一般被保険者保険税、補正額1,718万4,000円の減。

2目退職被保険者保険税、94万8,000円の減。

保険税全体では1,813万2,000円の減となっております。

1款の保険税につきましては、収納実績を考慮して減額しておりますが、被保険者数の減少が主な要因となっております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金、4,843万1,000円の減。

2目高額医療費共同事業負担金、241万7,000円の減。

3目特定健康診査等負担金、12万5,000円の減。

2項国庫補助金、1目調整交付金、715万7,000円の減。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金34万円の減。

3款、1項、1目ともに療養給付費交付金、742万円の減。

4款、1項、1目ともに前期高齢者交付金、94万6,000円の減。

次のページに移りまして、5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、241万7,000円の減。

2目特定健康診査等負担金、12万5,000円の減。

2項道補助金、1目調整交付金、550万7,000円の増。

6款、1項ともに共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、2,271万円の増。

2目保険財政共同安定化事業交付金、1,846万4,000円の増。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、3,000円の増。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、471万5,000円の減。

10款諸収入、1項延滞金及び加算金、1目延滞金、7万5,000円の増。
次のページに移りまして、2項雑入、1目雑入、65万8,000円の増となっております。

次に、5ページの総括の歳出をご覧ください。

歳出合計、補正前の額8億9,441万7,000円、補正額、1款総務費から10款諸支出金まで、4,480万8,000円の減、補正後の歳出合計8億4,960万9,000円。

次に、4ページ、歳入ですが、歳入合計、補正前の額8億9,441万7,000円、補正額、1款保険税から10款諸収入まで、4,480万8,000円の減、補正後の歳入合計8億4,960万9,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

歳入と歳出あわせていいですか。

(はいの声あり)

○菅敏範議員

歳入、7ページの保険税が約1,600万減額補正なのですが、今、説明では被保険者数の減少ということであったのですが、これは全体の町民の減少よりもちょっと多いかなと思うので、例えば国保から社会保険に変わった人とか、そういうことの減少なのか。単なる人口減少なのかということ。またそれに未納分があって、こういう数字になるのか、詳細をちょっと教えてください。

それから歳出では15ページの出産育児一時金なのですが、756万円の予算に対して420万円の減額補正なのですが、その当初予算より半分以上が減額になるということは、新生児が予定よりも少なかったということなのですが、ちょっと減額額が余りにも大きいということなので、当初見込みと現実の数字について説明をいただきたいと思います。

それから、ここの項の計と下の足し算違っているのです、1万ずつ。それは修正をしておいたほうがいいと思いますので、余分なことかもしれませんが。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

今3点ご質問いただいたのですが、1番最後に指摘を受けました合計欄の数字が、この表の中での集計とあっていないのではないかとこの部分について、まずお答えさせて

いただきたいと思います。ここは、款項という表示がありまして合計欄の計の欄は項全体の金額ということで、今回の補正にかかわっていない部分も含めて、その項の合計額というような表示がされている表になってございます。したがって、見た感じで上の数字と下の合計欄が、そこの足し算とあっていないという欄が結構、何箇所も見られるのですが、それは誤りということではなくて、この表の表示の仕方がそういうふうになっているということでご理解いただければと思います。

それでは歳入のほうの保険税の部分ですが、ここにつきましては、当初予算での積算の仕方と、今回は今時点の実際に入っている額を見比べながらということで精査させていただいているということになります。当初予算の段階は前年度の賦課、例えば29年度の当初予算については、28年度の当初賦課、7月時点の、その時点の被保険者数などを参考に、その時点の所得などの状況を見ながら予算を組み立てさせていただいているところがございます。実際、その見込みよりも年の途中では被保険者数が減っていくというような形になりますので、ちょっと予算の立て方が、そういう時期的なずれもあるということでご理解いただきたいと思います。人数が減っている分に関して、町全体の人口の減少よりも、ちょっと大きく減っているのではないかというお話もいただきました。現実的には国保の被保険者数は人口の減少率よりも低い推移で減少しているという形になっております。2月末現在の被保険者数は1,600をわずかに切るぐらいの数字になっています。当初、29年度、当初予算のときは、被保険者数1,750程度のカウントをしていましたので、ちょっと大きく減っているというのは現状としてございます。

その主だった要因は、人口の減少はもちろんあるのですが、国保からほかの保険に移るといった要因も大きくなってございます。ご指摘もありましたけれども、社会保険の移動ということでは、国保などに該当しました農業者の方が農業法人などになって、社会保険に移るといったようなケースがありますし、それから75歳になりますと、後期高齢者医療制度のほうに移行しますので、その方々は国保から後期のほうの医療制度に変わると。この数が、やはり多く出てきていますので、そういった関係で国保の被保険者数は減ってきているというような内容になってございます。

もう1点、歳出のほう、14ページ、15ページの出産育児一時金の関係でございます。ここも出産に対して42万円という形の支給を予定している部分なのですが、予算を組む段階では、ある程度多くのお子さんが生まれた年を想定しながら予算組みをさせていただいているという状況があります。今現在の実際の出産数にあわせて、今回補正をさせていただいているのですけれども、多くの要因は、大樹町全体のお子さんの数、例年より若干少ないのですけれども、そんなに極端にお子さんの出生率が少ないということではございません。ただし、国民健康保険の制度に該当されて生まれてくるお子さんについては、予定していた数字よりもかなり少なく、国保の対象者が少ないというような状況になってございますので、今現在の現状を見ながら、見込み数あわせて、今回減額補正させていただいているという内容になってございます。

○議 長

よろしいですか。

(いいですの声あり)

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君

○西田輝樹議員

6ページの国庫支出金の国庫負担金のところも療養給付費負担金ということで、1億7,000万円で4,800万円ほど減額しているのですけれども、これの減額が大きいということは療養給付費で、このパーセンテージに近いものが落ちていったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。例えば、これに対応する支出のほうの金額が3分の1とは言いませんけれども、3分の1近くの分が負担金として落ちてきているのですけれども、その支出の分もそれに近いもので落ちているから、このような減額になったのかなと思うのですけれども、その対応するところを教えてくださいと思います。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

国民健康保険の財政負担に関しては、ちょっといろいろな制度が、制度と言いますか、お金の出たり入ったりというところがあるので、なかなかわかりやすく伝えられるかどうかちょっとあれなのですが、今、お話ありましたように、国庫の療養給付費負担金、このお金は、現時点では、支出の保険給付費、これの総額の32%というものが原則、国が負担すべき割合という形になってございます。そういった意味では、保険給付費のほうも、今回減額をさせていただいておりますので、医療費のほうの支出が少し減っているということも一つの要因になってございます。

ただ、国庫が減少しているだけは落ちていませんので、そのほかの部分としては、そのほかに歳入が見込まれる部分については控除されていくというような中身がございまして。今回の部分でいきますと、共同事業費交付金、8ページになりますが、高額療養費、それから財政基盤安定の交付金などについて負担していただく費用が入ってきているというようなことなどもございまして、こういった町の会計に入ってくるお金と、それから医療費として支出されているお金のやりくりによって、この辺の道・国の交付金については、規則的なものが定められていて、それに基づいて数字が出てくるというような形になってございます。

以上です。

○議 長

西田輝樹君

○西田輝樹議員

調整交付金なんか、その最たるものだというふうに認識はしているのですけれども、今、歳出のほうでいけば、その対応するものというのは12ページの2款の保険給付費の療養のところのお金でいけば1,730ぐらいの減額になっているのですけれども、さらにその上回って減額になっているということは、今の共同何とか何たらというような、そういうふうなものとか、いろいろなものがあいからまって四千何百万、4,800万落ちてきたよというふうなことでよろしいのでしょうか。何か、療養給付費の落ち込みがそんなに落ちてないのに、この今の国庫負担金が余りにも落ちているなというのが素朴な疑問だったものですから確認させていただきました。間違っていなければそれで、今、僕の言ったのが間違っていなければそれでオッケーです。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

今、議員のほうで確認していただいたような内容で、支出に見合う分、それから町の会計のほうに入ってくるお金との関係で組み立てがされているということで、そこはそのとおりでございます。

ただ、先ほどの保険給付費の支出の分なのですけれども、保険給付費全体という形になりまして、1項の療養諸費だけではなくて、高額とか、そのほかの部分も含めて、これも対象になっておりますので、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第21号

○議 長

日程第17 議案第21号平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第21号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出でそれぞれ427万8,000円を追加するものがあります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第21号平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ427万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,857万8,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3万5,000円の減。執行見込みによる減額でございます。

2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額423万5,000円の増。ここでは、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合への納付金を計上しております。事務費負担金は、確定により52万7,000円の減。保険料と保険料軽減分を合わせた保険料等負担金は、見込額での計上でございますけれども、476万2,000円の増となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、7万8,000円の増。過年度分の所得に対し、更正申告がされた場合などに保険料が還付となりますが、予算が不足することから増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

1款1項1目ともに後期高齢者医療保険料、補正額478万円の増。ここでは、後期高齢者医療保険制度に加入されている方の保険料を計上しております。保険料の収納見込みにより増額となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額115万4,000円の減。ここでは事務費分と保険基盤安定繰入金として、保険料の軽減分を一般会計から繰り入れておりますが、広域連合へ納付する事務費負担金の減などにより減額となっております。

3款1項1目ともに繰越金、補正額57万4,000円の増となっております。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、7万3,000円の増。2目還付加算金、5,000円の増。過年度、保険料の還付がある場合には、同額が広域連合より補填されることとなっております。

次に、5ページ総括の歳出をご覧ください。

歳出合計、補正前の額8,430万円。補正額、1款総務費から3款諸支出金まで、427万8,000円の増。補正後の歳出合計、8,857万8,000円。

次に、4ページ歳入ですが、歳入合計、補正前の額8,430万円。補正額1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで、427万8,000円の増。補正後の歳入合計、8,857万8,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号平成29年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 22号

○議 長

日程第 18 議案第 22号平成 29年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第 4号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 22号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 29年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第 4号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ 3,978万 7,000円を減額するものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第 22号平成 29年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第 4号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 3,978万 7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ 6億 9,775万 4,000円とするものです。

補正の内容は、年度末に伴う各事業の歳入歳出の確定や見込み等による事業費の精査で、減額補正が主な内容となっております。

事項別明細書でご説明いたしますので、歳出の 10ページ、11ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 26万 3,000円の減。介護保険事業計画策定委員会委員報酬の減が主なものとなっております。

3 項介護認定審査会費、2 目介護認定審査会費、60万 9,000円の増。

3 目認定調査費、9万 6,000円の増。

介護認定審査会費の増は、南十勝介護認定審査会費の前年決算額の確定に伴う負担金の精算による増です。認定調査費につきましては、認定調査件数の増により臨時職員の賃金

が増加したことによるものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正額 1,454 万 3,000 円の減。

2 目居宅介護サービス計画費、58 万 7,000 円の減。

3 目施設サービス給付費、860 万 7,000 円の減。

4 目福祉用具購入費、17 万 1,000 円の減。

5 目住宅改修費、85 万 8,000 円の増。

6 目特定入所者介護サービス費、440 万円の減。

7 目審査支払手数料、13 万 5,000 円の減。

2 項高額介護サービス費、1 目高額介護サービス費、241 万 6,000 円の減。

これらは主に、サービス利用者の減によるものですが、住宅改修につきましては、当初予算に対し、利用料の不足が見込まれることから増額をいたします。

12 ページ、13 ページをお開きください。

3 款地域支援事業費、1 項地域支援事業費、1 目地域支援事業費、補正額 991 万 7,000 円の減。補正の内容は、人事異動による職員給与等の減と、社会福祉協議会に委託しております介護予防日常生活支援事業及び介護予防訪問通所介護サービス相当事業の精査により見込み額を減額するものです。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入です。

1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者介護保険料、補正額 229 万 2,000 円の減。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 575 万 9,000 円の減。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 285 万 3,000 円の減。

2 目地域支援事業交付金、補正額 44 万 8,000 円の増。

4 目地域支援事業調整交付金、補正額 71 万 7,000 円の減。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 336 万 9,000 円の減。

2 項道補助金、1 目地域支援事業交付金、補正額 6 万 9,000 円の増。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 1,158 万円の減。

2 目地域支援事業支援交付金、211 万 4,000 円の減。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 1,130 万 9,000 円の減。

8 ページ、9 ページをお開きください。

7 款諸収入、2 項雑入、3 目雑入、補正額 31 万 2,000 円の減。

次に、5 ページをお開きください。

総括の歳出です。

歳出合計、補正前の額7億3,754万1,000円、1款総務費から3款地域支援事業費まで補正額3,978万7,000円の減、計6億9,775万4,000円。

次に、4ページ、歳入となります。

歳入合計、補正前の額7億3,754万1,000円、1款介護保険料から7款諸収入まで補正額3,978万7,000円の減、計6億9,775万4,000円となるものです。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第23号

○議 長

日程第19 議案第23号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第23号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ323万8,000円を減額するものであります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

それでは、議案第23号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ323万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,433万7,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出です。

1款1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額287万5,000円の減。主なものにつきましては、7節の賃金262万4,000円の減。これはデイサービスの臨時職員の賃金の所要見込による減額でございます。

11節需用費、42万4,000円の増は、暖房給湯用の燃料高騰に伴う増額でございます。

2款1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額36万3,000円の減。主なものにつきましては、11節需用費153万9,000円の増。これも暖房給湯用の燃料費の所要見込みによる増額でございます。

15節工事請負費、97万2,000円の減は、防犯カメラ設置、老人ホーム浴室改修工事の事業確定に伴う減額でございます。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入です。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス事業収入、補正額43万3,000円の減。

2目介護老人福祉施設事業収入、補正額419万7,000円の減。

2項介護予防日常生活支援総合事業費収入、1目通所型サービス事業費収入、補正額127万8,000円の増。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目居宅介護サービス事業負担金、補正額69万1,000円の増。

2目介護老人福祉施設事業負担金、補正額201万2,000円の増。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額521万2,000円の減です。

4款1項1目ともに繰越金、補正額347万2,000円の増。

5款諸収入、2項1目ともに雑入、補正額84万9,000円の減です。

次に、総括の5ページの歳出をお開きください。

歳出、1款居宅介護サービス事業費と、2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額、3億9,757万5,000円。補正額323万8,000円の減。計3億9,433万7,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入。

1款サービス収入から5款雑入まで、歳出合計、補正前の額、3億9,757万5,000円、補正額323万8,000円の減、計3億9,433万7,000円となるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第23号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議 長
再開します。

◎日程第20 議案第24号

○議 長

日程第20 議案第24号平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第24号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,724万7,000円の減額と、地方債の補正を行うものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

それでは、議案第24号平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして説明させていただきます。

今回の補正は、第1条で、歳入歳出それぞれ2,724万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,962万7,000円とするものでございます。

この補正に伴いまして、第2条では、地方債を変更する内容となっております。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、10ページの歳出をお開き願います。

3、歳出。

1 款管理費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額204万7,000円の減。

2 目普及推進費、28万3,000円の減。このうち、19節水洗便所設置補助金は、既設トイレの改造による設置件数が少なかったことによる減額でございます。

2 項施設管理費、1 目管渠管理費、46万5,000円の減。

2 目処理場管理費、83万2,000円の減。

3 目個別排水管理費、47万8,000円の減。

2款事業費、1項下水道整備費、1目下水道建設費、1,679万5,000円の減。13節委託料のうち、公共下水道事業調査及び実施設計委託業務の400万円の減額につきましては、本年度国庫補助の割り当てがなかったことによるものであります。それからまた、15節公共下水道工事につきましては、公共弁の設置が少なかったことにより減額となるものでございます。

2項個別排水処理施設整備費、1目個別排水処理施設建設費、633万円の減。これにつきましては、委託料及び工事費で、ともに、当初、浄化槽を10基分を計上していましたが、9基の設置となったために減額となるものでございます。

11ページ、12ページをお開き願います。

3款、1項ともに公債費、2目利子、1万7,000円の減。

7ページ、8ページをお開き願います。

2、歳入。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道負担金、補正額21万円の増。

2目個別排水処理事業受益者分担金、18万円の減。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金、652万7,000円の減。これにつきましては、終末処理場の長寿命化事業に係る国庫補助金で、事業費の確定により減額となるものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1,308万6,000円の減。

5款、1項、1目ともに繰越金で、403万6,000円の増。

6款、1項ともに町債で、1目下水道事業債、660万円の減。

2目過疎対策事業債、510万円の減。

これら町債につきましては、終末処理場の長寿命化事業及び個別排水処理施設の設置事業費の確定により、それぞれ減額となるものでございます。

次に、6ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、補正前の額3億687万4,000円、補正額、1款管理費から3款公債費まで、2,724万7,000円の減、補正後の歳出合計2億7,962万7,000円。

続きまして、歳入を説明しますので、5ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額3億687万4,000円、補正額、1款分担金及び負担金から6款町債まで、2,724万7,000円の減、補正後の歳入合計2億7,962万7,000円となるものでございます。

次に、3ページの第2表、地方債補正をお開き願います。

第2表、地方債補正。

今回の補正につきましては、既定の地方債の限度額を変更するもので、起債の目的の下水道事業債は1,850万円を1,190万円に、過疎対策事業債は1,340万円を830万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと2点ほど、10ページの工事請負費、1番下の段なのですけれども、当初10個予定されていて、実施が9個とおっしゃられたのでしょうか。9個が僕の聞き間違いでなければ、1個当たり、こんなに高い金額が設置費かなと思って、疑問なのですけれども、それが1点でございます。

それからあと、8ページ歳入のほうの中に、下水道事業債ということなのですけれども、これは交付税バック、例えば清掃交付金のような感じで50%戻ってくるよとか、俗に言う交付税バックというのがあるものなのでしょうか。

以上、2点でございます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

最初の個別排水処理施設整備工事の減額584万3,000円の内容でございますけれども、説明したとおり、当初10基、それから発注につきましては9基ということで発注して、今回の減額となつてございますが、当初は10基で2,200万円を計上しております。ただ、10基といつても5人槽、7人槽、10人槽ということで、大体5人槽で百六、七十万円から、10人槽になりますと二百二三十万円ということで幅がございますので、あと入札の執行減とかもございまして、そういった中でおおむね2,200万円の中で10基という想定で計上してございまして、予算の範囲内の中で11基あればできる場合もございまして、そういった大枠の計上でございます。そういった内容で、当初10基を想定してございましたが、実績としては9基、執行残としては大きく580万円残つたものですから、減額という内容でさせていただきます。

それから歳入のほうの、8ページの下水道事業債過疎対策事業債の関係ですけれども、こちらの交付税措置はございますが、申しわけございません。具体的に確か2分の1だったような気は、2分の1とか70%とかの起債の内容によって違うのですけれども、今ちょっと細かい手持ちはございませんので、正確なこととしてお答えできませんが、交付税措置の対象となる起債でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第24号平成29年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第25号

○議 長

日程第21 議案第25号平成29年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第25号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、過年度分損益勘定留保資金を8,392万8,000円に改め、収入を1,550万5,000円増額し、支出を1,156万3,000円減額、第3条の資本的収入及び支出では、過年度分損益勘定留保資金を2億3,683万3,000円に改め、収入を198万3,000円、支出を4,076万9,000円、それぞれ減額、第4条では、他会計から受ける補助金の額を7,540万1,000円に、第5条では棚卸資産の購入限度額を771万2,000円にそれぞれ改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

それでは、議案第25号についてご説明させていただきます。

平成29年度大樹町水道事業会計補正予算（第4号）について、第1条、平成29年度大樹町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、過年度分損益勘定留保資金を8,392万8,000円に改めることとし、補正額は、収益的支出を1,550万5,000円増額、収益的支出は1,156万3,000円を減額するものでございます。

2ページをお開き願います。

第3条の資本的収入及び支出では、過年度分損益勘定留保資金を2億3,683万3,000円に改めることとし、補正額は資本的収入を198万3,000円減額、資本的支出は4,076万9,000円減額するものでございます。

第4条では、他会計からの補助金を7,540万1,000円に、第5条では、棚卸資産の購入限度額を771万2,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、13ページ、14ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額361万5,000円の減。

下がりまして、2目配水及び給水費、134万2,000円の減。

3目総係費、補正予算額91万円の減。

15ページ、16ページをお開き願います。

3項特別損失、1目その他特別損失、387万2,000円の減。

5目資産減耗費126万4,000円の減。

2項営業外費用、2目消費税費、75万円の減。

3項雑支出、19万円の増。これにつきましては、28年度の使用料につきまして事業年度終了後の漏水認定により、調定を修正するものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額1,200万円の増。これにつきましては、水道使用料ですけれども、昨年4月から1月までの実績と、2月、3月は例年の実績を考慮しまして、使用料の増額を見込むものでございます。

2目手数料、13万5,000円の増。

3目負担金、7万1,000円の減。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、16万8,000円の増。

2目一般会計補助金、335万3,000円の増。

3目長期前受金戻入、22万2,000円の減。

損益勘定留保資金、2,706万8,000円の減。

次に、19ページ、20ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額2,892万2,000円の減。

下へ移りまして、2目消火栓整備費、20万1,000円の減。

次に、21ページ、22ページをお開き願います。

2項1目ともに、配水管保証工事費で、840万1,000円の減。

3項1目ともに、量水器整備事業費で324万5,000円の減。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに工事補償金で、補正予算額819万5,000円の減。これにつきましては、主に住吉送水管仮設配管布設工事請負費等の確定により減額となるものでございます。

2項、1目ともに工事負担金で、10万5,000円の増。これにつきましては、老朽消火栓更新工事と緑苑通線配水管敷設工事の事業費確定によるものでございます。

4項、1目ともに国庫補助金で、610万7,000万円の増。これにつきましては、平成28年度に施行した坂下取水場の護床ブロック復旧工事と、ヌビナイ送水管の応急復旧工事に係る災害復旧事業の国庫補助金でございます。

損益勘定留保資金、3,878万6,000円の減。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号平成29年度大樹町水道事業会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第26号

○議 長

日程第22 議案第26号平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第26号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入、支出ともに2,500万円を減額、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を53万円に改め、収入を358万8,000円、支出を574万8,000円それぞれ減額、第4条は企業債の変更で、医療機器購入のための起債について補正前の限度額860万円を520万円に減額するもので、起債の方法、利率及び償還の方法についての変更はありません。第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費について1,215万円減額の6億4,568万円に改め、第6条では、棚卸資産の購入限度額を1億3,123万円に改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

それでは、議案第26号について説明させていただきます。

平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、第1条平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算、第1号は次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、収入、支出ともに2,500万円減額の補正をお願い

するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を53万円に改めることとし、収入を358万8,000円、支出で574万8,000円それぞれ減額の補正をお願いするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第4条では、企業債の限度額を340万円減額し、520万円とするものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の給与費を1,215万円減額し、6億4,568万円に改め、第6条では、棚卸資産購入限度額を800万円減額し、1億3,123万円に改めるものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、12ページ、13ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、補正予算額1,215万円の減。看護師の育児休業などに係る減額が主な要因でございます。

次に、2目材料費、800万円の減。

3目経費、442万9,000円の減。いずれも執行見込みによるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

6目研究研修費、50万円の減。執行見込みによるものでございます。

2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、2万1,000円の減。事業費確定によるものでございます。

4目消費税、10万円の増。医療収益における公衆衛生活動収益が増えたことによるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益、700万円の減。

2目外来収益、2,390万円の減。

3目その他医業収益、200万円の増。

いずれも実績見込みによるものでございます。

2項医業外収益、2目他会計負担金、2万1,000円の減。企業債利息の確定に伴うものでございます。

6目その他医業外収益、392万1,000円の増。救急患者受け入れに伴う国保調整交付金分でございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費、357万1,000円の減。機器及び備品購入に伴う事業費確定によるものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債元金償還金、7,000円の減。
3項、1目ともに貸付金で、217万円の減。事業費確定により減額となるものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに一般会計負担金、17万8,000円の減。

4項、1目ともに企業債、340万円の減。

5項、1目ともに貸付金返還金、1万円の減。

損益勘定留保資金、216万円の減。

いずれも事業費確定により減額となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第26号平成29年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時29分

平成30年第1回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成30年3月6日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 平成30年度行政執行方針及び教育行政執行方針
- 第 3 議案第 27号 平成30年度大樹町一般会計予算について
- 第 4 議案第 28号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算について
- 第 5 議案第 29号 平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 6 議案第 30号 平成30年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 7 議案第 31号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 32号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 9 議案第 33号 平成30年度大樹町水道事業会計予算について
- 第10 議案第 34号 平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第11 予算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 福岡孝道	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修

農林水産課長兼町営牧場長	瀬 尾 裕 信
建設水道課長兼下水終末処理場長	鈴 木 敏 明
会計管理者兼出納課長	高 橋 教 一
町立病院事務長	伊 勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	小 森 力
主 査	真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

2番 齋藤 徹 君

3番 杉森 俊行 君

4番 松本 敏光 君

を指名いたします。

◎日程第2 平成30年度行政執行方針及び教育行政執行方針

○議長

日程第2 平成30年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長及び教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議長よりお許しがありましたので、平成30年度各会計予算に対する執行方針と主要施策について申し上げます。

初めに、平成30年度各会計予算案の審議に当たり、その概要と町政運営の基本方針並びに主要施策について私の所信を申し上げます。

私は、町長就任以来、第5期大樹町総合計画の理念である「活力とやすらぎあふれるまちづくり」の実現や国が掲げる地方創生の推進に向けて、町政を進めてまいりました。

この間、多くの皆様から寄せられましたまちづくりに対する熱い思いと期待を真摯に受けとめ、職員とともに知恵を絞り、実現させることが私の最大の使命と考えております。

私の任期も残すところ1年余りとなりましたが、皆様の声を形に変えていくことに全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基本認識ですが、日本経済は、名目GDPや企業収益が過去最高の水準となるなど、雇用・所得環境を中心に、経済の好循環が回り始めており、海外経済の不確実性や金融資本

市場の変動等の不安要素はあるものの、緩やかな回復が続くことが期待されております。

一方、消費の伸びについては、雇用や所得環境の改善に比して相対的に弱く、この一因として、財政や社会保障の持続可能性への不安が指摘されています。

このような中、国の平成30年度予算案においては、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するため、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の長期的課題に立ち向かうとしております。

大樹町の社会経済情勢を見ますと、社会面では人口減少や少子高齢化が続いており、産業面では基幹である農業は堅調なもの、ここ数年の水産業の不漁や自然災害による森林資源の被害、労働力需給のアンバランスなど、停滞感が見られます。

また、生活環境基盤の老朽化や災害対策、子ども・子育て支援対策や福祉の充実など、安全・安心な住民生活を支えるための喫緊の課題も山積しておりますので、限られた予算の効率的な配分と執行、持続性の高い財政運営を念頭に、町政の執行に取り組んでいく所存であります。

平成30年度の予算編成方針ですが、国の予算編成においては、引き続き財政健全化への着実な取り組みを進める一方、「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など、重要な政策課題について必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指しております。

地方財政については、地方が子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとされました。

しかし、自主財源基盤の脆弱な地方公共団体にとって、社会保障の充実や経済と雇用の裾野を広げる産業の育成、安全・安心な住民生活の提供に要する財源の不足は、解消されるに至っておりません。

第5期大樹町総合計画に掲げるまちづくりの具現化や、「大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生を着実に推進するためには、住民の皆様との対話の拡大とより透明性の高い行政運営、将来を見据えた効率的な施策の構築、機動性と持続性の高い財政運営が不可欠と考えておりますので、これらの視点に基づき、予算編成を進めてまいりました。

この結果、一般会計及び7特別会計予算の総額は112億849万円、対前年比8億5,049万円の増、8.2%の増、一般会計は68億5,700万円、対前年比7億5,500万円の増、12.4%の増、特別会計は43億5,149万円、対前年比9,549万円の増、2.2%増となりました。

一般会計歳入予算については、一般財源48億4,902万7,000円、構成比で70.7%、特定財源20億797万3,000円、構成比29.3%であります。

町税につきましては、平成29年度の収納状況などを勘案し、町民税、軽自動車税を増額で計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税を1億4,000万円、特別交付税を2,000万円、それぞれ減で計上いたしました。

国庫支出金につきましては、学童保育所・児童館建設事業や町営住宅建設事業などにより、約3,900万円の増で計上いたしました。

財産収入につきましては、強風等により被害を受けた町有林の処分がある程度終了したことから、約3,500万円の減で計上いたしました。

繰入金につきましては、地方交付税の減少などにより財源不足額が増加し、財政調整基金から6億円を繰り入れることとしたため、前年に比べ、約2億6,700万円の増となっております。

町債につきましては、学童保育所・児童館建設事業に6億7,320万円を計上したことにより、前年に比べ、5億8,560万円の増となりました。

歳出では、学童保育所・児童館建設事業費として約7億2,000万円、前年度は繰越明許費で措置した町営住宅建設事業に約9,200万円を計上した結果、普通建設事業費が約7億3,400万円の増となっております。

平成30年度の主要施策ですが、予算編成方針に基づき、平成30年度予算に計上した事業の主なものにつきまして、総合計画の五つの基本目標に沿って、順次ご説明を申し上げます

第1は「人と自然にやさしいまちづくり」です。

道路につきましては、適切な維持管理を図るとともに、今年度着手する日方団地の建設事業にあわせ、同団地内の町道整備を一部進めてまいります。また、次年度以降に整備予定の路線の調査設計を行い、生活環境基盤の計画的な整備を進めてまいります。

橋梁の長寿命化事業につきましては、ふるさと大橋の橋台補修を行ってまいります。

地域の情報化を図っていく上で不可欠なブロードバンド基盤ですが、既に光ファイバー網が整備されている市街地以外の地域につきまして、無線方式による整備への支援を国に要請しております。

市街地以外の地域における情報通信基盤の格差は大きく、移住や農業後継者・担い手の確保、観光、企業活動などにも影響があり、地域発展の妨げにもなっているものと認識しておりますので、補助制度が活用できることとなった段階で、予算について協議をさせていただきます。

町営住宅の建替えにつきましては、公営住宅等長寿命化計画や都市計画マスタープランに基づき、日方団地1棟の建設と住棟の解体などを行います。

既存の町営住宅につきましては、屋根の張替や塗装などを実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

住宅リフォーム支援事業により、個人の住宅の長寿命化、省エネルギーの推進や住環境

の向上、町内業者の受注による地域経済の活性化を図ってまいります。

大樹でかなえるマイホーム支援事業により、住宅の新築等の費用の一部を補助し、移住及び定住の促進と住みよい住環境づくりを推進してまいります。

震災に強いまちづくりを推進するため、戸建て住宅に対する耐震診断と耐震改修支援制度を継続してまいります。

交通事故防止や防犯などの地域安全対策につきましては、広尾警察署をはじめ、交通安全推進委員会などの関係団体と連携し、広報活動や街頭指導などによる各種啓発運動に努めてまいります。

大樹消防団につきましては、近年全国的に発生している自然災害等も踏まえ、地域防災体制の一層の充実強化を図ってまいります。

防災対策につきましては、避難所に配備する備蓄品や、防火水槽の整備を行うとともに、引き続き防災意識を高める地域活動への支援や避難訓練を実施してまいります。

第2は「安心と支えあいのまちづくり」であります。

町民一人ひとりが、健やかに安心して暮らすためには、心身の健康が第一です。

子どもの生活習慣病予防のため、大樹小学校の協力により、新たに小学校を会場とした健診を実施し、受診児童数を増やす取り組みを行います。児童の健診結果につきましては、学校と情報を共有し、児童や保護者への保健指導につなげてまいります。

特定健診における受診率の向上のため、受診勧奨と重症化予防対策を継続いたします。特定健診対象者以外の方についても趣旨を説明の上、健診結果を提供いただき、保健指導を行っておりますので、今後も対象者の拡大に向けて、積極的な働きかけをしてまいります。

さまざまな合併症を引き起こす糖尿病は、ご本人の生活の質を著しく低下させるのみならず、経済的にも大きな負担となります。町内外の医療機関と連携し、重症化リスクの高い方が人工透析に移行することを防止する糖尿病性腎症重症化予防に向けた取り組みを促進してまいります。

予防接種につきましては、ロタウイルスなどの任意接種の助成を継続するとともに、感染による合併症を予防するため、おたふくかぜワクチンの2回接種の予算を計上いたしました。

高齢者施策につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や町内会、ボランティアなど、関係する団体との連携を図り、互いに支えあう福祉のまちづくりを推進してまいります。

昨年4月からスタートした介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、地域ふれあいサポーターによる日常生活援助の仕組みの構築や介護予防のための「いきいき健康クラブ」など、社会福祉協議会を中心に推進しておりますが、推進体制の強化を図るため、社会福祉協議会に新たな専門職として社会福祉士を配置いたします。

子育て支援につきましては、平成31年度に供用開始を予定している学童保育所・児童館の建設工事に着手します。平成30年度は本体工事、平成31年度の開所後に外構工事を行うこととしております。

大樹町の保育料は、国の基準から平均で50%減額しておりますが、さらに10%減額して40%とすることで、子育て世帯の負担軽減を図ります。

医療給付事業につきましては、心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児及び児童の医療費助成を継続してまいります。

第3は「夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり」です。

大樹町総合教育会議における協議などを通じて、教育委員会と十分に意思疎通を図り、教育問題などを共有して、大樹町教育大綱の推進を図ってまいります。

中学校のタブレット機器の整備、生涯学習センターや図書館の設備の更新、文化団体への補助金の増額など、住民の皆様の学習環境の向上を図るため、所要の予算を計上いたしました。

大樹高校は、高校生議会やボランティア活動などを通じ、学校ぐるみでまちづくり活動に参画するなど、地域社会や住民にとっても大切な財産となっておりますので、学校や高校生活の魅力を高める取り組みに対し、引き続き支援をしております。

第4は「資源を豊かさにつなげるまちづくり」です。

地域経済を支える産業の育成と振興ですが、基幹産業である農林水産業につきましては、生産基盤整備を継続して進めるとともに、農・畜・水産物の付加価値や生産効率の向上、資源の維持確保に向けた取り組みを進めてまいります。

尾田地区で開始した農地等交換分合事業は、3年計画の2年目となります。尾田地域の担い手と十分協議を進めながら、分散している農地の集約化が図られるよう努めてまいります。畜産の振興につきましては、乳用牛雌判別精液産子確保事業や有料黒毛和種採卵流通事業などにより、後継牛確保を主として、生産体制の強化を支援してまいります。

農地基盤整備につきましては、小規模な明渠・暗渠排水路の整備、心土破碎などを支援してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、有害鳥獣被害対策協議会を通じて、各種対策を講じてまいります。

林業につきましては、森林資源の循環利用と林業の再生が促進されていくことが重要であり、引き続き下刈促進事業や間伐促進事業など、振興対策を実施してまいります。

水産業につきましては、国や道などの関係機関と連携しながら漁港施設整備を進めておりますので、老朽化した施設等の整備に伴う地元負担金を計上いたしました。

大樹漁協青年部が主体で行っている「生花苗沼しじみ保存会」活動への支援やホッキ漁場の探索、資源調査など、栽培漁業の促進や資源管理型漁業の強化に努めてまいります。

商工業は、地域住民の暮らしや雇用を支える大切な役割を担っています。

人口減少、後継者不足など厳しい経営環境に置かれている商工業者を支援するため、引

き続き中小企業特別融資と公庫資金貸付金の利子補給を実施いたします。

観光振興につきましては、「宇宙のまち」をキーワードに、セミナーやモニターツアー、プロモーションなど、大樹の魅力を発信できる観光商品の開発や推進体制の構築に向けて取り組んでまいります。

晩成温泉につきましては、先の火災を教訓とし、安全で安心快適な憩いの場として運営するとともに、まちの大切な観光施設として、施設のあり方について、引き続き協議してまいります。

地場産業振興奨励事業や起業家等支援事業により、空き店舗の活用や魅力ある商店街づくり、地場製品の高度利用や販路拡大に取り組む事業者を支援してまいります。

ふるさと納税は、当町のまちづくりに対し全国から寄附を募るとともに、まちの特産品のPRを図る絶好の機会です。制度の円滑な運営と寄附の拡大を図るため、関係者と協議する場を設け、広く意見を集め、さらに発展するよう取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、悪質商法などによる被害が複雑かつ多様化していますので、消費生活相談や広報活動の実施、消費者協会や関係機関との連携強化など、消費者の保護と被害防止に努めてまいります。

第5は「交流と協働で進めるまちづくり」です。

コミュニティ活動推進の一助となるよう、行政区会館のトイレ改修は引き続き進めてまいります。

地域間交流につきましては、姉妹都市相馬市や友好都市群馬県吉岡町、国内7市町で構成する銀河連邦のほか、友好交流都市台湾高雄市大樹区など、これまで培ってきた「人」や「地域」との友好を一層深めてまいります。

本年から大樹高校の見学旅行先として、台湾高雄市大樹区を訪問することとなりました。大樹区との交流を通じて世界に視野を広げ、成長してくれることを期待しております。

移住・定住の促進につきましては、テレワークなど都市の方が当町で働ける環境整備について調査検討を進めるとともに、お試し暮らし住宅、ワーキングステイ住宅を活用し、移住・定住の仕組みづくりに取り組んでまいります。

行財政改革につきましては、第4次大樹町行財政改革大綱が最終年となることから、新たな大綱の策定について、検討を進めてまいります。

検討委員会から改築すべきとの答申を受けた役場庁舎の耐震化につきましては、平成32年度の着工を目標に、住民懇談会などを通じて建設場所や機能などについて意見をまとめ、方針が定まった段階で関係予算についてご提案させていただきます。

航空宇宙産業や実験誘致の取り組みにつきましては、一昨年宇宙活動法が制定され、昨年からの軌道打上ロケットとそのロケットの射場（打上げ施設）の認定受付が始まったことから、民間によるロケット開発、宇宙利用が大きく進むもので考えております。

昨年7月に行われたインターステラテクノロジズ（株）によるロケット打上げは、全国的に注目を集め、多くの観客が来町し、地域に大きなインパクトがありました。

今後もロケットの打上げやJAXA、大学、関連企業等が行う各種実験を呼び込むとともに、引き続き支援してまいります。

展示内容の充実と研修室の拡大のため増築した宇宙交流センター「SORA」は、本年4月から供用開始となりますので、視察や体験学習の場、観光スポットとして、さらなる活用を図ってまいります。

オール十勝で組織するとかち航空宇宙産業基地誘致期成会や北海道、NPO法人北海道宇宙科学技術創成センター、北海道スペースポート研究会とともに、各種要請活動の一層の強化と出展、セミナーなどの事業についても協力して進めてまいります。

当町におけるロケット射場のあり方について、関係機関とともに協議を進めるとともに、国や関連団体に当町の優位性、地元の熱意を伝え、自然環境と調和した広域宇宙センターの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業会計では、歳入歳出7億6,320万円、対前年比11.8%の減。

国民健康保険制度は、制度の安定化を図るため都道府県単位化され、北海道が財政運営の責任主体となります。

本町の主な役割は、保険税の賦課・徴収、納付金の北海道への納付、資格の管理、医療給付の決定・支給、きめ細かい保健事業などになりますので、所要の予算を計上いたしました。

制度の改正に伴い、国民健康保険事業会計の赤字解消が求められておりますが、段階的に解消を図ることとして、納付金に対する一般会計からの繰入金を計上しております。

保健事業では、データヘルス計画を推進し、引き続き健康寿命の延伸と医療費の抑制に取り組んでまいります。

後期高齢者医療会計では、歳入歳出9,180万円、対前年比8.9%の増。

後期高齢者医療では、引き続き保険料の徴収や届出の受け付け、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を担うこととなりますので、事業運営のための予算を計上いたしました。

なお、本年は2年ごとの保険料の改定年に当たり、平成30年度から31年度の軽減拡充後の一人当たりの平均年間保険料は6万5,655円、現行保険料と比較して2.2%程度の増額が見込まれております。

介護保険会計では、歳入歳出7億1,390万円、対前年比1.7%の増。

団塊の世代の多くが75歳以上になる2025年までに、要支援・要介護認定者を含め、何らかの支援を必要とする高齢者が増加し続けることが予測されております。これらの方々のうち、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加していくことから、このような方々を地域で支える仕組みづくりが急務となっています。

第7期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の「高齢者の健康づくり・介護予防の総合的な推進」、「高齢者にやさしい住生活環境づくり」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域支え合いネットワークの構築」、「サービスの質

の向上、福祉介護人材確保及び育成」、「介護給付の円滑な運営」という七つの目標に基づき、支援が必要な高齢者の方が住み慣れた地域での生活が可能となる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

目標の一つである地域支え合いネットワークの構築のため、昨年から開始した地域ふれあいサポート事業、いわゆる住民主体による生活支援サービスは有償ボランティアによる活動ですが、地域における認知度が低いため、引き続き積極的な周知に努めるとともに、有償ボランティアを行ってもらうためのサポーター養成を行い、町内における福祉活動の幅を広げていきたいと考えております。

個人、団体におけるボランティア活動の活性化を図るため、社会福祉協議会や行政区、関係機関と連携し、高齢者自身がさまざまなボランティア活動に参加することで生きがいを感じられる生活ができるように取り組んでまいります。

認知症対策として、成人、高齢者とあわせて若年層も対象とした認知症サポーター養成講座を開催することにより、認知症に関する正しい知識の普及を行い、認知症への理解を推進し、認知症の人や家族を地域全体で支える体制づくりに取り組みます。また、認知症の高齢者等を日常的に地域で見守り、行方不明となった際に早期発見・保護することを目的とした徘徊高齢者等SOSネットワークシステムを今後も継続して実施いたします。

介護サービス事業会計では、歳入歳出3億7,810万円、対前年比7.6%の減。

高齢者の介護や自立した生活の支援に必要なサービスを提供するため、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターで行う介護サービス事業の適切な運営に努めてまいります。

利用者の意向を十分に尊重し、利用者が安心して明るく豊かな生活を継続できるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

公共下水道事業会計では、歳入歳出3億3,930万円、対前年比10.2%増。

大樹下水終末処理場の長寿命化更新事業につきましては、更新計画に基づき、設備の更新を行います。

長寿命化更新事業は、新たにストックマネジメント事業に移行し、終末処理場に加え、管渠も含めた施設全体の長寿命化事業となり、今年度は基本計画の策定を行います。

未普及地区解消につきましては、松並町の下水道管整備工事を平成31年度に着手するための実施設計を行います。

公共下水道区域外の水洗化を普及促進するため、引き続き個別排水処理事業を進めてまいります。

水道事業会計では、収益的収支の予定額5億2,230万円、資本的収支の予定額4億2,580万円、合計額9億4,810万円、対前年比10.3%増。

拓北地区の老朽配水管の更新工事のほか、生花、晩成方面の道営農地整備事業による配水池及び送水管の整備に係る地元負担金を計上いたしました。

平成28年の台風被害による復旧事業では、北海道が施行するヌビナイ橋の延長工事に

あわせ、送配水管橋梁添架工事の予算を計上いたしました。

継続事業では、各水道施設の長期耐用に向けた維持補修及び計装設備等の更新工事、検定満期のメーター器の更新工事、老朽化した消火栓の更新工事などを実施いたします。

今後も、住民の皆様が安全してお使いいただけるよう、清浄な水を安定供給するとともに、事業の健全な経営に努めてまいります。

町立国民健康保険病院事業会計では、収益的収支の予定額9億9,600万円、資本的収支の予定額1億2,109万円、合計額11億1,709万円、対前年比8.7%増。

地域医療の中核を担う町立病院の役割は、住民の皆様が健康で豊かな暮らしを送る上で大変重要であり、まちづくりの根幹であると認識しております。

地方の自治体病院を取り巻く環境は、慢性化した医師不足などにより大変厳しいものがありますが、町立病院におきましては、常勤医4名、嘱託医1名の医師5名体制を維持しながら、診療体制の充実に努めてまいります。

医療機器等の整備では、業務の効率化、安全性の向上を図るため、電子カルテシステムを導入いたします。

質の高い医療の構築を進め、住民の皆様が身近な病院で安心して医療を受けられるよう、医療サービスの向上に取り組んでまいります。

終わりになりますが、以上、平成30年度の町政運営の基本方針と主要施策について申し上げますが、地方財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

地方創生を推進し、地域活力の維持・増進を図るためには、健全で堅固な財政基盤が不可欠ですが、同時に、産業の振興や雇用の場の創出、定住の促進、社会保障の充実、安心・安全な住民生活の提供など、地域を取り巻く諸課題に迅速かつ柔軟に対応していかなければなりません。

議員並びに住民の皆様からいただいた貴重なご意見を真摯に受けとめ、実施のための環境が整った施策については、適宜、町政に反映してまいりたいと考えております。

私は、常に住民の目線に立ち、職員とともに知恵を絞り、住民の皆様にとって安心して暮らせるまちづくりを実現するため、最善・最大の努力をしてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、本年度予算に対する趣旨説明とさせていただきます。

○議 長

続いて、板谷教育長。

○板谷教育長

よろしくお願いたします。

平成30年定例第1回町議会の開会に当たり、大樹町教育委員会の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

少子超高齢化・グローバル化・高度情報通信技術の進展等、社会が急速に変化する中で、

本町が将来にわたって活力あるまちづくりを進めるためには、ふるさと大樹に愛着と誇りをもち、未来を創造し地域を支えていく人材の育成が不可欠であり、知・徳・体の調和のとれた豊かでたくましい人材を育む教育環境づくりが肝要であると考えています。

こうした基本姿勢のもと、教育施策の推進に当たっては、「第5期大樹町総合計画」の基本目標や、「大樹町教育大綱」の基本方針に基づき、「生涯にわたり育てる」「生涯にわたり学ぶ」を柱に位置づけ、効果的な施策を推進し、教育環境の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

「生涯にわたり育てる環境づくり」について。

一つ目は、「学校教育の推進」です。

子どもたちが生涯にわたって社会で生きていくために必要な確かな学力・豊かな心・健康やかな体をバランスよく育む教育を進めてまいります。

(1) 確かな学力の育成。

学力向上の取り組みにおいては、大樹小学校が平成24年度から道教委の指定を受け、大樹中学校と連携した「学校力向上に関する総合実践事業」に継続して取り組み、「わかる・楽しい・力の付く授業実践」に励み、子どもたちの聴き方・発表の仕方等の学ぶ構えが身につけてきました。全国学力調査の結果においても小学校算数Aの基礎問題が全国平均を大きく上回り、応用力を診る発展問題の国語B・算数Bも全道平均を上回り、ほぼ全国平均並みの成果が出ています。中学校は国語B・数学Bで前年度値を大幅に上昇させ、数学Bで初めて全道平均に達する等の成果が表れてきています。

今後も実践事業を推進し、加配教職員の有効活用をはじめ「チーム学校」としての組織力の向上に努め、「個と集団との望ましい相乗効果」を生み出すとともに、ICT環境の整備に努め、学校教育の質を高めてまいります。

個に応じた指導の充実につきましては、厳しい財政状況ではありますが、大樹小学校に8名・大樹中学校に1名の特別支援教育支援員体制を継続し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援を行い、充実感を味わえる学校づくりに努めてまいります。

国際理解教育の充実につきましては、グローバル化の進展に適應する人材育成のため、平成28年8月から外国語指導助手を2名体制にし、児童生徒等の英語に親しむ教育環境の充実を図っております。

新年度から移行措置に入る小学校英語の早期化・教科化等、学習指導要綱の改訂に適切に対応できるよう児童生徒の英語活動の充実を図り、英語好きな子の育成に努めてまいります。

また、「宇宙船:地球号」の乗組員として、グローバルな視点を養い、共生の精神で自らコミュニケーションを図ろうとする人材を育成するために、異文化理解や積極的な英語でのコミュニケーション活動を推進します。大樹高校では、今年度より見学旅行先を本町と友好協定を結んでいる台湾高雄市大樹區に変更し、海外体験を通して視野を拓げる好機とするために町としても助成してまいります。

(2) 豊かな心の育成。

「道徳の時間」のさらなる充実を期して、今年度から「特別の教科：道徳」がスタートします。改善の大きな目玉は、「お話：道徳」「きれい事：道徳」から「考え議論する道徳」への転換です。

「他人事」ではなく「自分事」として、しっかり自分と向き合い、本音や「なりたい自分」を表出しあいながら、よりよい生き方を追求し、道徳的価値の自覚を深める道徳授業の充実に努めてまいります。

道徳教育は、教育活動全体を通して実施されるものでありますので、道徳授業の質的向上はもちろん、他教科や特別活動を含め全ての学校生活で気になる言動・行動を見逃さず、よい学習のチャンスとして捉え、立ち止まって、じっくり考え「あるべき姿」を確認しながら、人間の弱さにも触れつつ、自分磨きを推進してまいります。

いじめ・不登校対策においては、諸会議等の風通しのよさ・スピード感のある組織的対応を継続し、情報の共有化を図り、未然防止に努めるとともに、早期発見・早期改善に取り組んでまいります。

集団によるからかい・無視・仲間外れは、被害者にとって耐えがたい苦痛であることを立場の転換により自分事として共感的に理解でき、人格を否定するような卑劣な言動・行動を恥とする学級経営に努め、温かい人間関係を醸成し、秩序と潤いと勢いのある学校づくりに努めてまいります。

複雑な家庭環境・デリケートで傷付きやすい精神状態等を背景に発生する問題行動に適切に対応するため、引き続きスクールカウンセラーを小中学校に派遣し、専門家の指導助言が受けられる体制を整えてまいります。

読書活動においては、昨年度に引き続き、小中学校に学校司書を配置し、学校における朝読書・学校図書館の整備等、町の図書館とも連携し利用促進を図りながら、読書活動のさらなる充実に努めてまいります。

また、「家読」の取り組みをPTA等と連携し、短時間でもテレビのスイッチを消して、読書を親しむ生活リズムを進め、落ち着きと豊かな感性や想像力を育ててまいります。

教科書教材に関連した「作者コーナー」や発展読書に適した推薦図書の紹介等を意識的に取り組み、読書への意欲付けを図ってまいります。

(3) 健やかな体の育成。

体力向上の取り組みにつきましては、全国体力・運動能力調査において大きな成果が見られました。5年男子は、8種目全てにおいて、全国と同等、または全国以上となり、課題であった走力「50メートル走」「20メートルシャトルラン」と腹筋力「上体起こし」が大きく改善されました。5年女子も「20メートルシャトルラン」を除いては、全国とほぼ同等、または全国以上となりました。この要因としては、スポーツ少年団に加入している児童が多い・高校の専門教師による走り方教室・実業団選手による陸上教室・小中高連携によるバスケット教室など外部人材の有効活用等による運動への意欲付けがあげら

れます。

今後は、スクールバス通学・市街地においても保護者の車による送迎など歩く機会の減少面にも着目し、運動量の多い体育授業の創造・身体を動かす集団遊びの励行・自己記録への挑戦環境等にも、より一層意識的に取り組んでまいります。

健康教育につきましては、小・中学校で既に実施している虫歯予防のためのフッ化物洗口を、今後も、保護者の理解を得ながら引き続き実施してまいります。また、子どもの生活習慣病が問題になっており、学童期からの健康教育の重要性という観点から、保健福祉課と連携し小学校4～6年生の希望者を対象に夏休みチャレンジスクール時に血液検査を実施し、早期治療・予防の意識啓蒙に努めてまいります。

食育においては、引き続き栄養教諭による食育指導を効果的に進め、バランスのよい食習慣で健康な体づくりに努めてまいります。

また、「ふるさと給食」など地場産品を活用した旬で栄養があり、美味しい給食を提供し、ふるさと大樹・十勝の1次産業の優位性や先人の努力を理解し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

二つ目は、「地域全体で育てるCS体制づくりの推進」です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長・発達のため、学校・家庭・地域・行政が一体となって協働し、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくり、すなわち「地域と共にある学校づくり：CS：コミュニティー・スクール体制」を構築してまいります。

CSは、目的ではなく、今学習指導要領改定の最重要課題である「社会に開かれた教育課程」を実現するための手段であります。

(1) 小中高連携の推進。

大樹町の教育資源を生かした教育内容を取り入れた「大樹学」の推進など、小中高12年間を見据えた計画的実践研究をより一層効果的なものにするよう「目指す子ども像」を今一度、地域社会全体で確認します。そして、「目指す子ども像」へ迫る方策を熟議し、地域とともにある学校の運営方針や「社会に開かれた教育課程」の地域との共有化を通して、連携をさらに強化してまいります。

「大樹学」の推進では、平成27年度から道教委の指定事業を受け、3カ年計画で積極的に取り組んできた「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」の財産を精査し工夫を加えながら有効活用を図り、町議会・地域企業等との連携を引き続き進めてまいります。

地の利と天の時を生かし、「宇宙のまち：大樹」に関心が集まっている追い風を視野に入れながら、子どもの発達段階を考慮した系統性のある教材開発に取り組んでまいります。

また、航空宇宙関連産業のみならず「自然環境に恵まれた：大樹」「酪農王国：大樹」など基幹産業である第一次産業や農山漁村交流を含めた観光資源にも改めて着目し、地域を深く知り、地域の優位性に自信と夢をもつ人づくりにも関連づけてまいります。

(2) 地域の教育力の向上。

近年、充実を図って活動してきた「学校支援地域本部」の機能を拡充し「地域学校協働本部」を整備してまいります。

コーディネーターを中心に、学校のニーズを吸い上げ、専門的な外部講師・人材を発掘・紹介し、学校現場とつなぐことによって、教育の質を向上させます。また、多忙な学校の働き方改革の一助となる連携の輪を拡げ学校運営協議会を確立するために、先進地視察や学習会を開催し、教育委員・教職員はもちろん保護者・地域住民の理解・関心を高め、CSに向けての協力体制を築いてまいります。

その際、今まで実績のある学校評議員会や地域未来会議との既存組織を有機的かつシンプルにまとめるよう知恵を出しあいます。

また、教育の基盤づくりを担う幼児教育の重要性を深く認識し、認定こども園・保育園・保健福祉課との連携を進め、地域を挙げて子育てを盛り上げていく機運づくりにも取り組んでまいります。

子育て現役世代はもちろん、経験豊かで時間的にも余裕のあるOB・OGの方々の参加を促し、「おらが学校」意識につなげ、参加・協力による生き甲斐・社会貢献の好循環を図ってまいります。

(3) 大樹高校の充実・活性化への支援。

公立高等学校配置計画による学校再編が進められる中、引き続き大樹高等学校振興会への助成を継続するほか、「夢を叶える多様な選択授業」など、潤いと勢いのある魅力的な学校づくりに向けた取り組みに対し支援してまいります。

また、通学費の助成や各種検定受験料の助成、学校給食の提供などの支援も継続し、学校存置を図ってまいります。

「生涯にわたり学環境づくり」について。

一つ目は、「生涯にわたる学習活動への支援」です。

生涯学習センターなど社会教育施設の機能充実や利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会の充実に努め、生涯にわたって学習し、学んだ成果を地域で行かせる環境づくりを推進してまいります。

(1) 社会教育施設の設備。

町民の学びの拠点であり、芸術・文化の殿堂であります生涯学習センター（平成10年完成）は、貴重な町有財産であり、利用者が安心安全に利用でき、より多くの町民が活用できるよう環境の維持・向上に努めているところですが、本年度はコスモスホールの舞台照明の更新をしてまいります。

(2) 社会教育活動の推進。

人生100年次代を迎えライフステージに応じた学習機会の充実を図るために、幼児教育では、「ブックスタート事業」や「図書館ボランティアの協力による本の読み聞かせ活動」の支援、青少年教育では、本町の特徴を生かした自然体験・社会体験による「あつまれ大樹っ子」の実施、成人教育では、町民が自ら学習する「自主学級」の開設への支援や、

大樹高校と連携した高等学校開放講座などの開設、高齢者教育では、趣味や特技を生かした「ことぶき大学」の開講など、引き続き生涯学習推進計画に従い取り組んでまいります。現行の「大樹町生涯学習推進計画」は平成30年度が最終年度でありますので、これまでの取り組みの成果と課題を分析し、平成31年度からの新計画づくりを社会教育委員とともに進めてまいります。

また、子ども交流事業では、南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）で展開している「都市と農山漁村との交流事業」など、子どもたちの体験活動や各種交流事業を継続して推進してまいります。

図書館においては、昨年度増員した図書館司書を有効活用し、図書館機能の充実を図るとともに、小中学校との連携をさらに強化し、子どもの読書活動の推進を図ってまいります。

二つ目は、「スポーツ活動の推進」です。

（１）社会体育施設の整備。

社会体育施設については、計画的に改修・整備に努め、町民の健康増進とスポーツ愛好家の拡大に努めてまいります。

利用者が安心安全に、それぞれの年齢や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、町民の生涯スポーツ活動を推進してまいります。

（２）スポーツ活動の推進。

スポーツ関係団体等と連携して、各種スポーツ教室を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が1年を通じてスポーツに親しめる機会の充実に努めてまいります。

また、各種スポーツ大会を支援するとともに、全道・全国大会出場選手に対する助成も引き続き行ってまいります。

町技のミニバレーについては、ミニバレー協会と連携を図りながら、普及促進に取り組んでまいります。

三つ目は、「芸術・文化活動の推進」です。

ことは、北海道命名150年・開町90年の記念すべき節目の年であり、芸術鑑賞協会は設立20周年を迎えます。これらの節目の年を町全体で祝う機運を高めるとともに、ふるさとへの理解を深め愛着と誇りに結びつく文化活動の推進に努めてまいります。

（１）文化施設の整備。

昨年度整備を進めた「晩成社史跡公園（十勝開拓の祖である依田勉三住宅）」や旧石坂小学校に開設している「大樹町郷土資料館」を、町内児童生徒を始め、広く一般にも有効活用されるよう整備に努めてまいります。

（２）地域文化活動の推進。

誰もが芸術文化に親しめるよう、文化協会や芸術鑑賞協会と連携を図るとともに、今年で3年目を迎える生涯学習センターのロビーを活用したコンサートや展示会を開催し、鑑賞機会の提供に努めてまいります。

また、文化的遺産への関心や保護意識を高めながら、文化財・郷土資料の有効活用や郷土芸能・伝承技術の継承を推進してまいります。

以上、平成30年度の教育行政執行に関する基本的な方針について申し上げました。ふるさと大樹町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と、人生100年時代を生き甲斐に感じ充実したものとする豊かな生涯学習の実現を目指し、今後とも町民と協働して教育行政を積極的に推進してまいります。

よろしく願いいたします。

○議 長

以上で、町政執行方針及び教育行政執行方針が終了いたしました。

休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第27号から日程第10 議案第34号まで

○議 長

日程第3 議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についてから、日程第10 議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括提案されました、議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についてから議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、8件の提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど、各会計予算に対する執行方針と主要施策の中で、主要施策については私のほうからご説明を申し上げました。内容等につきましてはこの後、副町長のほうから、事項別についてはそれぞれ担当説明員から説明をいたさせますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これより、予算議案について、日程順に従い説明を求めます。

議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算について。

布目副町長。

○布目副町長

それでは、議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算について、総括的に内容のご説明をいたします。

議案書の第1ページでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を68億5,700万円と定めるものでございます。

第2条の地方債では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

第3条では、一時借入金の借入の最高額を10億円と定めるものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

1ページから4ページまでは、第1表、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算を款・項ごとに集計しております。内容につきましては、後ほど、6ページの歳入歳出予算の款別集計表にて説明をさせていただきますので、本表での説明は割愛させていただきます。

5ページをお開きください。

第2表の地方債です。

過疎対策事業では8億4,210万円、辺地対策事業3,120万円、緊急防災減災対策事業1,430万円、臨時財政対策債1億6,000万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりはなく記載のとおりとなっております。

6ページをお開きください。

平成30年度一般会計歳入歳出予算、款別集計表でございます。

前年度と比較し、大きく増減のある款についてご説明をいたします。

最初に歳入から申し上げますと、1款の町税では、本年度予算額7億7,188万円、町税全体では、前年度に比べ449万2,000円の増で計上しております。固定資産税、たばこ税では減額、個人町民税、軽自動車税などでは増で見込んでございます。

2款の地方譲与税から9款の地方特例交付金まで、また11款の交通安全対策特別交付金は平成29年度の執行見込みと国から示された地方財政対策による増減率をもとに計上しております。

10款の地方交付税では、本年度予算額29億5,000万円、前年度に比べ1億6,000万円の減で計上しております。普通交付税では27億5,000万円、前年度は28億9,000万円でございますので、1億4,000万円の減額で見込んでございます。普通交付税における減の主な要因といたしましては、基準財政需要額においては、道路橋梁費の単位費用の減により3,700万円の減、平成9年度の道路整備にかかわる起債の償還完了により2,700万円の減、それから東日本大震災への対応として交付されておりました地域経済雇用対策費の皆減により7,500万円の減、人口行政面積を基準とする包括算定経費として3,500万円の減、基準財政収入額においては、自動車重量譲与税1,400万円、地方消費税交付金2,500万円の増。以上が主な要因となっております。

特別交付税では、2億円の計上でございます。前年度2億2,000万円でございますので、2,000万円の減で計上しております。

14款の国庫支出金では、3億3,468万6,000円、前年度比3,921万3,000円の増で計上しております。学童保育所・児童館建設事業に対する次世代育成支援対策施設整備交付金や日方団地建設事業等に対する社会資本整備総合交付金の増が主な要因となっております。

15款の道支出金では、3億2,487万9,000円、前年度比1,137万8,000円の増で計上しております。ここでも学童保育所・児童館建設工事に対する社会福祉施設整備費補助金の増が主な要因となっております。

16款の財産収入では、3,042万円、前年度比3,490万5,000円の減で計上しております。一昨年の台風被害による風倒木の処理に伴い生じた立木売却収入の減が主な要因でございます。

18款の繰入金では、6億16万5,000円、前年度比2億6,700万6,000円の減で計上しております。昨年までの財源不足には、一部、特定目的基金の繰り入れを計上しておりましたが、本年度予算における財源不足に対しては、全額財政調整基金からの繰り入れといたしました。財政調整基金を繰り入れる主な要因は、一般財源収入では、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税1億8,700万円の減、歳出では、特定目的基金充当事業分として生涯学習センター運営費におけるコスモスホール舞台照明設備の更新で8,000万円、ふるさと納税を財源とする魅力あるまちづくり推進基金充当事業5,000万円、交付税措置のない公営住宅事業債を起こさないこととして日方団地建設事業の補助裏分4,430万円、一般財源分の事業費増として特別会計への繰出金、補助金5,283万円の増、その他道路施設の維持補修や更新経費のほか、社会保障経費など計上経費全般にわたる増、以上がその要因でございます。

最後に、21款の町債ですが10億4,760万円、前年度比5億8,560万円の増で計上しております。これは学童保育所・児童館建設工事に係る過疎対策事業債の増が主な要因でございます。

次に、表の右の歳出でございます。

2款の総務費は11億4,970万円、前年度比4,430万円の減となっております。特養などの町有建物解体経費の減が主な要因となっております。

3款の民生費は15億4,170万円、前年度比7億1,670万円の増となっております。学童保育所・児童館建設事業の本体工事費の計上による増が主な要因となっております。

6款の農林水産業費は4億8,870万円、前年度費5,720万円の減となっております。町有林整備事業、上大樹地区の道営土地改良事業負担金の減が主な要因でございます。

8款の土木費は4億5,950万円、前年度費5,380万円の増となっております。建て替えを進めている町営住宅の建設工事を前年度は繰越明許費で計上しておりましたの

で、本年度は当初予算計上のため増額となったものでございます。

10 款の教育費は6 億7 6 0 万円、前年度費3, 5 0 0 万円の増でございます。大樹中学校のタブレット端末の整備、給食運搬車両、車庫の整備が増の主な要因でございます。

12 款の公債費では7 億6, 0 4 0 万円、前年度比3, 6 2 0 万円の減でございます。償還終了による元金の減、一部金利の見直しによる利子の減が主たる要因でございます。

13 款の諸支出金は1 1 億2, 0 9 0 万円、前年度比7, 8 3 0 万円の増額でございます。水道事業に対する高料金対策にかかわる補助金、町立病院事業に対する電子カルテシステム等医療機器の整備にかかわる補助費の増が主な要因でございます。

歳入歳出合計それぞれ6 8 億5, 7 0 0 万円、前年度比1 2. 4 %、7 億5, 5 0 0 万円の増。自主財源が1 8 億7, 2 8 3 万5, 0 0 0 円で、歳入合計に占める割合が2 7. 3 %で、対前年度比2 億4, 3 3 0 万9, 0 0 0 円の増額で見込んでございます。

歳出の予算に対する財源の内訳でございます。国・道支出金が6 億5, 9 5 6 万5, 0 0 0 円、地方債が8 億8, 7 6 0 万円、その他4 億6, 0 8 0 万8, 0 0 0 円、一般財源が4 8 億4, 9 0 2 万7, 0 0 0 円でございます。予算に占める一般財源の構成比は7 0. 7 %で、対前年比2 億3, 7 1 9 万円の増額となりました。

次に、7 ページをお開きください。

本表は、一般会計の歳出予算を性質別に区分をし、集計したものでございます。消費的経費、投資的経費、その他経費、予備費というふうに分類した上で、さらに臨時的、計上のなものに再分類をして集計したものでございます。

1 行目の消費的経費の合計欄の本年度額では3 9 億8, 9 5 9 万2, 0 0 0 円、前年度比1. 2 %の増でございます。ここでは町道維持管理事業、水道あるいは病院事業への補助費の増が主たる要因でございます。

2 の投資的経費は合計で1 3 億2, 4 6 4 万1, 0 0 0 円、前年度の5 億9, 0 2 4 万4, 0 0 0 円に対し、1 2 4. 4 %の増でございます。学童保育所・児童館建設事業が主な増額の要因でございます。

1 番下の下段の人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は合計で2 2 億8, 0 5 9 万6, 0 0 0 円、予算額に占める割合の構成比は3 3. 3 %、前年比5. 4 %の増となっております。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、給与費明細でございます。特別職、議員、その他の特別職、それから中段のほうでは一般職の給与及び共済費について、本年度、前年度、その比較として表してございます。

9 ページでは、給料、職員手当の増減額の明細として、給与改定、昇給等の増減額を記載してございます。中段以降では、職員1 人当たりの給与、初任給を記載しております。

1 0 ページには、級別職員数、それから級別の標準的な職務の内容、期末勤勉手当の支給率などを記載してございます。詳細な説明は割愛をさせていただきます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

右側のほうでございますけれども、平成30年度における増減額の見込みと30年度末の現在高見込みでございます。中ほどの辺地対策の3,120万円、今年度の分です、旭浜東通り線の改良舗装工事分、そして過疎対策の8億4,210万円は学童保育所・児童館本体工事、南町1号線改良舗装工事、町立病院電子カルテ医療機器購入費、スクールバス購入費が主たる借り入れの内容となっております。

中ほど3のその他の1億7,430万円につきましては、臨時財政対策債、緊急防災減災事業債では耐震性貯水槽整備工事分でございます。それから公共下水道事業会計では、処理場建設事業と個別排水事業分でございます。病院会計では電子カルテシステム、それから医療器具購入分でございます。

総計でございます。一般会計、それから1特別会計、2企業会計の地方債の残高の合計でございます。30年度起債見込額は、合わせまして11億1,720万円。30年度での元金償還見込額といたしましては、9億2,980万円。30年度末の現在高見込額としましては、108億5,156万6,000円と見込んでございます。

次のページの12ページをお開きください。

ここでは、債務負担行為にかかわる支出予定額等に関する調書でございます。

現在の債務負担行為の件数は全部で18件でございます。限度額合計では4億9,810万5,000円、29年度末までの支出見込額は2億5,763万1,000円、平成30年度以降の支出見込額は2億840万7,000円となり、このうち一般財源は1億9,833万5,000円となるものでございます。

13ページをお開きください。

このページは、平成30年度における投資的事業費を記載した一覧表でございます。

主なものについてご説明を申し上げます。

最初の民生費でございます。7億1,952万8,000円。学童保育所・児童館建設事業で一部外構を含む建物本体工事と工事管理業務に係る経費でございます。建築面積は1,591.3平方メートル、延べ床面積は1,405.5平方メートル、平屋木造一部鉄骨構造となっております。財源の内訳では国・道支出金では4,627万6,000円、地方債で6億7,320万円、一般財源で5万2,000円でございます。

一つ下がりますと、農林水産業費では全体で2億6,503万5,000円。北海道中山間地域等直接支払交付金事業では集落交付金として、3集落合わせまして、7,084ヘクタールで1億637万2,000円、国・道支出金で7,979万6,000円、一般財源で2,657万6,000円でございます。5行飛びまして、町有林整備事業でございます。ここでは、地拵から間伐まで面積265.38ヘクタールでございます。事業費で1億1,819万5,000円、国・道支出金で3,770万5,000円、一般財源で8,049万円でございます。沿岸漁業資源対策事業では、ムム孵化場の秋サケ稚魚飼育地整備として、

飼育地面積297平方メートルでございます。この改修整備の補助金といたしまして351万円を計上しております。全て一般財源で措置をしようとするものでございます。

土木費でございます。1億9,039万5,000円。3行目でございます。町道改良舗装事業では、調査請求として下大樹行政区内の北町2号線、以下3路線でございます。調査延長は150メートルから100メートルという内容になってございます。改良舗装等の工事では、南町1号線、以下3路線、延長では157メートルから65メートルという内容でございます。事業費、調査費、それから工事を合わせまして7,040万円。地方債で6,180万円、一般財源で860万円でございます。日方団地建設事業でございます。1棟4戸の新築と外構工事でございます。また、2棟8戸の解体工事費のほか、水道管移設補償費も含めて、9,159万5,000円を計上してございます。日方団地建替事業でございます。寿団地に続き、3棟目になるものでございます。1LDKが3戸、1戸当たりの面積は52.17平方メートル、15.81坪でございます。2LDKが1戸、1戸当たりの面積は78.26平方メートルで、23.72坪でございます。国・道支出金で4,464万円、一般財源で4,695万5,000円計上しております。

消防費では1,988万5,000円。消防施設等整備事業として、耐震性貯水槽、40立方メートルを2基予定しております。また、可搬ポンプ、一式1台、合わせまして1,749万6,000円、国・道支出金で538万6,000円、地方債で1,210万円、一般財源で1万円を計上しております。

14ページをお開きいただきたいと思います。

続きまして教育費の投資的事業でございます。1億2,949万8,000円。スクールバス更新事業では、28人乗り車両1台の更新費として1,095万1,000円、国・道支出金で377万円、地方債で710万円、一般財源で8万1,000円を計上してございます。一つ飛びまして、給食運搬車の更新事業では、給食運搬車両1台の更新と、それからこの更新車両の車庫1棟、合わせまして1,787万4,000円を予定してございます。それから生涯学習センター運営費では、計画的に更新整備をしております設備の更新でございます。今年度は、コスモスホールの舞台照明設備の更新を予定しております。事業費では8,084万9,000円でございます。それから大樹中央運動公園維持管理費では、センターハウス屋上防水改修工事に1,566万円を計上してございます。給食運搬車両の更新と、それから生涯学習センター運営費、大樹中央運動公園維持管理費、以上の三つの事業は全て一般財源で賄うという内容でございます。

1番下の投資的事業費の計でございます。普通建設事業費と災害復旧事業費の合計で13億2,464万1,000円、国・道支出金で2億3,006万1,000円、地方債で7億7,790万円、一般財源で3億1,668万円の計上をしてございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

本年度の歳入予算額の地方消費税交付金として、歳入予算では1億1,510万円を見込んで計上しているところでございますが、この額に対する社会保障経費の財源としている

消費税率の改定分に相当する額として、4,730万円が一般会計の各経費に対して、どのように充当されているかというものを示した表でございます。

本年度の予算に対する社会保障施策に要する経費の総額として、社会福祉、社会保険、保健衛生の各事業で17億8,240万8,000円でございます。社会保障財源化分の地方消費税交付金の主途につきましては、各事業の予算額により、それぞれ按分をして算定しており、本表の右から2列目に記載をしております。お目通しをいただきたいと思っております。

予算、さらに事業費に対する説明は以上でございますが、次ページ以降に議案27号に関する附属書類といたしまして、学童保育所・児童館新築工事の配置図、外構図、平面図。そして町道施行箇所的位置図。それから公営住宅関係では、屋根の張替工事の配置図、日方団地1号棟の新築工事、それから外構工事の配置図、平面図。給食センター車庫新築工事の配置図を添付しております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で、30年度の一般会計予算の総括的な説明を終わらせていただきます。

事項別説明につきましては、この後、それぞれの担当課長より、順次、説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私からの説明は、以上でございます。

○議 長

それでは歳出について、1款議会費から14款予備費まで、それぞれ担当課長より内容の説明を求めます。

それでは、松木総務課長から順次説明願います。

○松木総務課長

それでは引き続きまして、平成30年度大樹町一般会計歳入歳出予算事項別明細の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、歳出からいかせていただきます。

なお、説明に当たりましては、款、項、目、本年度予算額を申し上げ、新規事業、もしくは内容予算額に大幅な変動のあるものを中心に、歳出、歳入の順で、それぞれ目ごとに担当説明員から順次ご説明を申し上げます。

初めに、27ページ、28ページをお開きください。

1款1項1目ともに議会費5,360万円、前年同額でございます。報酬から負担金、補助及び交付金まで、議会運営に要する経費を計上しております。

その下、2款総務費1項総務管理費、27ページから32ページの下段にかけまして、1目一般管理費につきましては、8億9,518万7,000円、前年比926万7,000円の減でございます。特別職を含みます職員の人件費、役場業務全般にかかります事務的経費や庁舎の維持管理費、町長交際費、職員の福利厚生や研修に要する予算などを計上しております。

1節の報酬でございます。前年比40万2,000円の減。この報酬につきましては、施

設の管理人2名、庁舎の清掃員1名分の予算の計上でございます。

2節給料、前年比409万2,000円の増となっております。特別職給与につきましては3名分、職員給料につきましては、町長部局が前年比4人増の73人、議会につきましては、前年同数二人、教育委員会につきましては、前年比一人減の13人、農業委員会につきましては、前年と同じく3人、合計で前年比3人プラスの95人で計上してございます。

3節の職員手当等でございますが、全体で255万1,000円の増。主な手当別の増減では、扶養手当が77万8,000円の減、期末手当が45万5,000円の増、勤勉手当は支給率の改正もあり322万4,000円の増、管理職手当につきましては、90万2,000円の減、住居手当86万4,000円の増、時間外勤務手当につきましては、47万円の増で計上してございます。

29ページ、30ページをお開きください。

退職手当組合負担金につきましては、67万3,000円の増でございます。

4節の共済費につきましては、28万円の増となっておりますが、市町村職員共済組合負担金が205万7,000円の増でございます。社会保険料153万円の減でございますが、こちらは再任用職員の人数の減によるものでございます。

7節の賃金でございますが、1,848万8,000円の減でございます。事務生賃金につきましては、10人分で64万円の増、事務補助者賃金は新たに計上したもので、一人分164万8,000円、清掃作業員につきましては、前年比一人減の1名で382万9,000円の減、再任用職員につきましては、5人減の3人で、前年比1,701万3,000円の減となるものでございます。

12節の役務費、280万2,000円の増となっております。国やほかの自治体の政策や制度等の行政情報配信サービスの通信料を計上してございます。また、金融機関に支払います振込手数料、窓口収納手数料を新たに計上してございます。

○黒川企画商工課長

続きまして、31ページから34ページまで、2目文書広報費でございます。500万4,000円の計上でございまして、132万9,000円の増でございます。ここでは、広報たいきの発行経費、町ホームページの維持、システムの利用料など、このうち、ホームページをスマートフォン対応とするシステムの利用料を見込んでございます。また、高校生議会で提案のありました道の駅で観光PRビデオを放映するためのインフォメーションディスプレイの設置を見込んでございます。

○松木総務課長

33ページ、34ページの中段でございます。3目財産管理費、2,630万3,000円、前年比4,334万2,000円の減でございます。

13節の委託料につきましては、363万6,000円のマイナスでございますが、29年度に緑苑の分譲地並びに交通公園周辺の測量費用を計上していたことによる減でございます。

ます。

15節工事請負費につきましては、3,951万7,000円の減でございますが、平成29年度におきまして、旧高齢者ふれあいセンターの解体工事並びに交通公園の整地工事等を計上しておりましたため、減となるものでございます。なお、今年度につきましては、旧旭保育所を解体する予定でございます。

○黒川企画商工課長

同じく33ページから40ページにかけまして、4目企画費でございます。7,785万1,000円の計上で460万6,000円の減でございます。減の主な要因としましては、地域おこし協力隊、現在3名でございますけれども、2名が今年度で卒業されまして、残る1名分の計上とさせていただいたことによるものでございます。ここでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略、航空宇宙産業基地誘致、多目的航空公園の維持管理、地方創生推進事業宇宙のまちづくりは3年目を迎えるところでございます。ロケットの射場のあり方など、国の動向や民間ベンチャーの動向を注視しながら対応していくと同時に、観光振興や移住・定住、交流につながるよう取り組んでいきたいと思っております。宇宙のまちづくり啓発事業実行委員会補助金につきましては、昨年を引き続きまして、インターステラテクノロジス社がロケットの打ち上げを予定しておりますので、その際の実行委員会でのパブリックビューイングなど、受け入れ体制を行うための経費でございます。また、札幌市内で宇宙関連の展示を行うことも予定しております。それらの経費でございます。また、道の地域づくり総合交付金の補助対象となるものでございます。若手芸術家地域担い手育成事業では、地元企業の受け入れとマッチングを図るとともに、既に定住している芸術家とともに、母校へのプロモーションを展開する予定でございます。また、コスモスガーデンの造成など、まちのシンボル推進事業は、所管を商工観光係としたことから商工費に移管をしておりますので、その分も減額となっております。

○松木総務課長

39ページ、40ページでございます。中段、5目公平委員会費、前年同額の1万5,000円でございます。委員報酬並びに費用弁償を計上してございます。

○林住民課長

続きまして、6目防犯交通安全推進費、本年度予算額267万6,000円、前年度との比較で10万5,000円の増となっております。ここでは、交通安全指導員の報酬など交通安全や防犯活動の推進に係る費用を計上しております。

○松木総務課長

41ページから42ページの中段でございます。7目福祉センター費951万5,000円、主に修繕料並びに備品購入費の減により、前年比71万3,000円の減でございます。

その下、8目電子計算費5,739万1,000円、前年比908万9,000円の増でございます。

18節備品購入費では、新たに建築予定の学童保育所・児童館に配置を予定するパソコ

ン7台を含む17台とプリンターの購入を予定してございます。23節償還金、利子及び割引料298万7,000円の増でございますが、こちらは北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業により購入した機器に係る償還金が増となるものでございます。

43ページ下段から46ページにかけまして、9目車輛管理費でございます。1,413万1,000円、前年比111万8,000円の増でございます。各課の管理に属さない車輛の管理経費、台数といたしましては、乗用車が9台、バスが3台、トラックとダンプが各1台、合計14台分の維持管理経費でございます。18節備品購入費89万1,000円でございますが、現在、リースで使用しております乗用車の買い取りを行うものでございます。

続きまして、45ページから48ページにかけまして、10目諸費3,697万1,000円、前年比85万6,000円の減でございます。名誉町民等審査委員会などの諮問組織の運営費、区長報酬など行政区の関係経費、街灯の維持管理経費、地上デジタル放送難視聴対策の経費、消費者の保護対策経費などを計上してございます。8節報償費の名誉町民年金につきましては、1名分、30万円増の60万円を計上してございます。11節需用費、修繕料のうち、29年度から行っております行政区会館のトイレ改修につきましては、9箇所分、450万円を計上してございます。

○林住民課長

続きまして、47ページ、48ページ。

2項徴税费1目賦課徴収費、本年度予算額844万6,000円、前年度との比較で307万7,000円の減となっております。ここでは、町税の賦課徴収などに係る費用を計上しております。前年度の予算には、平成30年度の評価替えに向けて宅地の路線価評価地域を拡大するための鑑定評価業務委託料などが計上されておりましたので、その分が減額となっております。

次のページになりますけれども、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額982万4,000円、前年度との比較で272万2,000円の増となっております。ここでは、戸籍や住民基本台帳管理業務などに係る費用を計上してございます。23節償還金、利子及び割引料になりますが、前年度に北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業により更新した戸籍システム機器の元金償還が始まることから増額となっております。

○松木総務課長

51ページ、52ページの中段、4項選挙費でございます。1目選挙管理委員会費38万3,000円。前年比2万7,000円の増。選挙管理委員会委員4名分の報酬並びに費用弁償などを計上してございます。

2目北海道知事北海道議会議員選挙費289万7,000円の皆増でございます。北海道知事、北海道議会議員選挙のうち、知事選挙の告示日につきましては、3月中となりますため、事務経費を計上したものでございます。

○黒川企画商工課長

51ページから54ページにかけて、5項5目統計調査費66万6,000円の計上でございます。対前年比33万円の増でございます。学校基本調査、工業統計、漁業センサスなど、7調査を実施する予定でございます。

○松木総務課長

53ページ、54ページをお開きください。中段、6項1目ともに監査委員費244万円の計上でございます。前年比5万6,000円の減でございます。監査委員2名の報酬、費用弁償、会議等の負担金を計上しているものでございます。

○議 長

休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般会計予算の説明を引き続き求めます。

民生費から、村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、53ページをお開きください。

53ページから56ページにかけて、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、予算額3,048万8,000円、前年比1,086万円の減。ここでは、民生児童委員協議会経費、遺族援護費、社会福祉一般事業に係る経費を計上してございます。前年度、低所得者に対する臨時福祉給付金事業がございましたので、その分が減少の要因となっております。

56ページ上段、19節負担金補助及び交付金、大樹町社会福祉協議会補助金1,844万8,000円、昨年より643万3,000円の増でございますが、平成29年4月にスタートしました介護予防日常生活支援総合事業につきまして、地域ふれあいサポーターによる日常生活援助の仕組みの構築や、いきいき健康クラブなど社会福祉協議会を中心に推進しており、この推進体制を強化するために新たに社会福祉協議会に専門職として社会福祉士を配置するための経費を計上してございます。

55ページから56ページにかけて、2目老人福祉総務費、2,031万6,000円、前年比267万4,000円の減。ここでは、老人福祉全般の予算を計上してございます。敬老会開催経費、老人クラブ補助金、老人福祉施設入所措置費、高齢者等の住宅整備貸付金などに係る経費を計上してございます。昨年度、地域介護福祉空間整備推進事業補助金として社会福祉法人光寿会老健施設のひかりでございます。特別養護老人ホームコス

モス苑の両施設におきまして、防犯カメラ設置事業補助金がございましたので、その分が減少の要因となっております。

55ページから58ページにかけては、3目心身障害者福祉費2億2,654万5,000円、前年比1,618万9,000円の増。ここでは、心身障害者福祉事業として主に扶助費で、障害のある方の介護給付費や訓練等給付費などに係る経費を計上しております。

58ページ中段、扶助費、昨年度より1,658万9,000円の増は、自立支援医療費における生活保護者の人工透析に係る経費及び訓練等給付における新規利用者2名分が主な要因となっております。

○林住民課長

続きまして、57ページ、58ページの中段になりますが、4目国民年金事務費、本年度予算額26万7,000円、前年度との比較で22万7,000円の増となっております。ここでは、国民年金事務に係る費用を計上しておりますが、システムの改修経費の分が増額となっております。

○村田保健福祉課長

57ページから60ページにかけてになります。5目高齢者保健福祉推進センター費、820万1,000円、前年比5万4,000円の減。ここでは、高齢者保健福祉推進センター「らいふ」の施設維持に係る経費を計上しております。

○林住民課長

続きまして、59ページ、60ページ、6目福祉医療諸費、本年度予算額1億6,327万7,000円、前年度との比較で582万7,000円の減となっております。ここでは、重度心身障害者医療、ひとり親家庭の医療、乳幼児及び児童の医療に係る費用を計上しているほか、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の町が負担するルール分などを計上しております。

20節扶助費は、各種制度における医療費の動向に考慮して計上しておりますが、給付見込みが減少していることから減額としております。

○村田保健福祉課長

59ページから62ページにかけてになります。

7目発達支援センター費、4,512万3,000円、前年比205万1,000円の増。ここでは、南十勝4町村と幕別町忠類地区の子どもを受け入れて発達支援を行うための運営に係る経費を計上しております。給料、職員手当等増は、職員を4名から5名に1名増員したためでございます。

次に、61ページから64ページになります。

8目公衆浴場費、予算額1,158万4,000円、前年度対比86万7,000円の増。ここでは、公衆浴場の運営維持に係る経費を計上しております。

64ページ上段、委託料、臨時施設管理業務は36万4,000円の増で、シルバーセンターの単価増によるものです。

○林住民課長

続きまして、63ページ、64ページ、2項児童福祉費1目児童措置費、本年度予算額8,318万円、前年度との比較で149万4,000円の減となっております。ここでは、児童手当とその支給に係る費用を計上しておりますが、対象となる児童数の減少が見込まれることから、減額としております。

○村田保健福祉課長

63ページから68ページにかけまして、2目児童福祉施設費2億2,080万8,000円、前年比1,154万8,000円の増。ここでは、町立の尾田認定こども園と学童保育所の運営経費、大樹福祉事業会が運営する南北の認定こども園に係る経費を計上してございます。

68ページ上段をご覧ください。

扶助費、大樹保育園施設給付費でございます。節の区分ですが、法人保育園が認定こども園になり、措置から給付になったため、委託料から扶助費と節の区分を変更いたしました。また、法人保育園につきましては、町における保育料の減額措置による保護者負担金の減により、昨年より給付費が増となっております。

67ページから68ページにかけまして、3目児童福祉施設整備費7億3,172万1,000円、前年比7億672万7,000円の増となっております。ここでは、学童保育所・児童館の建設に係る新築工事に係る経費を計上してございます。

3項生活保護費1目扶助費、予算額5万円。ここでは、北海道が生活保護の支給決定までの間、時間を要する場合、その間の生活費を一時的に立て替える費用を計上しております。

4項災害救助費1目災害救助費、予算額15万円。ここでは、災害救助法に基づく費用が国などから支給されるまでの間、その一部を応急的に立て替える費用を計上しております。

同じく67ページから70ページにかけまして、4款衛生費1項保健衛生費1目健康づくり推進費365万7,000円、前年比9万7,000円の増。ここでは主に、十勝圏複合事務組合などの義務的負担金を計上してございます。

69ページから70ページにかけまして、2目母子保健費1,191万4,000円、前年比112万3,000円増。ここでは、妊婦健診、乳幼児の健診、子どもミニドック健診など、母子保健対策に係る経費を計上してございます。委託料では、子どもミニドック健診業務において、小学校での採血等のため、看護師3名の派遣費用を計上してございます。備品購入費として、歯科器具等の滅菌に利用する高压滅菌器と新生児訪問のためのデジタル乳児体重計の経費を計上してございます。負担金補助及び交付金においては、昨年、補正予算でお認めいただきました不育症治療費助成金を計上してございます。

69ページから72ページにかけまして、3目成人保健費1,109万9,000円、前年比333万9,000円の減。ここでは主に、歯科検診、脳ドック、大腸がん、子宮がん

など検診費に係る経費を計上してございます。前年度、備品購入費として車輛購入がありましたので、その分が減少の要因となっております。

次に、71ページから72ページにかけまして、4目予防費1,510万6,000円、前年比42万2,000円増。ここでは、予防接種に係る経費を計上しております。おたふくかぜ予防接種につきましては、任意接種として町の単独事業として助成しておりましたが、おたふくかぜにより、子どもが難聴になるケースが多いという調査結果が発表され、2回接種が高い効果が示されていることから、新たに2回目の予防接種に係る経費を計上しております。

○林住民課長

続きまして、同じページの中段になりますが、5目環境衛生費、本年度予算額1億2,881万6,000円、前年度との比較で151万1,000円の減となっております。ここでは、環境衛生に係る費用のほかに、19節負担金補助及び交付金でごみ処理を行っております南十勝複合事務組合の負担金、し尿処理を行っております十勝環境複合事務組合の負担金を計上しております。十勝環境複合事務組合は、この4月から十勝圏複合事務組合に統合されることから、説明欄の記載は十勝圏複合事務組合負担金とさせていただいております。し尿処理の関係では、中島処理場の老朽化対応として、下水道処理施設の十勝川浄化センターでの移設整備を行う汚水処理施設共同整備事業が完了し、4月より受け入れを開始することから、汚水処理施設共同整備事業負担金が今年度はありませんが、中島処理場の解体に向けての費用が発生することから、十勝圏複合事務組合負担金は増額となっております。

次に、6目墓園費、本年度予算額50万5,000円、前年度との比較で219万6,000円の減となっております。ここでは、墓園の管理に係る費用を計上しておりますが、前年度の予算には隔年で実施している大樹墓園の垣根の剪定経費、物置として使用していた大樹墓園旧管理人住宅の解体経費などを計上していたことから減額となっております。

次のページに移りまして、2項清掃費1目じん荼処理費、本年度予算額3,070万3,000円、前年度との比較で60万4,000円の増となっております。ここでは、ごみ収集に係る費用として、指定ごみ袋の印刷費や売りさばき手数料、収拾業務の委託料などを計上しております。

○黒川商工観光課長

続きまして、5款1項労働費1目労働諸費でございます。110万円の計上で10万円の減でございます。勤労者センターの維持管理費、中小企業退職者共催掛金の助成などを計上してございます。

○水津農業委員会事務局長

73ページ、74ページの下段から76ページ中段までをご覧ください。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、本年度予算額1,425万7,000円、前年度比較64万5,000円の増でございます。農業委員会運営事業、農業者年金事務費、

農地保有合理化事業並びに農地中間管理事業に係る実施経費につきまして、所要の予算措置を計上しております。予算額の増になった主な内容としましては、13節の委託料の農地台帳システムの改修費でございます。

○瀬尾農林水産課長

続きまして、75ページから76ページにかけて、中段になります、2目農業総務費、予算額59万9,000円、前年度対比2万3,000円の減。ここでは、営農指導全般に係る諸経費を計上しております。

下がりまして、同じく75ページから78ページにかけて、3目農業振興費、予算額1億3,150万2,000円、前年度対比1,038万2,000円の減となっております。ここでは、町内農業に対する各種振興事業を計上しております。19節負担金補助及び交付金のうち、当町の主要作物の一つであります馬鈴薯の病害虫であるシストセンチュウから生産補助を守ることを目的に啓発用の看板の設置や集積土場整備に係る経費の補助を行う馬鈴薯疫病対策事業を新規事業として305万3,000円を新たに計上してございます。また、減額の主なものは、平成30年度に計画変更するため、委託業務を行っておりました農業振興地域整備計画全体見直し業務が完了による減、また新規就農者に対する奨励金であります農業次世代人材投資事業補助金の対象要件が満たなくなったことによる減などによって、前年度と比べて減額となっております。

続きまして、77ページ下段から80ページにかけて、4目畜産振興費、予算額1,808万9,000円、前年度対比9万7,000円の増となっております。ここでは、町内農業の基幹であります畜産振興に関する事業を行っております。

79ページ下段から82ページにかけて、5目牧場管理費、予算額1億2,242万5,000円、前年度対比214万円の増となっております。ここでは、町営牧場の施設整備及び装置の維持管理について所要の経費を計上しております。増額の主なものは、7節賃金で、前年度再任用職員のため総務費の一般管理費から支出していましたが、新年度から牧場管理費より牧場の管理補助員1名を資するため増額となっております。

○鈴木建設水道課長

83ページ、84ページをご覧ください。

6目農地費2,466万9,000円、1,716万1,000円の減。ここでは、11節需用費の修繕料において、農業用排水路などの修繕800万円を計上してございます。19節負担金、補助及び交付金では、上大樹地区道営農地整備事業に係る道営土地改良事業負担金として1,534万5,000円を計上してございます。

○水津農業委員会事務局長

73ページ、74ページの中段をご覧ください。

7目農用地集団化事業費、本年度予算額108万8,000円、前年度比65万7,000円の増でございます。29年度から実施している尾田地区交換分合事業は、3年計画のうち、第2年度目にかかります。この交換分合事業に係る実施経費につきまして所要の予

算措置を計上しております。予算額の増となった主なものについては、1節の報酬と9節の旅費でございます。

○瀬尾農林水産課長

失礼いたしました。83ページから84ページ中段にかけまして、8目牧場整備費、予算額1,063万1,000円、前年度対比811万4,000円の増となっております。ここでは、光地園牧場の草地更新29.1ヘクタールを行うため、農地耕作条件改善事業を新規事業として、委託料811万7,000円を新たに計上しております。また、平成28年度に導入した牧場作業用タイヤショベルの償還金を計上しております。

同じく83ページから86ページにかけまして、2項林業費1目林業振興費、予算額2,870万8,000円、前年度対比301万1,000円の減となっております。ここでは、林政全般に関する事業を行っております。減額の主な事業といたしまして、民有林の人口林に対して植林費用の一部の補助を行います、未来につなぐ森づくり推進事業補助金が前年度と比べて減額となっております。

85ページから88ページ、中段のほうになります。

2目町有林費、予算額1億2,060万1,000円、前年度対比3,352万7,000円の減となっております。ここでは、町有林の維持及び整備に関する事業を行っております。減額の主なものは、15節工事請負費のうち、一昨年の台風により、風倒の被害を受けた町有林の整備を進めるため、特殊地拵、または保育間伐を行っていましたが、その整備がほぼ完了したことによって、町有林整備事業工事が前年度に比べて減少したことによる減額となっております。

また、町民植樹祭につきましては、昨年同様、緑苑の中央運動公園西側の町有地を会場に、5月20日日曜日を予定しております。植樹する樹種につきましては、柏の苗木、約600本を計画しております。

87ページ中段から90ページにかけてになります。

3項水産業費1目水産振興費、予算額379万6,000円、前年度対比731万円。前年度対比351万4,000円の増となっております。水産振興費では、漁業全般に関する事業を行っております。増額の主なものは、近年、不漁が続いております秋サケの増養殖事業を推進するため、稚魚飼育池を整備するための経費を補助する秋サケ稚魚飼育池整備事業を新規事業として351万円を新たに計上しております。

89ページ上段から90ページにかけてになります。

2目漁港管理費、予算額882万1,000円、前年度対比826万3,000円の減となっております。漁港管理費では、大樹、旭浜両漁港の維持に関する事業を行っております。減額の主なものは、19節負担金、補助及び交付金のうち、漁港機能保全計画を策定し、漁港施設の補修、整備を図る水産物基盤機能保全事業負担金が前年度より減額となったことによるものでございます。

○黒川企画商工課長

89ページから92ページにかけて、7款1項商工費1目商工振興費でございます。1億3,943万2,000円の計上でございます。682万4,000円の減でございます。昨年度実施いたしました、29年度出資いたしましたプレミアム商品券の発行を30年度は計上していないことが主な要因でございます。商工会運営費助成、中小企業特別融資利子補給、地場産業振興奨励事業補助などに加えまして、起業家等支援事業は、3件の起業を見込んでございます。

ページをめくっていただきまして、91ページから2目市街地開発推進費1,264万5,000円の計上でございます。198万8,000円の減でございます。TMO活動推進費で施設の整備を昨年行っておりますけれども、今年度はございませんので、その分が減額になっているものでございます。

3項観光振興費4,764万4,000円の計上でございます。1,190万9,000円の増でございます。大樹町観光協会助成では、コスビーに続く新キャラクターの着ぐるみの制作を計画しております。また、イベント用の椅子、テーブルの更新を考えております。また、ふるさと納税は寄附を4,200万円と見込んでおりましたけれども、5,000万円と見込みまして、返礼品、運搬料を増額し、事務の一部を外部委託することとして所要の経費を計上させていただいております。

1枚めくっていただきまして、93ページからでございます。

4目観光施設費3,343万8,000円の計上でございます。319万8,000円の増でございます。晩成温泉の維持管理とカムイコタンキャンプ場の維持管理費に加え、これまで企画費で措置しておりましたコスモスガーデン維持管理を観光施設費で措置することとしました。コスモスガーデンにつきましては、栽培管理を引き受けていただける方がおりませず、今年度はひまわりを植えることとし、国道沿いに、消防のほうですけれども、消防から墓園にかけて、150メートルにわたりまして、帯状にコスモスを咲かせることができないかということも計画しております。晩成温泉と晩成の宿の高圧充電設備改修工事485万2,000円を計画しております。また、カムイコタンキャンプ場では、トイレの洋式化を予定しております。

その下段でございます。5目地場産品研究センター費、234万1,000円の計上でございます。30万5,000円の増でございます。地場産品研究センターの維持管理費に加えまして、故障しておりました蒸し器をことし購入することと計画しております。

○鈴木建設水道課長

95ページ、96ページをご覧ください。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費132万5,000円、27万4,000円の減。ここでは、土木一般管理全般に係る経費と13節委託料で道路台帳作成業務41万1,000円を計上してございます。

2項道路橋梁費1目道路維持費1億8,570万6,000円、1,877万円の減。予算

減の主な要因としましては、前年度計上しておりました除雪ローダーの購入費が減ったことによるものでございます。

1 1 節需用費、修繕料では、歩道のほか、道路の法面、排水の修繕、建設車両の修繕など3,352万1,000円を計上してございます。このうち、道路の修繕料は3路線で1,700万円程度が前年度に比べ増となっております。

1 3 節委託料では、1億1,559万7,000円を計上しており、主なものとして、町道維持補修業務で6,275万9,000円、除排雪業務で4,721万8,000円を計上してございます。

1 5 節工事請負費では、橋梁長寿命化事業によるふるさと大橋の補修工事200万円と、開進地区橋梁護岸修繕工事1,650万円を計上してございます。

同じく下段になりますけれども、2目道路新設改良費7,040万円、1,400万円の減。

次のページ、97ページ、98ページをご覧ください。

ここでは、1 5 節工事請負費で2箇所の改良舗装工事と1箇所の改良工事で6,040万円を計上してございます。位置図につきましては議案の最後に添付してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

3項河川費1目河川総務費160万4,000円、562万8,000円の減。

4項都市計画費1目都市計画総務費49万4,000円、25万5,000円の増。増額の主な要因としましては、都市計画用途地域変更業務の委託料として、都市計画道路の変更を用途地域図に反映させるためのデータ作成業務を計上したことによるものでございます。

2目公園費2,912万9,000円、101万9,000円の減。ここでは、1 3 節委託料で柏林公園、交通公園、河川公園などの維持管理業務に係る経費と28年度から32年度までの5か年により協定を締結しております歴舟川パークゴルフ場の指定管理者管理運營業務など2,653万7,000円を計上してございます。

次のページ、99ページ、100ページをご覧ください。

1 9 節負担金、補助及び交付金では、日本パークゴルフ協会負担金を新たに計上してございます。これは、パークゴルフの名称を日本パークゴルフ協会が商標登録を行っており、パークゴルフの名称を使用していく場合には、協会に加入が必要になることと、それから同会のパークゴルフの普及推進の趣旨に賛同し加入するものでございます。

5項住宅費1目住宅管理費7,270万4,000円、1,611万3,000円の増。増額の主な要因は、1 1 節需用費の修繕料の中で、住宅用火災報知器の更新費用340万円、それから1 5 節工事請負費で屋根張替工事費の1,020万円、共用電灯設備の改修工事費約280万円の計上によるものでございます。住宅用火災報知器は、平成20年に町営住宅全戸を対象に設置しており、設置後10年を経過するため、電子部品の故障や電池切れにより火災を感知しなくなる恐れがあるために、30年度と31年度に分けて更新を計画

しているものでございます。主な事業としまして、8節報償費では、引き続き、住宅リフォーム支援事業に係る報償費を計上してございます。

また、大樹でかなえるマイホーム支援事業では、町内の新築10件分、移住者の新築2件分、町内の中古住宅購入に2件分、移住者の中古住宅購入に1件分を見込み、商品券での支給に係る2割分の報償費576万円と19節では口座振り込みによる8割支給分の補助金2,304万円を計上してございます。

101ページ、102ページをご覧ください。

2目住宅建設費9,813万8,000円、7,712万3,000円の増。増額の主な要因につきましては、町営住宅の建築工事費でございますが、29年度事業は、昨年度は28年度の繰越事業で行ったことにより、当初予算では計上していなかったため、今回大きく増額となったものでございます。主な事業といたしましては、日方団地建設事業で現地建て替えの1棟4戸の建設、これにつきましては、配置図などは議案の最後に添付してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。解体工事では、日方団地2棟8戸、新通団地が1棟4戸、柏木町団地では1棟3戸、合計で4棟15戸を解体いたします。

以上でございます。

○松木総務課長

続きまして、101ページから104ページ下段にかけてまして、9款消防費でございます。

1項消防費1目消防総務費1億7,742万5,000円、前年比377万7,000円の減でございます。とちち広域消防事務組合の負担金を計上するものでございます。

その下、2目非常備消防費3,983万2,000円、前年比1,413万2,000円の増でございます。大樹消防団の管理運営費、報酬、費用弁償等を計上してございます。また、15節工事請負費では、晩成地区松波町に耐震性貯水槽を整備するための工事費として、1,529万3,000円を計上してございます。

103ページ、104ページをお開きください。

3目火災予防費9万1,000円、前年比3万1,000円の増でございます。林野火災の予防啓発用の旗並びに設置用のポールの購入費を計上したものでございます。

4目災害対策費885万2,000円、前年比318万6,000円のマイナスでございます。29年度におきましては、18節備品購入費で無線機並びに災害用の給水タンクを購入してございますが、今年度は全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの機器更新に238万9,000円を計上してございます。

○角倉学校教育課長

続きまして、同じく103ページ、104ページ下段、10款教育費です。

まず、学校教育課所管の予算について説明いたします。

1節報酬から106ページ上段、19節負担金、補助及び交付金まで、1項教育総務費1目教育委員会費でございます。教育委員運営に関する経費として、208万6,000円

の計上です。前年より2万7,000円の増です。

次に、106ページ上段、9節旅費から27節公課費まで、2目事務局費でございます。事務局運営費として165万4,000円の計上です。前年より6万9,000円の増となっています。

次に、同じく106ページ中段、1節報酬から、110ページ上段、27節公課費まで、3目教育振興費でございます。教育振興事業、奨学金貸付事業、スクールバスの運行や更新にかかわる経費、英語指導助手にかかわる経費、小中高連携教育推進事業などで1億4,685万3,000円を計上しております。前年より80万6,000円の減となっております。主な内容ですが、108ページ中段からになります。19節負担金、補助及び交付金の下から6行目、隔年で派遣しております相馬市子ども親善使節団派遣事業補助金90万円の増、下から3行目、大樹高等学校通学費等補助金が積算により66万7,000円の増、110ページ上段10行目、大樹高等学校海外見学旅行費補助金112万円を新規に計上しております。

次に、21節貸付金では、奨学金ですが積算により197万円の減となっております。そのほか、外国青年招致事業では、英語指導助手2名が本年8月以降も契約更新の意向のため、帰国や赴任などに伴う旅費などを含め、全体で128万4,000円の減となっております。

次に、110ページ中段、1節報酬から、112ページ中段、19節負担金、補助及び交付金まで、2項小学校費1目学校管理費でございます。2,703万4,000円の計上で、前年比537万9,000円の減となっております。主な内容ですが、110ページ中段、1節報酬、4節共済費など、小学校の校務員の交代に伴う人件費がおおむね180万円減となっております。次に、11節需用費、修繕料は、児童用の椅子及び机の部品交換などで151万2,000円の増となっております。

112ページをお開き願います。節の記載はありませんが、15節工事請負費で昨年実施済みの旧水道施設解体経費、小学校敷地内にありました旧水道施設の解体経費119万9,000円の分が終了していますので減となっております。また、23節償還金利子及び割引料、これも記載がありませんが、校務用パソコンの償還終了ということで、353万3,000円の減となっております。

次に、112ページ中段、11節需用費から20節扶助費まで、2項小学校費2目教育振興費でございます。578万8,000円の計上で、前年比539万2,000円の減です。主な内容ですが、20節扶助費の就学援助費ですが、積算により全体で45万6,000円の増。また記載はありませんが、23節の償還金利子及び割引料で、昨年パソコン教室のパソコンの償還終了をいたしましたので、601万9,000円の減となっております。

次に同じページの下段、1節報酬から、116ページ上段、23節償還金利子及び割引料まで、3項中学校費1目学校管理費でございます。4,905万4,000円の計上で、

前年比2,177万9,000円の増です。主な内容ですが、112ページ、1節報酬から、114ページ上段、4節共済費ですが、小学校と同じく、中学校の校務員も交代することになります。それに伴いまして、平成29年度まで総務費で予算化していた人件費ですが、30年度からは教育費中学校費で人件費を計上したため、約335万円の増となっております。

114ページ上段、11節需用費、修繕料ですが、中学校のボイラー、空調機など修繕で385万円の増となっております。下段、15節工事請負費ですが、地下タンクライニング工事ということで、建設から40年経っている地下タンクはライニング工事が義務づけられているということで、277万8,000円の増となっております。

116ページ上段、18節備品購入費ですが、タブレットパソコンの新規購入費で1,247万5,000円の増となっております。

次に、同ページ中段、11節の需用費から23節償還金利子及び割引料まで、3項中学校費2目教育振興費でございます。1,079万1,000円の計上で、前年比182万7,000円の減となっております。主な内容は、18節の備品購入費の教育機器設備173万7,000円の減となっております。

次に、学校給食センター所管の予算を説明します。

同じく115、116ページ下段をご覧ください。

1節報酬から、120ページ、27節公課費まで、4項学校給食費1目学校給食費でございます。1億2,521万5,000円の計上で、前年比1,297万8,000円の増です。主な内容ですが、120ページ上段、15節工事請負費は、昨年、屋上防水工事977万円を実施した分の減、新たに給食運搬車更新に伴う車庫新築工事費として483万9,000円を計上し、差し引き、工事請負費は493万1,000円の減となっております。18節備品購入費では、導入後22年以上を経過した給食運搬車2トン車2台に変えて、4トンの給食運搬車1台の購入を計画しております。その備品購入費として、1,303万5,000円の増、それから給食調理機器の更新計画に基づきまして、冷蔵庫の更新費416万4,000円の増となっております。現在、給食センターは平成14年の供用開始から16年が経過することから、施設備品や機械等の更新の時期に来ておりますので、保守点検の結果を考慮しながら、今後も計画的に対応してまいります。

以上で、学校給食費の内容を終わります。

○井上社会教育課長

続きまして、119ページ中段から、122ページ下段にかけて、5項社会教育費1目社会教育総務費でございます。予算額2,253万9,000円を計上しており、前年比7万3,000円の減となっております。ここでは、社会教育委員会運営費、社会教育推進事業、子ども交流事業などの事業に係る経費を計上してございます。

121ページ下段から126ページ上段にかけて、2目生涯学習センター費でございます。予算額1億3,568万3,000円を計上しており、前年比393万8,000円

の増となっております。ここでは、生涯学習センター運営費、生涯学習センター文化事業、文化財保護事業に係る経費を計上してございます。

124ページの下段、15節工事請負費では、計画的に進めております生涯学習センターのホール関係の更新工事、今年度はコスモスホールの舞台照明設備更新工事に8,084万9,000円を計上してございます。

125ページ、126ページをお開き願います。

125ページ中段から128ページ上段にかけて、6項保健体育費1目保健体育総務費でございます。予算額549万円を計上しており、前年比22万7,000円の増となっております。ここでは、保健体育推進事業、海洋スポーツ振興事業、町技普及振興事業、スポーツ推進委員運営費などの事業に係る経費を計上してございます。

127ページ、128ページをお開き願います。

127ページ上段から130ページ下段にかけて、2目体育施設費でございます。予算額5,991万3,000円を計上しており、前年比532万7,000円の増となっております。ここでは、柏木町の運動公園、海洋センター、生花湖艇庫、高齢者健康増進センター、中央運動公園の維持管理に係る経費を計上しております。

130ページの中段、15節工事請負費では、中央運動公園センターハウスの屋根防水改修工事に1,566万円と、B&G海洋センターバスケットゴール撤去に伴う工事費45万9,000円を計上しております。海洋センターのバスケットゴールの撤去でございますけれども、これは老朽化に伴う撤去でありまして、撤去後のバスケットボール競技につきましては、中学校体育館の学校開放で活動してもらう予定となっております。

次に、129ページ下段から132ページにかけて、7項図書館費1目図書館総務費でございます。予算額1,550万円を計上しており、前年比413万2,000円の増となっております。ここでは、図書館運営委員会の運営費、図書館管理運営、図書館管理システム維持管理経費などに係る経費を計上してございます。18節備品購入費では、図書館管理システム更新に伴う経費として428万3,000円を計上しております。

○松木総務課長

131ページ下段から134ページにかけて、11款災害復旧費でございます。

131ページ、132ページ、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、10万円。2目林業施設災害復旧費、10万円。

133ページ、134ページになりますが、2項公共土木施設災害復旧費1目道路河川災害復旧費、10万円。

いずれも前年と同額でございます。災害の発生時の予算措置のための科目存置による計上でございます。

続きまして、12款1項ともに公債費1目元金7億1,263万6,000円、前年比2,515万8,000円の減。2目利子4,776万4,000円、前年比1,104万2,000円の減でございます。

その下から136ページ中段にかけまして、13款諸支出金でございます。1項特別会計繰出金1目事業会計繰出金、5特別会計への繰出金で5億4,649万8,000円、前年比474万円の増でございます。会計別では、国民健康保険事業特別会計が1,626万2,000円の増、後期高齢者医療特別会計が135万6,000円の増、介護保険特別会計が1,285万円の増、介護サービス事業特別会計繰出金が2,050万4,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金が522万4,000円の減でございます。

次に、2項1目ともに特別会計出資及び補助金5億2,310万4,000円。対象は、水道事業、町立国民健康保険病院事業の2会計で、前年比6,559万2,000円の増でございます。病院事業への補助負担金といたしまして、2,510万4,000円の増でございます。医療機器購入や公債費の増に伴います負担金の増額でございます。水道事業への補助負担金といたしましては、4,048万8,000円の増でございますが、高料金対策等に係る基準繰出額の増加によるものでございます。

133ページ下段から136ページにかけましては、3項1目ともに基金費でございます。5,129万8,000円、前年比796万8,000円の増の理由ですが、主にふるさと納税を原資といたします魅力あるまちづくり推進基金積立金を利子とあわせて800万7,000円の増額で計上をしております。

続きまして、135ページ、136ページ、1番下でございますが、14款1項1目ともに予備費、前年同額の1,000万円を計上しております。

○議 長

一般会計の歳入歳出の説明が終わりました。

次に、一般会計歳入についての説明を求めます。

松木総務課長。

○松木総務課長

続きまして、事項別明細の歳入についてご説明を申し上げます。事項別明細書の3ページと4ページをお開きください。

1款町税1項町民税1目個人2億8,862万8,000円、前年比943万6,000円の増。2目法人5,402万4,000円、前年比25万2,000円の増。

2項1目ともに固定資産税3億4,959万円、前年比644万3,000円の減。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金830万4,000円、前年比41万2,000円の増でございます。

3項1目ともに軽自動車税1,896万2,000円、前年比148万2,000円の増でございます。

5ページ、6ページをお開きください。

4項1目ともに町たばこ税4,818万6,000円で、前年比72万4,000円の減でございます。

5項1目ともに入湯税418万6,000円、前年比7万7,000円の増でございます。

町税の関係につきましては、今年度の課税状況や収納見込み、制度改正等に基づき算定を行ってまいります。

2款地方譲与税1項1目ともに自動車重量譲与税1億1,990万円。2項1目ともに地方揮発油譲与税4,440万円。

3款1項1目ともに利子割交付金130万円。

4款1項1目ともに配当割交付金120万円。

5款1項1目ともに株式等譲渡所得割交付金130万円。

7ページ、8ページをお開きください。

6款1項1目ともに地方消費税交付金1億1,510万円。

7款1項1目ともに自動車取得税交付金4,100万円。

8款1項1目ともに国有提供施設等所在市町村助成交付金30万円。

9款1項1目ともに地方特例交付金150万円。

10款1項1目ともに地方交付税、全体では29億5,000万円、前年比1億6,000万円の減でございます。

普通交付税につきましては1億4,000万円、特別交付税につきましては2,000万円、それぞれ減での計上でございます。

11款1項1目ともに交通安全対策特別交付金100万円。

以上、2款の地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画や国の予算案に基づき算定を行ってまいります。

9ページ、10ページをお開きください。

12款分担金及び負担金1項負担金1目総務費負担金4万9,000円。2目民生費負担金4,481万8,000円。3目衛生費負担金1万5,000円。4目農林水産業費負担金208万1,000円。5目教育費負担金3,305万5,000円。今年度、土木費負担金の計上はございませんので、三角表示をかけてございます。

続きまして、11ページ、12ページをお開きください。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料548万8,000円。

2目民生使用料195万2,000円。

3目衛生使用料2,000円。

4目労働使用料4万4,000円。

5目農林水産業使用料9,946万9,000円。

6目商工使用料58万6,000円。

7目土木使用料9,704万6,000円。

8目教育使用料281万5,000円。

2項手数料1目総務手数料304万2,000円。

2目衛生手数料786万7,000円。

続きまして、13ページ、14ページをお開きください。

3目農林水産業手数料でございます。95万円。

続きまして、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2億689万2,000円、前年比929万円の増につきましては、主に障害者自立支援寄附費の増によるものでございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2,360万8,000円。

2目民生費国庫補助金3,666万円、前年比459万2,000円の増でございます。

臨時福祉給付金事業の終了により、1万8,000円の減額になりますが、学童保育所・児童館建設事業に対する補助金が2,313万8,000円の増となっております。

3目衛生費国庫補助金4万円。

4目土木費国庫補助金5,651万8,000円、前年比2,114万円の増でございます。

土木車両等の更新に係ります2,053万8,000円の減額に対しまして、町営住宅の整備等に対する補助金が4,240万円の増となったものでございます。

5目消防費国庫補助金564万1,000円、前年比538万6,000円の増でございます。この主な理由は、耐震性貯水槽の整備に対する補助金でございます。

15ページ、16ページをお開きください。

6目教育費国庫補助金388万円。

3項委託金1目総務費委託金18万円。

2目民生費委託金126万7,000円でございます。

15款道支出金1目民生費道負担金1億717万2,000円、前年比511万8,000円の増は、主に障害者自立支援給付費の増によるものでございます。

2項道補助金1目総務費道補助金61万2,000円。

2目民生費道補助金6,045万9,000円、前年比2,525万5,000円の増につきましては、主に学童保育所・児童館建設事業に対する補助金でございます。

17ページ、18ページをお開きください。

3目衛生費道補助金116万5,000円。

4目農林水産業費道補助金1億3,858万4,000円、前年比2,311万2,000円の減となっておりますが、これは主に町有林整備事業の事業費縮減に伴います補助金の減額でございます。

5目消防費道補助金15万円。

6目教育費道補助金116万円。

3項委託金1目総務費委託金1,223万9,000円、前年比322万5,000円の増の主な理由ですが、北海道知事、北海道議会議員選挙費の委託金が増になったことによるものでございます。

19ページ、20ページをお開きください。

2目農林水産業費委託金8万2,000円。

3目商工費委託金198万8,000円。

4目土木費委託金76万8,000円。

続きまして、16款の財産収入でございます。1項財産運用収入1目財産貸付収入1,331万8,000円。

2目利子及び配当金131万4,000円。

2項財産売払収入1目物品売払収入11万円。

2目不動産売払収入1,567万8,000円、前年比3,410万2,000円の減は、主にへ28年度の強風により被害を受けた町有林の立木の売り払い収入を減少で見込んだものでございます。

21ページ、22ページをお開きください。

17款寄附金でございます。1項寄附金1目一般寄附金1,000円。

2目指定寄附金5,000万5,000円、前年比800万円の増となっておりますが、こちらはふるさと納税の見込額を増加で計上したものでございます。

続きまして、18款1項ともに繰入金1目基金繰入金6億15万6,000円、前年比2億6,700万6,000円の増は、財源不足を補うための財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。農林水産業振興基金から15万円の繰り入れを計上してございますが、こちらにつきましては、林業の振興のためにいただきました指定寄附金を植樹祭の苗木代に充当しようとするものでございます。なお、ふるさと納税を原資といたします魅力あるまちづくり推進基金につきましては、今年度、基金のバランス調整を図るため、返礼品等に充当しない予定でございますので、ご了承をお願いいたします。

2目他会計繰入金9,000円。

19款1項1目ともに繰越金で100万円の計上でございます。

20款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金1,000円。

2項1目ともに町預金利子5万円。

3項貸付金元利収入1目高齢者等に優しい住宅整備資金貸付金元利収入40万円。

2目災害援護資金貸付金元利収入1,000円。

23ページ、24ページでございます。

3目大樹町中小企業特別融資事業貸付金元利収入1億円。

4目奨学金貸付金元利収入1,216万4,000円。

4項受託事業収入1目衛生費受託事業収入120万円。

2目農林水産業費受託事業収入36万3,000円。

5項雑入1目過年度収入1,000円。

2目雑入590万5,000円。

21款1項ともに町債、1目過疎債8億4,210万円、前年比6億910万円の増につきましては、学童保育所・児童館建設事業の執行によるものが主な理由でございます。

25ページ、26ページをお開きください。

2目辺地債3,120万円。

3目緊急防災減災事業債1,430万円、皆増でございます。防火水槽の整備並びに消防士機材の整備、Jアラート全国瞬時警報システムの機器更新に伴います起債でございます。

4目臨時財政対策債1億6,000万円、前年比2,700万円の減でございます。平成30年度の地方財政計画に基づき算定を行ったものでございます。

なお、土木債につきましては、今年度の発行予定はございませんので、三角で表記をしてございます。

以上で、一般会計歳入説明を終わらせていただきます。

○議長

休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案第28号平成30大樹町国民健康保険病院事業特別会計（事業勘定）予算についてから議案第29号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についてまでの説明を求めます。

林住民課長。

○林住民課長

それでは、議案第28号を説明させていただきますので、議案のほうにお戻り願いたいと思います。

議案第28号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,320万円と定めるものです。

一時借入金では、借入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用では、2款1項に計上した療養諸費に係る予算額に過不足が生じた場合に限り、同一款内での各項の間で流用することができるものとしてございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。事項別明細書、国民健康保険事業特別会計の1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

国民健康保険制度が都道府県単位化され、北海道が財政の責任主体となることに伴い、予算の組み方を変更しております。歳入、歳出とも、款の欄に三角の印をつけているところがありますが、三角印のついている予算課目につきましては、使用しない課目となります。考え方が大きく変わるものとして、歳入1款の保険税については、前年度までは一般財源としておりましたが、現年度分につきましては、歳出3款国民健康保険事業納付金の

特定財源とすることになりました。また、歳出2款の保険給付費は、原則として、歳入3款の道支出金で賄われることになっております。

それでは、歳出について説明させていただきます。

9ページ、10ページをご覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、本年度予算額573万3,000円、前年度との比較で743万4,000円の減となっております。ここでは、レセプト点検等専門員の賃金や電算システムに係る経費など、事務に要する経費について計上しておりますが、前年度予算では、都道府県単位化に伴うシステムの改修費が大きかったことから、全体では減額となっております。

2項徴税费1目賦課徴税费136万9,000円。

3項運営協議会費1目運営協議会費22万7,000円。

次のページに移りまして、2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費4億560万円。

2目退職被保険者等療養給付費101万円。

3目一般被保険者療養費125万円。

4目退職被保険者等療養費4万円。

5目審査支払手数料135万円。

療養諸費全体では、前年度との比較で1,252万円の減となっております。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費4,900万円。

2目退職被保険者等高額療養費100万円。

3目一般被保険者高額介護合算療養費50万円。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費20万円。

高額療養費全体では、前年度との比較で1,060万円の増となっております。

1項の療養諸費及び2項の高額療養費につきましては、平成29年度の給付費の動向を考慮しての計上としております。

3項移送費1目一般被保険者移送費5万円。

2目退職被保険者等移送費3万円。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金504万円。

次のページに移りまして、2目審査支払手数料3,000円。

5項葬祭諸費1目葬祭費24万円。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分1億6,427万5,000円、2目退職被保険者等医療給付費分21万2,000円。

2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分5,065万3,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分7万9,000円。

3項1目ともに介護納付金分2,259万7,000円。

3款の国民健康保険事業費納付金は新しく設定した課目となります。北海道が国民健康

保険の財政運営の責任主体となることから、北海道へ納める金額を計上しております。

4款1項1目ともに共同事業拠出金1万円。

次のページに移りまして、5款1項ともに保健事業費、1目保健衛生普及費9万7,000円。ここでは、高齢者のインフルエンザ予防接種、肺炎球菌感染症予防接種に対する自己負担軽減等に要する経費を計上しております。

2項1目ともに特定健康診査等事業費6万3,400円。ここでは、被保険者の健康の保持、増進のために実施する特定健康審査等に要する経費を計上しております。

6款1項ともに公債費、1目利子30万円。

次のページに移りまして、7款諸支出金1項還付金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金100万円、2目退職被保険者等保険税還付金5万円。

2項繰入金、1目直営診療施設勘定繰入金4,405万円。この繰入金は、町立病院の整備などに対して交付される特別調整交付金を病院会計に繰り出すものですが、今年度は電子カルテの導入が予定されていることから増額となっております。

次に歳入について説明させていただきます。

前に戻りまして、3ページ、4ページをお開き願います。

1款1項ともに保険税1目一般被保険者保険税1億6,249万7,000円。

2目退職被保険者保険税3万1,300円。保険税全体では、前年度との比較で2,123万2,000円の減となっております。前年度の賦課実績を参考に計上しておりますが、被保険者数の減少により減額となっております。平成29年度賦課時点の対象世帯数は955世帯、被保険者数は1,757人となっております。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目国民健康保険災害臨時特例補助金1万4,000円。

3款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金5億1,027万6,000円。1節の普通交付金は保険給付費の支出に充てる費用、2節の特別交付金のうち保険者努力支援分と道繰入金2号分につきましては、国民健康保険事業納付金に充てることのできる費用となっております。

次のページに移りまして、4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金1,000円。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金8,951万9,000円、前年度との比較で1,360万7,000円の増となっております。ここでは、保険者が制度として負担するルール分と保険税の負担を抑えるために一般会計から繰り入れする額を計上しております。保険税の負担を抑えるための一般被保険者療養給付費繰入金は、本年度から内容によって三つの区分に分けることとさせていただきました。事務費に充てる分を5節のその他一般会計繰入金として、中学生まで医療費を無料としている町単独事業により、国の負担分が減額となる分につきましては、7款2項1節の療養給付費等負担金として、三つに分けて計上させていただいております。

次に、6款1項ともに繰越金1目前年度繰越金1,000円。

7款諸収入1項延滞金及び加算金1目延滞金1,000円、2目加算金1,000円。

次のページに移りまして、2項雑入1目療養給付費等負担金57万5,000円、2目第三者行為徴収金1,000円、3目雑入1,000円を計上しております。

次に、2ページ、総括の歳出をご覧いただきたいと思います。

1款総務費から7款諸支出金まで、歳出合計、本年度予算額7億6,320万円、前年度予算額8億6,560万円、前年度との比較1億240万円の減。財源内訳は、国・道支出金5億1,029万円、その他特定財源2億4,869万2,000円、一般財源421万8,000円となっております。

次に1ページ、歳入ですが、1款保険税から7款諸収入まで、歳入合計、本年度予算額7億6,320万円、前年度予算額8億6,560万円、前年度との比較1億240万円の減となるものでございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第29号を説明させていただきます。議案のほうに一度お戻りいただきたいと思います。

議案第29号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,180万円と定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、後期高齢者医療特別会計の5ページ、6ページをお開き願います。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、本年度予算額130万8,000円、前年度との比較で73万4,000円の増となっております。ここでは、事務に要する経費について計上しておりますが、13節委託料で保険料軽減特例の見直しに伴うシステムの改修を予定していることから増額となっております。なお、システムの改修に伴う費用は全額国庫補助金で賄われることになっております。

2項徴収費1目徴収費3万2,000円。

2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金9,005万円、前年度との比較で675万円の増となっております。ここでは、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合への納付金を計上しており、事務費の負担金として420万円、保険料と町が負担する保険基盤安定制度の負担金として8,585万円を見込んでございます。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金11万円。

4款1項1目ともに予備費30万円を計上しております。

次に、歳入について説明させていただきます。

前のページ、3ページ、4ページをお開き願います。

歳入。

1款1項1目ともに後期高齢者医療保険料、本年度予算額6,135万円、前年度との比

較で505万円の増となっております。ここでは、後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料を計上しており、対象人数は1,094人と見込んでおります。

2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2,963万6,000円、前年度との比較で175万6,000円の増となっております。事務費分として513万6,000円、保険基盤安定繰入金として、保険料の軽減額分2,450万円を一般会計より繰り入れるものでございます。

3款1項1目ともに繰越金1,000円。

4款諸収入1項延滞金及び過料1目延滞金1,000円。

2目過料1,000円。

2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金10万円。

2目還付加算金1万円。

3項雑入1目雑入7,000円。

5款国庫支出金1項国庫補助金1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金69万4,000円。システム改修に係る費用が補助されることになっております。

次に2ページ、総括の歳出をご覧いただきたいと思っております。

1款総務費から4款予備費まで、歳出合計、本年度予算額9,180万円、前年度予算額8,430万円、前年度との比較は750万円の増です。財源の内訳は、国・道支出金69万4,000円、その他特定財源9,080万6,000円、一般財源30万円となっております。

次に1ページ、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料から5款国庫支出金まで、歳入合計、本年度予算額9,130万円、前年度予算額8,430万円、前年度との比較は750万円の増となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

次に、議案第30号平成30年度大樹町介護保険特別会計予算についての説明を求めます。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案のほうにお戻りください。

議案第30号です。

議案第30号平成30年度大樹町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,390万円と定めるものです。

第2条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、2款1項の介護サービス等諸費と2項の高額介護サービス費の予算額に過不足が生じた場合は、同一款内で歳出予算を流用することができるようにあらかじめ定めるものです。

それでは、予算内容につきまして、事項別明細書でご説明いたしますので、介護保険の

7 ページ、8 ページの歳出をお開きください。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、1,719 万 9,000 円、前年比 58 万 7,000 円の増。ここでは、介護保険事業を担当する 2 名分の人件費、事務処理の経費を計上しております。

2 項賦課徴収費 1 目賦課徴収費 31 万 1,000 円、前年比 2 万円の減。ここでは、賦課徴収に係る郵便料などの経費を計上しております。

9 ページ、10 ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査費、226 万 2,000 円、前年比 15 万 3,000 円の増。

2 目介護認定審査会費 486 万 7,000 円、前年比 20 万 1,000 円の増。

3 目認定調査費 222 万円。ここでは、介護認定審査会及び認定調査に係る経費を計上しております。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費 2 億 1,927 万 3,000 円。

2 目居宅介護サービス計画費 3,096 万 1,000 円。

3 目施設サービス給付費 2 億 9,239 万 6,000 円。

4 目福祉用具購入費 77 万 8,000 円。

5 目住宅改修費 202 万 5,000 円。

6 目特定入所者介護サービス費 3,800 万円。

7 目審査支払手数料 56 万 7,000 円。

2 項高額介護サービス費 1 目高額介護サービス費 1,400 万円。

2 目高額医療合算介護サービス費 200 万円。

11 ページから 14 ページになります。

3 款地域支援事業費 1 項地域支援事業費 1 目地域支援事業費 8,484 万 6,000 円、前年比 1,052 万 5,000 円増。ここでは、地域包括支援センターを担当する人件費のほか、13 節委託料で社会福祉協議会に委託します介護予防日常生活支援総合事業及び除雪、配食、移送サービスに係る経費などについて計上しております。給料、職員手当の増は、地域包括支援センター担当職員を 4 名から 5 名に 1 名増員することによるものです。

12 ページ、委託料の介護予防包括任意事業でございますが、前年比 739 万 1,000 円の増でございます。介護予防事業として、福祉センターで行っておりますいきいき健康クラブのふまねっとですが、参加者の増加に対応するため、郡部の参加者の送迎の委託に係る費用を計上してございます。また、移送サービスとして使用しております車輛を更新するための費用を計上してございます。

13 ページ、14 ページをご覧ください。

2 項介護予防支援事業 1 目介護予防支援事業 203 万 3,000 円、前年比 24 万 4,0

00円の増となっております。

4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金1万6,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金14万6,000円。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、3ページ、4ページをお開きください。
歳入です。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料、本年度予算額1億3,058万8,000円。対象者は1,995人でございます。昨年は1,958人で、37人の増で見込んでおります。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1億264万1,000円。

2項国庫補助金1目調整交付金4,542万1,000円。

2目地域支援事業交付金1,230万9,000円。

3目介護保険事業費補助金40万円。

4目地域支援事業調整交付金159万4,000円。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金9,235万9,000円。

2項道補助金1目地域支援事業交付金668万1,000円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1億6,200万円。

2目地域支援事業支援交付金568万6,000円。

5款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金1万6,000円。

5ページ、6ページをお開きください。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億5,216万1,000円。

7款諸収入1項延滞金及び過料1目第1号被保険者延滞金1,000円。

2目第1号被保険者過料1,000円。

2項雑入1目第三者納付金1,000円。

2目返納金1,000円。

3目雑入203万9,000円。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金1,000円。

次に、総括でございまして、2ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費から5款諸支出金まで、歳出合計、本年度予算額7億1,390万円、前年度予算額7億180万円、比較1,210万円の増。財源内訳、国・道支出金2億6,140万5,000円、その他3億2,190万1,000円、一般財源1億3,059万4,000円でございます。

1ページをご覧ください。

歳入です。

1款介護保険料から8款繰越金まで、歳入合計、本年度予算額7億1,390万円、前年

度予算額7億180万円、比較1,210万円の増となるものです。

以上で説明を終わります。

○議 長

次に、議案第31号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての説明を求めます。

瀬尾特別養護老人ホーム所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

それでは、議案第31号にお戻りください。

議案第31号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

今回、歳入歳出予算それぞれ3億7,810万円と定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、7ページ、8ページの歳出をお開き願います。

歳出です。

1款1項ともに居宅介護サービス事業費1目通所介護費、本年度予算額6,623万8,000円、前年対比199万9,000円の減です。ここでは、老人デイサービスセンター管理運営経費の計上でございます。減の主な理由は、29年度に送迎車輛の購入費を計上しておりましたので、そのための減になっております。

次に、9ページ、10ページを下段から、16ページ上段まで、2款1項ともに介護老人福祉施設事業費1目介護老人福祉施設費、前年対比2,930万1,000円の減となっております。ここでは、特別養護老人ホームの管理運営経費の計上をしてございます。減額の主な理由は、29年度に浴室改修の工事請負費を計上しておりましたため減となるものです。

次に歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして、3ページ、4ページの歳入をお開き願います。

歳入です。

1款サービス収入1項介護給付費収入1目居宅介護サービス事業収入、本年度予算額2,217万1,000円。

次に、介護老人福祉施設事業収入1億5,563万3,000円。

続きまして、2項介護予防日常生活支援総合事業費収入1目通所型サービス事業費収入1,015万5,000円。

2款分担金及び負担金1項負担金1目居宅介護サービス事業負担金368万1,000円。

2目介護老人福祉施設事業負担金3,682万4,000円。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億4,691万4,000円。

4款1項1目ともに繰越金1,000円。

5 款諸収入 1 項受託事業収入 1 目介護サービス事業収入 5 万 4,000 円。

次のページをお開きください。

2 項 1 目ともに雑入 2 6 6 万 7,000 円。

次に、2 ページの総括の歳出をお開きください。

歳出です。

1 款居宅介護サービス事業費と 2 款介護老人福祉施設事業費、合わせまして、歳出合計、本年度予算 3 億 7,810 万円、前年度予算額 4 億 9 4 0 万円、前年度対比 3,130 万円の減となります。

戻りまして、1 ページ歳入をご覧ください。

歳入、1 款サービス収入から 5 款諸収入まで、歳入合計、本年度予算額 3 億 7,810 万円、前年度予算額 4 億 9 4 0 万円、前年対比 3,130 万円の減となるものです。

以上で説明を終わります。

○議 長

次に、議案第 3 2 号平成 3 0 年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についてから議案第 3 3 号平成 3 0 年度大樹町水道事業会計予算についてまでの説明を求めます。

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

それでは、議案にお戻りいただきまして、議案第 3 2 号をお開き願います。

議案第 3 2 号平成 3 0 年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についてですが、第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,930 万円と定めるものでございます。

第 2 条では、債務を負担する行為の事項、期間及び限度額を「第 2 表 債務負担行為」によるものとする事。

第 3 条では、地方債の起債の目的、限度額などを「第 3 表 地方債」によるものとするものでございます。

第 4 条では、一時借入金の借り入れの最高額を 1 億円と定めるものでございます。

次に、3 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為。

債務負担行為は、終末処理場の長寿命化工事を 3 0 年度と 3 1 年度の 2 カ年により進めるため、債務負担行為をお願いするものでございます。事項につきましては、大樹下水終末処理場建設工事委託業務で、期間は平成 3 1 年度、限度額は 8,480 万円とするものでございます。

4 ページをお開き願います。

第 2 表の資料は、長寿命化工事 2 カ年間の全体計画の工種別、年度別の内訳となっております。工種といたしましては、機械設備と電気設備工事で、施設の区分は、水処理施設、汚水処理施設となり、3 0 年度分は当初予算に計上し、債務負担行為は 3 1 年度分の

機械設備工事の小計4,340万円と、電気設備工事の小計4,140万円の合計8,480万円をお願いするものでございます。

5ページをお開き願います。

第3表、地方債。

起債の目的及び限度額につきましては、下水道事業債を2,430万円、過疎対策事業債を1,910万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

それでは内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、下水道事業特別会計の事項別明細書7ページ、8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款管理費1項総務管理費1目一般管理費、本年度予算額1,409万6,000円、前年度より148万9,000円の減。

2目普及推進費149万5,000円、3万4,000円の増。

下がりまして、2項施設管理費1目管渠管理費691万7,000円、5万4,000円の減。

2目処理場管理費5,778万3,000円、289万5,000円の減。減の主な要因としましては、11節の中の修繕料で終末処理場のほか、ポンプ所などの設備について計画的に修繕を行っていることにより、減となるものでございます。

次のページ、9ページ、10ページをお開き願います。

3目個別排水管理費1,575万3,000円、97万3,000円の増。

2款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費9,316万円、3,793万5,000円の増。ここでの増の主な要因としましては、13節の委託料で処理場の長寿命化更新事業が管渠も含めた長寿命化事業に移行するためのストップマネジメント計画策定業務と、次のページ、12ページの上段となりますけれども、29年度の設計委託に基づき、30年度は処理場の建設工事委託業務を計上したことによるものでございます。工事の箇所につきましては、議案の最後に位置図を添付させていただきましたので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、14節使用料及び賃借料で、土木積算システム使用料を新たに計上してございます。この積算システムは、土木、水道、下水道の3業務の積算を行うことができるシステムで、現在は一般会計で1ライセンスの契約をしており、技術職員4名で使用しておりますけれども、同時にシステムを利用できるのは1名に限られるものでございます。この4月からは5名で利用する予定のほか、積算業務は年度当初の工事発注が集中する時期、年度末の予算作成時などに複層して行う必要があり、現行のライセンスでは不足するため、今回1ライセンスの追加を計上させていただくものでございます。

11ページ中ほどで、2項個別排水処理施設整備費1目個別排水処理施設建設費2,437万6,000円、10万8,000円の増。

3款1項ともに公債費で、1目元金1億132万4,000円、75万1,000円の減。
2目利子2,428万7,000円、256万1,000円の減。

4款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金9,000円、増減はございません。ここでは、新通の歴舟川の樋門の管理人に対する手当について、道との維持管理協定により負担する分でございます。

5款1項1目ともに予備費で10万円、増減はございません。

次に歳入、3ページ、4ページをお開き願います。

2、歳入。

1款分担金及び負担金1項負担金1目公共下水道負担金、本年度予算額141万7,000円。

2目個別排水処理事業受益者分担金90万円、分担金及び負担金では前年度より48万円の増。公共下水道受益者負担金で、平成29年度における下水道接続数の増によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料5,958万1,000円。

2目個別排水処理施設使用料720万8,000円、使用料では114万4,000円の増。個排の使用料で設置数の増により使用料も増を見込んでございます。。

2項手数料1目公共下水道手数料2万円。

2目個別排水処理施設手数料1万円、増減はございません。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道国庫補助金3,820万円、2,340万円の増。ここでは、歳出で説明いたしました終末処理場の長寿命化に係る補助金で、委託料の増により補助金も増額となるものでございます。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億8,846万3,000円、522万4,000円の減。

5款1項1目ともに繰越金で10万円、増減はございません。

6款1項ともに町債で1目下水道事業債2,430万円。

2目過疎対策事業債1,910万円、町債では1,150万円の増。これにつきましては、国庫補助金と同様で、終末処理場の長寿命化に係る起債の借入の増額を見込むものでございます。

次に、5ページ、6ページをお開き願います。

7款諸収入1項1目ともに雑入で1,000円、増減はございません。

次に2ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、1款管理費から5款予備費まで歳出合計で、本年度予算額3億3,930万円、前年度予算額3億800万円、前年度との比較では3,130万円の増となっております。財源内訳では、国庫支出金3,820万円、地方債4,340万円、その他2億5,759万9,000円、一般財源10万1,000円でございます。

次に、1ページをご覧願います。

総括の歳入で、1款分担金及び負担金から7款諸収入まで歳入合計、本年度予算額3億3,930万円、前年度予算額3億800万円、前年度との比較では3,130万円の増となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

○議 長

それでは、再開いたします。

大樹町水道事業会計予算についての説明を求めます。

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

それでは、議案第33号をお開き願います。

議案第33号平成30年度大樹町水道事業会計予算について、第1条、平成30年度大樹町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、給水戸数2,780戸、年間総給水量113万7,297立方メートル、1日平均給水量は3,115立方メートル、主な建設事業は電気計装設備更新工事を含む6本の工事を予定してございます。

第3条では、収益的収入及び支出ですが、収益的収入が収益的支出に対し不足額5,494万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとし、収入額につきましては4億6,735万7,000円、支出では5億2,230万円と定めるものでございます。

2ページをお開き願います。

第4条では、資本的収入及び支出ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,085万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとし、収入につきましては6,494万9,000円、支出では4億2,580万円と定めるものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を3,611万4,000円と定め、第7条では、他会計からの補助金といたしまして、一般会計からの補助を受ける金額を1億1,657万2,000円とし、第8条では、たな卸資産の購入限度額を1,196万6,000円と定めるものでございます。

議案の3ページから15ページまでは説明を割愛させていただきまして、収入及び支出の内容を事項別明細書により説明させていただきますので、水道事業事項別明細書の3

ページ、4ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費、本年度予算額9,881万1,000円、前年度より698万7,000円の増。主な増の要因としましては、右側4ページの下から2段目、材料費となりますが、坂下浄水場の濾過地に濾過網を補佐するための購入費が主な要因となっております。

5ページ、6ページをお開き願います。

2目配水及び給水費1,522万円、14万5,000円の減。

3目総係費3,417万7,000円、26万3,000円の増。

次のページ、7ページ、8ページをお開き願います。

7ページの下いきまして、4目減価償却費3億2,300万円、2,022万7,000円の減。

5目資産減耗費2,600万円、1,100万円の増。

次のページ、9ページ、10ページをお開き願います。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費2,450万円、210万円の減。

2目消費税費、本年度予算額はございません。200万円の減。

3目雑支出32万2,000円、22万2,000円の増。

3項1目ともに予備費で20万円、前年度との増減はございません。

次に1ページ、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益2億5,544万円、前年度より106万円の減。これにつきましては、工業用の使用水量について、自家水の整備により減となることと見込んでございます。

2目手数料50万5,000円、増減はございません。

3目負担金1,152万9,000円、7万7,000円の減。

4目その他営業収益2万円、増減はございません。

2項営業外収益1目受取利息及び配当金9万円、9万円の減。これにつきましては、預金利息ですけれども、市場金利の低下に影響し減額となるものでございます。

2目一般会計補助金1億1,657万2,000円、4,452万4,000円の増。

3目長期前受金戻入8,250万円、490万円の減。これにつきましては、当年度の減価償却に係る補助金等の分について繰り延べ収益から繰り入れるものでございます。

4目雑収益170万1,000円、170万円の増。30年度は工事請負費などの執行が多く、仮払消費税が多くなるために消費税が還付となる見込みでございます。

損益勘定留保資金5,494万3,000円。

次に13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目固定資産取得費 2 億 8,969 万 9,000 円、7,441 万 4,000 円の増。ここでは、14 ページ下から 4 段目の負担金で、道営農地整備事業負担金としまして、芽武配水池から生花、晩成方面への施設整備でございますけれども、配水池及び送水管の整備に係る工事費の負担金としまして 7,600 万円を計上してございます。

次の工事請負費では、計画的な設備の更新工事と平成 28 年度の台風被害による復旧事業となりますが、北海道が施行するヌビナイ橋の延長工事にあわせ施行する相川 1 号配水管路橋梁添架工事、それから住吉送水管路災害復旧工事を計上してございます。工事の箇所につきましては、議案の最後に位置図を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

14 ページ最下段の備品購入費では、検針確認業務などに利用する作業車の購入費を計上してございます。現在使用している作業車は、平成 12 年車で、購入後 17 年を経過し、走行キロは 15 万キロを超えているものでございます。エンジン及びブレーキの調子が悪く、修理部品の調達が不可能であるため更新するものでございます。古い車輛は廃車を予定してございます。

15 ページ、16 ページをお開き願います。

2 目消火栓整備費 600 万円、増減はございません。

2 項 1 目ともに配水管等補償工事費 1,139 万 5,000 万円、869 万 5,000 円の増。ここでは、配水管移設工事を 3 カ所計上してございますが、工事箇所につきましては、議案の最後のページに位置図を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

3 項 1 目ともに量水器整備事業費 2,240 万 6,000 円、519 万 1,000 円の増。ここでは、検定満期メーター器の更新に係る経費でございますが、平成 29 年度の更新戸数が 431 基から 30 年度は 587 基の更新と増加することから、材料費と工事請負費が増となるものでございます。

4 項 1 目ともに企業債償還費 9,630 万円、660 万円の増。

次に 11 ページ、12 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1 款資本的収入 1 項 1 目ともに工事補償金 1,139 万 5,000 円、929 万 5,000 円の増。これにつきましては、先ほど説明させていただきました配水管移設工事の移設補償費でございます。

2 項 1 目ともに工事負担金 600 万円、505 万 6,000 円の減。これにつきましては、老朽消火栓更新工事に係る一般会計からの負担金でございます。前年度は配水管敷設工事に係る一般会計からの負担金がありましたが、今年度は消火栓の負担金のみとなり減となるものでございます。

3 項 1 目ともに繰入金 3,877 万 4,000 円、96 万 8,000 円の増。

4管1目ともに国庫補助金878万円、同額の増。これにつきましては、災害復旧事業に係る国庫補助金の計上となっております。

損益勘定留保資金3億6,085万1,000円。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

次に、議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての説明を求めます。

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

それでは、議案にお戻りいただきまして、議案第34号をお開き願います。

議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量ですが、病床数50床、年間患者数、入院で1万6,425人、外来で3万7,665人、1日平均患者数は、入院45人、外来155人で、昨年度と同数を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入、支出ともに9億9,600万円と定めるものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入1億1,975万円、支出1億2,109万円と定めるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額134万円は、過年度分損益勘定留保資金から補填することとしております。

2ページをお開き願います。

第5条、企業債ですが、起債の目的は病院事業、限度額は2,620万円、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様ですので、説明は省略させていただきます。

第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、給与費を6億5,880万円、交際費を20万円と定めるものでございます。

第8条では、一般会計から補助を受ける金額を3億1,000万円とし、第9条では、たな卸資産の購入限度額を1億3,450万円と定めるものでございます。

予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたしますので、病院事業会計の事項別明細書、3ページ、4ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、本年度予算額6億5,880万円、前年度より97万円の増となっております。

5 ページ、6 ページをお開きください。

2 目材料費 1 億 3,700 万円、413 万円の減。前年実績により減となっております。
次のページ、7 ページ、8 ページをお開き願います。

3 目経費 1 億 1,617 万円、445 万円の増。主なものとして、修繕費 220 万円の増、
医療機器の修繕のほか、雨水処理に伴う医師住宅の外構修繕で増額となっております。

次のページ、9 ページ、10 ページをお開き願います。

委託料で 326 万円の増。医療機器等の保守業務などで増額となっております。

9 ページ下段になりますが、4 目減価償却費 6,970 万円、240 万円の増。

次のページ、11 ページ、12 ページをお開き願います。

5 目資産減耗費 545 万円、543 万円の増。更新する医療機器に係る減価償却されて
いない残存価格分を固定資産除却費として費用化するものでございます。

6 目研究研修費 318 万円、28 万円の減。

2 項医業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費 167 万円、23 万円の減。

2 目患者外給食材料費 123 万円、13 万円の減。

3 目雑損失 120 万円、58 万円の減。看護師就業支援金の貸与者のうち、勤務年数が
規定の3年に達し、支援金の返還を免除する者が本年は1名となっております。

4 目消費税 140 万円、10 万円の増。

3 項 1 目ともに予備費で 20 万円。

次に、1 ページ、2 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1 款病院事業収益 1 項医業収益 1 目入院収益 3 億 1,210 万円、170 万円の減。

2 目外来収益 2 億 8,670 万円。

3 目その他医業収益 3,130 万円、160 万円の増。

2 項医業外収益 1 目受取利息配当金 10 万円。

2 目他会計負担金 157 万円、3 万円の減。

3 目他会計補助金 3 億 1,000 万円。

4 目患者外給食収益 68 万円、3 万円の減。

5 目長期前受金戻入 5,190 万円、810 万円の増。

6 目その他医業外収益 165 万円、6 万円の増。

続きまして、15 ページ、16 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目有形固定資産購入費 1 億 20 万円、7,890 万円の
増。主なものとしまして、医療機器ではCT装置の心臓部とも言えるX線管球の取り替え、
入院患者の血圧や脈などをナースステーションで監視する生体情報モニターの更新などで
あります。また新たに導入します電子カルテシステムにつきましては、現在、紙のカルテ
に手書きで記載している診療記録などを電子化して管理・運用を図っていくものでありま

す。認証検査システムにつきましては、血液や尿などの検査結果を患者ごとに統合するシステムで、平成17年に導入したシステムの更新であります。

2項企業債償還金1目企業債元金償還金1,954万円、384万円の増。

3項1目ともに貸付金135万円、135万円の減。看護師就業支援金貸与金ですが、1名分を見込んでおります。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入1項1目ともに一般会計負担金4,949万円、2,514万円の増。

2項国庫支出金1目国庫補助4,270万円、4,000万円の増。電子カルテシステム導入に係る補助金分が増額となっております。

3項道支出金1目道補助金135万円。

4項1目ともに企業債2,620万円、1,760万円の増。

5項1目ともに貸付金返還金1万円。

損益勘定留保資金は、看護師就業支援金貸与金に充てるもので、134万円を見込んでおります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、議案第27号から議案第34号まで、8件の提案理由及び内容の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会設置・付託の議決

○議 長

お諮りします。

議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についてから議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件の審議については、議長を除く11名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会において、平成30年度大樹町一般会計予算並びに7事業特別会計予算の審査を行うため、3月13日から15日まで3日間、本会

議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会において審査を行うため、3月13日から15日までと3日間、本会議を休会とすることに決しました。

なお、特別委員会は、委員会条例第8条第1項により、議長において本会議終了後、本議場にて開催と指定いたします。

◎散会の議決

○議 長

お諮りいたします。

本日はこれにて散会とし、3月7日及び8日を休会、9日に本会議を開くことにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、7日及び8日まで休会とし、9日に開催いたします。

◎散会の宣告

○議 長

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時28分

平成30年第1回大樹町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月9日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 福岡孝道	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼下水終末処理場長	鈴木敏明
会計管理者兼出納課長	高橋教一
町立病院事務長	伊勢巖則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾さとみ

<教育委員会>

教育長	板谷裕康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角倉和博
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員会会長

農業委員会事務局長

鈴木正喜

水津孝一

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

主 査

小森 力

真鍋 智光

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

5番 西田輝樹君

6番 菅敏範君

7番 高橋英昭君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
初めに、1番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

おはようございます。

私は2点、通告してございますので、1点目の第7期の高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画について、まず一般質問させていただきます。

本町における最重要課題の一つとして高齢者に対する福祉対策があります。その基本となる行政計画が高齢者保健福祉計画と認識しております。町として基本施策や町長が大切と思われるような事項について伺います。

一つ目は、本計画の主な取り組みや課題となった事業についてお伺いいたします。

2点目につきましては、過去の計画で未達成の事項についてお伺いしたいと思います。

3点目につきましては、介護保険料の軽減の考え方についてお伺いいたします。

それから、4番目につきましては、他町村では介護保険料、ほぼ増額というようなことで各答申されているように、新聞で見ましたので、大樹町の基本的な方針についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

答弁の前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

昨晚からの悪天候により、大樹町内において、道路冠水等の、または通行止めの被害が発生をしております。本日の定例議会に当たり、説明員についてご配慮をいただいております。会議中ではありますが、説明委員、災害対応で中座するということがありますので、ご了解をいただきたいというふうに思っております。ご配慮をいただきました議長、副議長、議会運営委員会委員長、そして議員各位に改めてお礼を申し上げたいと思います。大変、ありがとうございました。

それでは、西田議員ご質問の「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」についてお答えをいたします。

ご質問1点目の「本計画の主な取り組みや課題となった事業」についてであります。本計画の主な取り組みでは、今後も高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者がその有する能力に応じ、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう「医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス」が切れ目なく、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進に向けた取り組みをより一層進めることとしており、具体的には、在宅医療・介護連携の推進や地域支え合いネットワークの構築など七つの計画目標を掲げ、総合的に施策を推進することとしております。

課題となった事業としては、高齢者健康づくり、介護予防の事業の充実があります。

高齢者の健康づくりでは、特定健診受診者の健康診査の充実により生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組んでおりますが、特定健診対象者以外の住民に対しても、その拡大が必要であると考えており、さまざまな場面を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

介護予防事業の充実につきましては、現在、社会福祉協議会において「ふまねっと」を実施しておりますが、今後は郡部での開催や「ふまねっと」に参加できない方のためのサロン等の開設など、高齢者の外出や交流の機会を増やし、さらなる介護予防の充実を図っていく必要があると考えております。

ご質問の2点目の「過去の計画で未達成の事項」についてであります。第5期計画においては、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の整備を図ることとしておりましたが、町立病院の改築等を考慮し、見送ることとした経過があります。この点につきましては、第6期及び第7期計画においても検討いたしましたが、介護サービス等の提供基盤の整備は介護保険料の増高等の観点から、計画への位置付けはいたしませんでした。

ご質問の3点目の「介護保険料軽減の考え方」についてであります。公費による低所得者介護保険料軽減として、所得段階が第1段階の方については、軽減前は基準額の50%であるものを45%に軽減をしております。月額2,900円を2,610円とし、290円の

軽減を図っております。

ご質問の4点目の「他町村では介護保険料の増額もあるが基本方針は」についてであります。まず、大樹町における高齢者人口は、平成32年頃がピークになると見込んでおります。それとあわせて、前期高齢者である75歳未満の人口も平成32年以降は減少すると見込んでおりますが、要介護認定率が高い後期高齢者である75歳以上の人口は、平成32年以降も増加し続ける見込みであり、それに伴い要介護認定者も増加するものと予測しております。

介護保険サービスの費用につきましては、制度上、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者に総額の2分の1をご負担していただくこととなっております。

高齢化の進展により介護サービス利用者は増加していく傾向となることから、第8期以降の介護保険料が増額される場合もあり得ると考えておりますが、この増加を少しでも抑制するため、高齢者の健康づくり、介護予防の推進は不可欠であり、大樹町におきましても計画の基本方針の柱の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

個々の質問に入る前に、若干、今のお話の中で理解できなかったことと言いますか、私自身、不十分なところあったので、ちょっとお聞きしたいことが何点かあります。一つは、在宅医療のことをお勧めになった、介護連携というのは理解できるのですが、この在宅医療の部分というのは、どのような対策のことをお話というか、考えられているのか、まず1点目にそのことをちょっと確認させてください。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ここで取り組んでおります在宅医療介護連携というのは、例えば通院をされている方、お家でいろいろ病気があって通われている方が、介護ももちろん受けている可能性もあるということで、今までは医療の部分と介護の部分の連携がなかなかうまくいかない、あるいは長期入院されていて、退院されて、家に戻ってから、その方の状況がわからないまま介護保険のほうのサービスの利用の申請があるというようなケースが多いということで、そういった部分での情報共有を進めて、できる限りスムーズな形での、ご本人に対してのサービス提供ができるようにということを主眼としております。

特に今、力を入れてやっておりますのは、保健所が中心となりまして、帯広の病院に入院されていて、郡部等の町村に戻った場合に、その、やはり情報連携がうまくいかないというケース等がございまして、そういった部分を統一的な、例えばシートみたいなものを使って情報共有ができないかということで、29年度は検討しております。

以上でございます。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと次の質問といいますか、ちょっと私の認識と違うなと思っているのが、前期の未達成の事業のことなのですが、小規模多機能の分と、確か痴呆症の方のグループホームのことが計画の中で取りやめになったことを承知しているのですけれども、そのときの町長のお話によりますと、もっと有利な補助事業があるので、今回は見送りたいというようなお話だったと記憶しているのですが、ご答弁の中では、町立病院の改築等を考え、見送ることとした経過ということで、町長のご答弁というか、お話がありましたが、この点について町立病院の改築と考慮ということは、今言いました二つの施設について、どのようなフォローができるから、この事業をやめたということなのか、そこら辺の認識をお話いただければと思います。

○議長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

私もその当時、ちょっと担当ではなかったので、書いたものでお答えをさせていただいたということなのですが、当時、第5期の計画において、小規模多機能等を見送った経過があると。その際には、町の議員協議会のほうで町長から報告をさせていただいたということで聞いております。その際に、協議会では、現存の施設と共存できるのか、あるいは医療福祉ゾーンなど利便性、そのほか病院の改築等もあるので、そういったことも含めて、一体的な施設づくりを考えておるということで、見送るといようなお話で聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そうしたら、その部分は、今、課長が確認されたというのは議事録上で確認されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

当時のちょっと議事録のほうは、私のほうも持っておりませんで、新聞記事等、そのころの調べさせていただいて、そこにそのような記載が、発言があったということでありましたので、そのように報告させていただきました。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、今のことは理解できましたので、これからまた具体的な質問をさせていただきたいと思います。

課題となった事業ということで、高齢者の健康づくりというようなことがお答えの中で、介護予防とともに、1番最初の言葉としてあるのですが、この計画の中でうたうべきものではないのかもしれませんが、高齢者の健康づくり、いろいろ健診ですとか、この計画見せていただきますと、そのようなこと進めていくこともすごく重要なことだというふうな認識は持っております。しかしながら、自らの健康づくりというふうな面で例えばスポーツをおやりいただくような環境を整えることも重要なことかなというふうに思っております、この中の計画の中で、前にもちょっとお話していますので、しつこいかもしれませんが、例えばことぶき大学に軽スポーツ教室のような、そういうふうな新しい学部を教育委員会と連携してつくっていくとか、または町自らの、今、保健師さん方がらいふでエアロビクスの教室をおやりになっていますけれども、そういうふうな、もう少し幅広い意味での健康づくりというのをお考えなのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

高齢者の方々が健康で、住み慣れた地域で生活を営んでいける、そういう地域をつくっていくということは重要だというふうに思っておりますし、その方法としては、いろいろな方法があるというふうに思います。議員が今、ご質問の中で触れました軽スポーツ等のことも、そういう健康づくりの部分では、ある意味、必要な対策かなというふうに思っております。ただ、ことぶき大学等で、そういう学部を創設ということのご意見、ご質疑ではありますが、ことぶき大学は高齢者の方々が自ら組織運営する自主組織でありますので、高齢者の方々からそういう要望があれば、教育委員会学長であります教育委員会教育長とも相談をした上で、必要な部分については、手立ては講じられるかなというふうに思っております。今後も高齢者の方が健康で暮らしていけるような、各種の方策、ふまねっと等もそうですが、または外に出ただけという、引きこもりとは申しませんが、なかなか高齢の方、外に出るのが億劫になってきますので、出ただけのような活動を通じて、健康づくりはしっかりと努めていかなければならないというふうに思っております。軽スポーツの関係も、もし対応ができるものがあれば、今後、関係する部署とともに検討はしたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

1番いいのは、町長おっしゃるように、高齢者自ら、そういうふうな軽スポーツなんかを

やりたいよとおっしゃっていただけるのが1番いいことだと思いますけれども、なかなかそういうふうにならない場合のこともありますので、ぜひ町のほうの施策として、一方的にやるのがいいとは言っておりませんので、そういうことの、今のおっしゃられたように、相談の機会もぜひぜひ町のほうで、まずは職員同士の話なり、また直接高齢者の方と接する人なんかにもご意見聞いていただいて、より一層前進できるような、そういうふうな環境づくりをぜひぜひお願いしたいというふうに思っております。

次、気になった中で、やらないとは書いていませんので、介護保険の利用料の関係なんかのことも考えて、新しい施設のことは、ちょっと消極的かなというようなことで読ませていただいたのですが、介護保険に直接ストレスかけない施設もあると思います。例えば介護支援ハウスのようなものの中でいけば、施設入所のような、そういうふうな大きな金額のストレスかからなくて、それが高齢者下宿なのか、僕のイメージでは、今のその介護支援ハウスのような、広尾にも忠類にも更別にも、中札内にあるような、そういうふうなものだと介護保険のストレスというか、利用料といいますか介護保険料に直接ダメージ与えるようなものでないと思いますので、ぜひそういうふうな、その中の審議会の中で、施設のお話が一切なければ、それはもちろん事務方として、言わないのに無理繰り、町の行政でどうだ、どうだと言うのもどうかとは思いますが、今言ったように介護保険料のことをご心配だったら、そういうふうな介護保険、サ高住とかいろいろありますけれども、サ高住は本当に料金がなくて、なかなか大樹の所得水準では難しいなど、このごろは思っております。ですから、そういうふうな介護保険にストレスかからないようなものなんかはお考えいただけなかったのか、これからお考えいただけるのか、そこら辺、町長のお考えをよろしく願いたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、第5期で検討した小規模多機能、または共同利用型の生活介護に施設の関係のご質疑をいただいておりますが、今、議員がご質疑の中でおっしゃられたことについては、私も全く同感でもありますが、この介護保険計画の中で取り組むべきことでもありますが、今、議員がおっしゃったとおり、介護保険の適用を受ける前の方々、特に今1番懸念されるのが、おひとりでお住まいの方、または高齢でご夫妻でお住まいの方が、今後安心して暮らすための、そういう施設をまち中につくっていくということが、まちの役割だという認識ではあります。ただ、その部分について、私どもが直接手をかけるべきか、または民間の方に、そういう施設をつくっていただいて、それに対してまちが助成するなり、ご支援をさせていただくということも、方法論としてはあるかなという思いをしております。現課のほうにはそういうところについての調査を進めてほしいという、私からの指示は既にしてあります。現課のほうでも、昨年も含めて、今年度ですけれども、管内、管外に係る職員とともに視察を行って、どういう状況で整備ができるか、どういう運営がなされているかという

のを、今、情報を得ているところであります。新年度、平成30年度において、どういう形で大樹町でそういう施設を設置していけるかというのは、もう少し見えるような形でお示しできればなということで、今現在、準備を進めているところであります。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

私も友達が少なかったり、いろいろ世間が狭いものですから、皆さんの意見とは言いませんけれども、いろいろ生活相談いただく中とか、健康のことの相談いただく中で、例えば今、町立病院なんかでも、入院の期間がある程度決められていますので、いろいろ次の施設のこと考えてくださいと言われた方だとか、大樹でどうしようもなく、帯広の有料老人ホームに行かれた方も、本当に身近に、親しい方おいでですので、今の町長は公設なのか民営なのか、そういうことは抜きにしてお考えだということで、大変力強く、自分も高齢者のうちの一人になりましたので、人ごとでないという言葉は大変公人として恥ずかしい言い方かもしれませんけれども、本当に相談を受けるときには、最初に1期目の議員になったときには、給料高いぞとか、議員の給料高いとか、人数が多すぎるぞって怒られたことが多かったのですけれども、このごろはそういうふうな相談が多くありますので、ぜひ公設にはこだわりませんけれども、うちはよき、そういえば老人アパートという、よき先例もありますので、ぜひぜひレベルのところにぜひ元気な方含めて、要支援ない要介護なる前の方や、そういうふうなことで大樹に本当にいつまでもいていただけるような、そういうふうな環境づくり、高齢者の方は、もうすぐ本当に、すぐ待てないんだぞとおっしゃられていますので、ぜひぜひスピード感を持って、ぜひそういうふうなことを頑張っていたいただきたいなというふうに思っております。

次、ちょっと心配していることの2番目のこととございます。一生懸命、町では認知症のサポーターのことですとか、ボランティアの要請とか、いろいろ一生懸命されていることは、私の家内もボランティアに参加しておりますので、もうすごい高齢者の方がふまねつとにしても、みるみるまに人数が増えてきていて、なかなかサポーターの方が、供給が追いつかないような、そういうことなんかちょっと家内からですけれども、話を聞いております。町のほうでは、いろいろ初任者研修とか、一生懸命おやりになっていたり、高校生なんかに対しても将来の種をまいておられますので、本当にいいことだなというふうに思っているのですが、ファミリーサポート制だか、何とかといっても、なかなか、ああいうふうなのは若くて元気のいい方でも、なかなかそういうふうな制度が行き届かないようなことも聞いておりますので、なおさらのこと通常の中年以降の方々が、多分、そういうふうなボランティアなり、何なりに入っていくというのは、非常に将来的に人材も枯渇するのではないかと心配はしているのですけれども、今の第7期の計画では、非常にそういうふうな支え合いというふうなことで、非常に力を入れておられますけれども、そこら辺は心配されていないのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

地域でそれぞれお困りの方を支えていくという、地域をつくっていくということが肝要だというふうに思っておりますし、そういう部分では、支える担い手の方々の役割というのは、今後ますます重要だというふうに思っております。若い方々が、そういう場面でお力を発揮できるような担い手になっていただくということも、もちろん必要ではあります。私は高齢者の方々でも、まだお元気な方々に、そういう担い手になっていただける、支える側になっていただけるような取り組みが重要だというふうに思っております。元気な方々に、そういうお力を発揮していただくことで、自分の意識も高く、気合いも高くと言っていいでしょうか、そういう思いも高めていただいて、そういう担い手になっていただく。ただ、残念ながら、さらに年を重ねるにつれて、体がお弱りになったときには、今度は、そういう支えを受ける側になっていただく、そういう循環できるような地域づくりが必要かなというふうに思っておりますので、今後もいろいろなボランティア等々も含めて、そういう方々の掘り起こしと申しまししょうか、誘導できるような、そういう施策については、担当部署または関係機関、町内にあります関係するいろいろな団体等も含めて、積極的に推進していきたいなという思いではおります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町長、前にお力を非常に注いでいて、職員にも浸透させるんだということで、例えば認知症のサポーターなんかも、このごろいかがですか、そのような認知症のサポーターの方は増えていっているのでしょうか。それからあとボランティア団体も、数がたくさんあればいいというものではないですけれども、私の認識では、ボランティア団体、以前からそんなにふえていっていないような状況にあるのではないかなという認識なのですが。その今の町長の言っておられる方向性ですとか、本当に私も大賛成で、そうでないとこの地域、日本もそうですけれども、この地域もそうですけれども、本当に乗り切れていけないという考えですけれども、ちょっと現実的なことをお考えいただくことも、3年、5年というオーダーで考えていけば、ちょっと将来的に心配だなというふうに思っているのですけれども、町長その点いかがお考えでしょうか。具体的に認知症のサポーターが、あのとき議会で高々におっしゃられたことが、あの時点では300人が、今は500人になっていますよと言うのでしたら、私の認識違いでございまして、謝らなければなりませんけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

まち全体で、安心安全に暮らせるような地域をつくっていくためには、私は一例として認

知症のサポーターを増やしていきたいということも重要だと考えて取り組みを進めているところであります。3年前に、私が町長になったときには、確か認知症のサポーターというのは200人程度だったのかなと思っておりまして、残念ながら、その数は管内でも下のほうの数字だったなというふうに思っております。今現在、はっきりした数字は申し上げられません、600人台に到達しているかなというふうに思っております。私、希望も含めて、1,000人体制ということをおっしゃったので、道半ばは少し過ぎたかなというふうに思っております。本当に、あらゆる世代で、その認知症に対する理解を深めるというのは大切だなというふうに思っております、ことあるごとに、そういうお願いをさせていただいておりますし、私も認知症のサポーターになりましたので、サポーターのこのバッジについては、もう常日頃から肌身離さずつけているところでもあります。今後は、さらに若い方々にも理解を深めるという意味では、教育委員会等を通じて、学校現場でも、そういう活動ができないかということを進めていきたいなというふうに思っているところであります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

お気持ちは十二分に伝わりましたので。そのようなお気持ちで、本当にありがたく思っております。私ももうすぐお世話になる一人だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それに関連してなのですが、人材の確保という意味で、今は民間サイドのお話されて、民間サイドというか、ボランティアさんを中心に、私も質問しましたし、町長もお答えいただいたと思うのですが、やはり専門職としての介護の職員の確保ですとか、それからあと、介護助手というのですか、そういうふうな制度としてあるのかないのかはわかりませんが、そういうふうなプロの人の人材確保とか、そういうふうなことも本当に本当に、なかなか募集しても来ないというのは、私もそのように、本当に大変な時代だなというふうに思っていますし、国なんかもお給料も上げるようなことも、制度として動き始めていくと思っておりますので、そういうふうな心強いこともあるのですが、やはり隗より始めよという言葉もあるように、やはり町独自で、そのような介護福祉士の方だとか、あまりいいことではないかもしれませんが、介護助手の人の確保のためとか、いろいろ制度を使ったり、今は外国人の方なんかの応援だとか、いろいろありますけれども、そういうふうな介護する方の、プロの方のための、介護ロボットのことを前にもちょっとお話ししましたが、そういうふうなことを推し進めていく必要もあるのではないかと考えているのですが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

地域の介護力、地域包括ケア、地域が支えあう地域をつくっていくというためには、やはり人材の確保というのは非常に重要だというふうに思っております。私どもも、介護にかか

わらず、職員を募集して、大樹で働いてほしいというようなことで、応募をさせていただくのですが、なかなか応募いただけないという状況が続いております。そういう中で、人の手が足りないという部分では、機械に委ねられる部分は委ねるといのは、この介護現場だけではなくて、全ての業界に対して必要な考え方だなというふうに思っております。介護の現場というものは、やはり人対人というところがありますので、なかなか、どんどんどんどん機械化を進めるというわけにはいかなと思っておりますが、任せられる部分、省力化できる部分については、そういう方法もあろうかなというふうに思っております。今後も地域で支えあう安心して暮らせるまちづくりのためには、重要な、必要な人材については、応募があるなしにかかわらず、今後も募集をかけて、必要な人材を確保していくということは必要だなというふうに考えておりますし、私は社会福祉協議会に、そういう核になっていただきたいという思いもありますし、今後、社会福祉協議会の役割というものは、どんどん増していくのではないかなというふうに思っておりますので、社会福祉協議会に対する人員の確保についても、鋭意取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あと次、介護保険料の軽減のお話を、町長のお考えを。第一階層というか、国の基準では50%を45%にさせていただいて、しかるべき減額されているというふうなご答弁でございました。そのほか、他の階層についても、国の基準よりも二つのランクで弾力的に運用されていることについては、本当にありがたいことだというふうに思っております。介護保険、年金から天引きされますので、本当にダイレクトに、私含めた高齢者には、本当に大変なことですので、ある程度の費用負担は必要ではございますけれども、そのようなご配慮をいただくことは、大樹に住んでいる高齢者も本当にいいことだなというふうに、ありがたいことだというふうな言葉のほうがいいと思っておりますけれども、そう思っております。

そこで一つ、階層の中で、非課税の方というか、課税と非課税のところの間で1.0、それから1.7倍になる方につきましては、総所得金額で300万円以上というふうになっておりますし、1.7の適用を受ける方というのは5%というふうに、この概要版なんかでも、それから計画でも書いてありましたけれども、どうでしょうか、非課税世帯というのは、僕、本当に生活保護基準とは書いていないので、非課税世帯ですのであれですけれども、将来的には財政が許す時期は来ないのかもしれないけれども、非課税世帯で、今、このような介護保険料の減額というか、何かというのは不十分ではないかなというふうに思っているのですが、町長のお考えなんか、この介護保険料のランクと言いますか、国の基準のランクなのでしょうけれども、保育料なんかにつきましては、当初、国の基準の60%からスタートして、50%になって、つい最近で40%というふうにして、いろいろお考えいただいているようではありますが、介護保険についても、そのようなことが必要な時期ではないかなというふうに思っているのが1点です。

関連しますので、もう1点、介護保険料のことでお話をさせてください。介護保険料については、65歳1号のと、それから公費の分で50ですよね。多分もう、それについても、それは町村の中で言えることではないので、そのように努力していただきたいという願いなのですけれども。例えば今の50、50というのは、もう限界に来ているのではないかなというふうに思っています。介護保険の制度も2000年にスタートしたときから、今の介護保険の給付額でも何倍かになっていますので、例えばそういうのを、公費60、個人の分の今の50の分を40とか、そういうふうなことも町村会に働きかけていくとか、町村会でそういうふうな部会に属しておられるのでしたら、そういうことも厚労省のほうにも言っていただくような時期ではないかなと思うのですが、その2点について、介護保険にかかわることを質問させてください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

介護保険は私が申すまでもなく、その計画の中で、3年間でかかる部分の経費を見積もって積算した上で、その半分については利用者または加入者からご負担をいただくという制度であります。各階層の負担区分を見直すということは、考え方としてはあるかなというふうに思いますが、かかる費用についてはかかるということですので、どこかの部分を軽減した部分はどこかにご負担をいただくということにならざるを得ないかなというふうに思っておりますので、その点については、今現在の負担区分で、この3年間は当然やっていきたいなというふうに思っております。今回、この次の第8期の介護保険計画の中では、その辺については、検討する余地はあるかなというふうには思いますが、今現在は具体的にそこをどう見直すとかということは検討していない状況にあります。

あと、負担率の関係については、今現在そういう負担率、50、50でありますので、今後、町村会等でも管内の町村長とも協議をした上で、十勝の町村会として必要であるという認識があれば、十勝町村会を通じて、北海道、国のほうにも要望していきたいなというふうに思っております。今回、第7期の介護保険計画で保険料については、第6期と同額でさせていただきました。今後も第8期に向けても、保険料を増額させないというためには、やはり高齢者の方々に健康で安心して暮らせるような、そういう地域をつくっていくということが、保険料の増嵩を防ぐ1番の要因かなというふうに思っておりますので、健康づくりの部分については意を注いで、第7期も取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

たまたま基金残高というか、基金とはいわないのかもしれませんが、介護保険で4,200万円ほどあるから、本当にラッキーなことに、言う人が言えば課題積算でなかったかという人もいるかもしれませんが、これについては本当にラッキーなことで、値上が

りをストップさせる一助になったなというふうに思っておりますので、そのことはどうのこのということではないのですけれども。

最後に、二つほど、ぜひ町長に、町長が努力するわけではなくて、職員の人にぜひ叱咤激励していただきたいことが2点あります。一つは、今、町長が取り進めようとしている介護保険の支え合いのことというのは、本当にまさに地域づくりのことだというふうに思っております。地域づくりということは、町内会それぞれの、一つ一つの町内会が足腰を強くして、みんなで支えあっていこうというようなことが必要でございますので、区長会議や、それから民生委員さんの、そういうふうな中でも、ぜひぜひ、例えば尾田一つにしても、今は多分、地域の部分は、尾田は多分一つで、一つくりでいろいろな福祉の事業とか、この介護関係の事業はされていると思うのですけれども、多分、もう少し小さな単位で、積み上げていくような、そういうふうな努力をぜひお願いしたいなというふうに思っております。

それから二つ目、自分も元職員でこんなこと言うのは本当にもう気恥ずかしいというか、自分ができなかったこととして、反省含めて言いたいことは、先ほどはたまたま教育委員会とらいつの関係をお話しましたが、まだまだいろいろな総務のほうで出ている地域づくりのコミュニティの補助金だとか、そういうふうなものを促して、そういうふうな福祉もそういうふうなことをやっていくとか、ぜひ、各課連携のことを、さらに今もおやりになっていることとは重々承知しておりますけれども、各課連携を町長のリーダーシップで深めていただきたいというふうに思っております。

あとはちょっと上がってしまっていて、本当は最初に言うことで、言い漏れたのが、6期の評価、審議会の中でいろいろ事務方から紹介されていると思うのですけれども、そういうこともぜひ、計画のPRとともに、6期の評価の部分を町民の方に開示していただければ、さらに7期がいいものになっていくというふうに思っておりますので、済みません、長々と申しわけないことを、でも町長の基本的な考えとか、町の方向性については、本当に大賛成と言いますか、本当に同じ気持ちでおりますので、決して批判とか何とかではございませんので、自分もその中ですし、町長ももう少ししたら65歳のお仲間入りしますので、自分のことと思って、ぜひぜひそういうふうな思いで、このことを取り進めていただきたいなというふうに思っております。今の2点、どうぞよろしく願いいたします。これで、この件、終わりにします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

2点ご質問をいただきました。私も議員と全く同感で、安心して暮らせるための地域をつくっていく、支え合いの社会をつくっていくためには、地域の1番、地域コミュニティの根幹にある町内会、そういう組織というのは非常に重要だなというふうに思っておりますし、今年も実は、町長と語る会も、既に3箇所で行っていただきました。直接、住民の方と膝を交えてお話をできる機会が増えてきているということは、非常にありがたいなというふうに

思っておりますので、今後も町内活動が活性化できるような、しっかりしたコミュニティがつくっていきけるような取り組みは、まちとして、まちの責任として対応していきたいなと思っております。

もう1点、各課の連携のお話をいただきました。私、こんなこと言うと手前味噌ではありますが、従前よりも横の連携はできてきているというふうに自負しております。ただ、住民の皆様、または議員の皆様が望まれるようなレベルには、まだまだ至っていないのかなというふうにも考えますので、そこは職員ともども一人一人としっかりと将来を見据えた対応をしていけるような関係をつくっていただければなというふうに思っております。

第6期の総括、問題点、課題等も含めての情報については、今後、広報紙等を通じて、第7期の介護保険福祉計画の内容をお知らせする段階で、前段、こういうことがというところの部分は記述で町民の皆様にお知らせをしたいと思っております。

ありがとうございます。

○議 長

休憩します。

11時より再開いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議 長

再開いたします。

一般質問を続けます。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、2点目の交通弱者対策について、町長のお考えをお聞きします。

大樹町で行われた自動運転の試行に多くの町民が関心を持ちました。

特に高齢者の方で、運転免許証を返上したり、返上を予定している人や免許証を所持していない人々など、本当に明るい話題で、私にも話しかけていただきました。

それだけ切実な問題であると、前にも一般通告しておりますので、再度考えました。

交通弱者対策が早急な課題と考えますが、町としてどのような対応を考えているか町長にお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、ご質問の「交通弱者対策について」お答えをいたします。

昨年12月10日から16日まで道の駅コスモール大樹を拠点とした自動運転サービス

実証実験が行われました。

実施期間中、町民及び関係者151名がモニターとなり、自動運転バスに乗車し実際に体験をいたしました。

冬期及び積雪環境の中での実験は、全国で初めてであり報道等にも大きく取り扱っていただきました。

また、町民の関心も高く、自動運転バスが毎日町内を走れるようになれば利便性は計り知れない、実現する日をわくわくしながら待っているとの声もお聞きをしております。

まちなかの食料品店も少なくなり、高齢により運転免許を返上する方もおり、買い物や通院に不便を感じている方はふえ続けていると感じております。

交通弱者の対策が早急に必要であると思っており、昨年から関係職員で大樹町交通対策連絡会議を組織し、その対応を検討しております。

また、近々まとめられる自動運転サービス実験の際のアンケート結果を参考にしながら、今後、既存のバスやタクシーの利用助成、デマンドバス、コミュニティバスなどの運行などについても、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと初めての言葉で、内容がわからないのがありますので、ちょっと確認をさせていただきます。大樹町は交通対策連絡会議というのが組織されているようですけれども、関係職員ということなのですが、どんな内容で、どんなメンバーで、何回ほど、具体的なそのような対策会議がされたのか、ちょっとまず前段でそのことを教えていただきます。

○議長

布目副町長。

○布目副町長

ただいまの答弁書に記載をしてあります大樹町交通対策連絡会議、これについてのご質問でございます。経過でございますけれども、29年度は、昨年の定例会において、同僚議員のほうから交通弱者の救済策というご質問も出ておまして、そういったものも受けながら、5月29日に職員からなる町内の交通弱者に向けた足の確保、これに向けて検討しているということ組織をつくったわけでございます。

構成としましては、私が代表ということでございまして、あとは関係課長ということで教育委員会を含めて、課長職では、そのときの出席、構成メンバーとしましては、総務課長、住民課長、あと教育委員会の課長、あと保健福祉課長ということでございます。事務局では企画商工課でやるということで、体制としてはそのようなことであります。

これまでの検討ですけれども、3回会議を開催しております、初回にはそういう会議を立ち上げたということで、その意義、あるいは当町における交通対策の制度を、現状なども報告しあいながら、例えばスクールバス、あるいはふれあいバス、それから移送サービスで

すとか、高齢者の通院、交通費の助成関係、あるいは免許を返納した方に対する自主返納の手数料の状況でありますとか、あるいは管内状況、こういったものを、それぞれ情報を共有しながら、どうしていったらいいだろうかということを検討し始めたというところでございます。

その後ですけれども、3回目は10月6日に開催をしたところでありますけれども、そのころちょうど、答弁書に記載してございますけれども、国の自動運転サービス、この実験が始まるというようなこともございまして、そのときに実証実験とあわせてアンケート調査をしていこうというようなことを見て、その結果を見て、この連絡会議では具体的に検討していこうということになってございます。

実証実験が今、成果がまとまって、また報告させてもらいますけれども、そこを受けてまた、この会議を再開して検討していこうというような段階になっております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

よくわかりました。なるべくコストのかからないようなことというのは、行政のほうも、私のほうも願っているところでございますので、いろいろな既存のもので使えてうまく連携の図れるものについては、連携を図っていただけるような、そのようなメンバーでございしますので、安心しました。

あともう一つ、ちょっと確認させてください。今、管内の動向ということで、私、実際に前の一般質問のときには、更別さんだとか、音更とか、池田町とか、ちょっと行けるところは、全部は行っていないのですけれども、行っているいろいろなこととお伺いしました。音更なんかは、大きなまちなものですから、十勝バスとか拓殖バスのような、そういうふうなところに運行を依頼していましたし、近場のまちでいけば、更別なんかはタクシー会社に小さな小さなマイクロの運行をお願いしたりしておりました。町内を大体、基本的には1日5回ぐらい、ぐるぐるぐるっと回るようなことが、結構、清水町さんだとか、基本的なのはそんなところが多いかなというふうに思っております。町長もそのようにお話になりましたけれども、本当に高齢者の方、明日にも自動運転のバスが来て、「俺のところをちゃんと回ってくれるように、ちゃんと町長に頼んでくれよな」と言われて、「いや、そういうふうにはなるようなことも俺も思っているけれども、そう今日、明日ということは、そんななかなか難しいのではないかい」というような、そういうふうなことも話しているのですけれども、そういうふうになればコストのことも、いろいろなこともいいとは思っておりますけれども、その前に、多分十勝管内では、副町長が座長さんで、いろいろ管内のことを調べられたら、もう半分ぐらい以上の町村がそれなりの、例えば危ないかなと思うような、ちょっと制度的に運輸省がクレームつけるような方法でおやりになっているところもありましたけれども、ほかの町村のことですから、そのことは言いませんけれども、でもそれなりにみんな一生懸命、努

力しております。福祉計画の中にも、町長おっしゃられたように、社会参加というか、外出支援とか、そういうことも痴呆症や健康寿命を延ばすためには必要なことだというふうにお答えいただいておりますので、もうぼちぼち大樹町としても、僕は立派なバスだとか、何々というふうには思っておりません。今、答弁されたように、いろいろなことで例えば既存のタクシー料金をほぼ定額にして、安い金額で、もう少しタクシーに乗れるようなことをおやりになっているような、そういうふうなところもありますし、デマンドバスとか、ちょっともしかしたら私、名前間違っているかもしれませんが、東京のほうの業者さんのウーバーだか何だかって、スマートフォンでピッピッとやったら、空いている人が、それは稚内のほうなのですけども、道北のほうで、これから例えば、明日稚内の職場に行くから、〇〇じいちゃん、乗っていくよとか、そういうふうな制度、いろいろ本当に、ここに切り抜きたくさんありますけれども、本当に全道、十勝管内もそうですし、全道もあれですし、前にちょっとお願いしましたような地域通貨、そういうふうなもので、うまく動かしている町村もあるようでございます。

ですから、今ここで、そういうふうな連絡会議ができておりますので、しつこいことは言いませんので、ぜひ前向きな町長の、もう半分以上の町村がやっているのだから、我がまちも、そのサービスの開始については、現実的だねというふうにおっしゃっていただければ、これで質問を終わりたいと思います。そんなこと考えていないんだと言えば、もっと具体的にあのまち、このまちのことをお話したいと思います。町長のご答弁をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

交通弱者に対する対策というのは、非常に需要だなというふうに思っておりますが、大樹町も、議員もご承知だと思いますが、スクールバスを活用したふれあいバスというので、郊外地域にお住まいの方々の足の確保というのは、かなり早い段階から、大樹町は進めております。ただ、スクールバスを使って混乗しているということもあって、表だつては見えない形ではありますが、地域を網羅した形で利用をいただいておりますし、ふれあいバスを通じて、通院とか買い物に来られている方もたくさんいらっしゃるというふうには認識をしております。交通弱者対策という部分では、私は1番の課題は、今、市街地における高齢者の方の足の確保というのが、どういうふうにやっていくかというのが、今、1番、頭が悩んでいるところであります。市街地にお住まいの方でも、例えば病院に、または買い物に行こうと思っても、2キロ以上あるという方がたくさんいらっしゃると思います。市街地の国道沿いに公共交通機関である十勝バスが運行しておりますが、そのバス停までもすら、1.5キロ、2キロという方もいらっしゃいますので、実際は、そのバスを活用して、病院なり買い物に行くというのは、なかなか無理があるかなというふうに思っております。市街地でデマンドバス、またはコミュニティバスを運行している自治体も見受けます。ただ、なかなか定められた停留所まで来るということ、あとは時間に制約があるというようなことも含め

て、その利活用というのは決して利用する側に、本当に行き届いた優しい体制を構築していくというのは難しいかなというふうに思っているところでもあります。私ども、現課のほうには、タクシー、町内に2箇所のハイヤー会社さんがおありなので、それを活用した弱者対策ができないかということは、既に指示をしてあります。既存のそういう生業として行っている民間の方がいらっしゃるの、そういう方を活用してやっていくというのも方法としてはあるかなというふうに思っておりますので、その部分については、今後も考えていきたいなというふうに思っております。

交通弱者対策、または買い物を支援するというのも重要な役割だなというふうに思っております、まだまだここでお話できるような段階までは至っておりませんが、訪問販売車両の誘致に向けての、いろいろお力を、お知恵を出していただいている方々が町内にもいらっしゃると思いますので、そういう方とも連携をとりながら、そういう部分の誘致も進めていくことも肝要かなと思っておりますし、買った物を宅配できるような、そういうシステムを大樹町でやってみないかというご提案をいただいているプランもありますので、そういうさまざまな形での交通弱者対策、買い物支援対策については、あらゆる手段を講じて、大樹町がそういう意味でも安心して暮らせるようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

これで終わります。

今、町長、買い物対策、裏と表の関係にありますし、1キロ半とかっておっしゃられましたけれども、通常、図書館の利用や、いろいろな公共施設の利用なんかは大体、半径500メートルぐらいの中で、一応、高齢者の方やお体の不十分な方は、大体その半径500メートル以上はなかなか困難だというふうなことも経験則として認知、自分では承知しておりますので、今、おっしゃられたようなこと、ぜひぜひ強力に進めてください。教育委員会のほうには、例えばことぶき大学のときに、あるばあちゃんが、例えば「あそこのコスモールでちょっと止まってくれたら」とか、いろいろ「ここでもう1回ちょっと止まってくれたら大分、私、楽なのよね」というようなことで、教育委員会のほうにも前にも申し出ておりますので、そのメンバーの中にも入っているようですので、お金のかからない、今、町長も心配されていたように、確かに市民何とかというような大きな組織のところも、それはマークシートで品物も届くのですけれども、それをやっちゃえば、やはり地元の企業さんに大きなダメージになりますし、ぜひぜひ愛町購買運動ではないですけれども、じいちゃん、ばあちゃんに、地元の商店街を愛していただくためにも、今の交通の関係、いろいろな貨物と混乗とか、本当にいろいろなアイデアがここに詰まっております。ぜひぜひ、そういうふうなこと、活用というか知見のもとに、今、町長が思われている部分、ぜひぜひ進めてください。「お前何人から聞いたんだ」と言われたら、また全町的なアンケートをしているわけではありませんけれども、ない循環型の経済というのは、この地域が生きていく一つの経済だ

というふうに、固く信じておりますので、そのためにも自分でできることについては、料金払わないという人、誰もいませんので、そういうことを含めて、ぜひぜひ英断を持って、町長というか行政に、町長のリーダーシップのもと頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

思いの部分を行いましたので、質問ではありませんので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長

次に、10番福岡孝道君。

○福岡孝道議員

それでは、先に通告しておりました木質ボイラー導入計画と森林資源について、酒森町長に質問いたしたいと思います。

まず、1点目ですが、本年度は学童保育所、その後役場庁舎の改築が計画されておりますけれども、木質ボイラーの導入はどのようになっているのか。

2点目として、晩成温泉に設置された木質ボイラーの運転コストは計画どおりになっているのか。過去5年間の化石燃料と木質チップとの比較を教えてくださいと思います。

3点目といたしまして、昨年、1昨年とここ2年間の間に大型台風の直撃により多くのカラ松が倒れ、森林資源に被害が出ております。伐採後の植樹も増えているようには見えません。また、本州方面では燃料とするチップの枯渇も危惧されてきております。一例としまして、岐阜県では1箇所の木質発電所の設置が限界でそれ以上になるとチップの奪い合いになると言われております。価格の高騰、輸入増大となりCO2排出削減の本末転倒にもなりかねないと危惧されているところでもあります。このような状況下で大樹町の公共施設の木質ボイラーは計画どおり進めることができるのかどうか。

4点目といたしまして、平成25年、農林水産省より「バイオマス産業都市」として全国で7地域が選定されました。そのうち1箇所が北海道十勝地域（19市町村）で「バイオガス発電・熱利用（家畜排泄物など）・木質熱利用・BDF」として選定されておりますけれども、十勝バイオマス産業都市構想の一員として大樹町は現在、木質ボイラーに取り組んでいると思われましても、その他の役割やどのような物があるのか、大樹町として、今後取り組まなければならない課題はあるのか。他町村はどのように取り組んでいるのか。また木質バイオマス発電所の計画はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

5点目として、木質ボイラーに活用できる助成制度は今後も継続してあるのかどうか。

以上、お伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

福岡議員ご質問の「木質ボイラー導入計画と森林資源について」お答えをします。

1点目の「学童保育所・児童館と役場庁舎について木質ボイラーの導入はどのようになっ

ているか」についてですが、まちの公共施設全般の執行計画について、職員で構成する第5期大樹町総合計画執行計画プロジェクトチームで検討を進めており、昨年4月に議員協議会において第3回目の報告を行ったところであります。

その中で学童保育所・児童館と役場庁舎については、平成26年度策定の大樹町木質ボイラー導入計画に基づき、生涯学習センター、図書館とあわせて、市街地北地区として集中管理で行うことで検討することとしております。

学童保育所・児童館については、建設当初は化石燃料ボイラーを設置することとし、集中管理の熱源が整備された時点で木質ボイラーに切り替え、化石燃料ボイラーはバックアップボイラーとして活用することとしております。

役場庁舎については、昨年7月から大樹町庁舎改築等検討委員会を開催し、12月に改築すべきとの報告を受けたところであります。

これにより、今後庁舎の建設位置から検討を進めることとしているため、この検討の推移を鑑みながら木質ボイラーについても検討してまいります。

2点目の「晩成温泉に設置された木質ボイラーの運転コストは計画どおりか」についてですが、晩成温泉は平成26年度木質ボイラーを設置し、平成27年4月から稼働しております。

設置当初は、各種の設定の調整やチップに混入するひも状の樹皮によるトラブルも多発し、バックアップボイラーなどを稼働させる場面も多くありましたが、今年度は安定して稼働しており、年間使用料を1,430立法メートルと見込んでおります。

木質ボイラー導入計画では、1,525立法メートルと見込んでおり、93.8%の実績となり、一部の暖房機器をFFに変更したことを鑑みるとほぼ計画どおりの使用料となっております。

費用については、1立法メートル当たりの輸送費込みで5,120円（税別）で年間791万円と見込んでおります。計画では単価5,000円（税込み）と設定し、763万円と見込んでおり、大きな乖離はないものと思っております。

過去5年間の化石燃料と木質チップの比較については、後ほど担当課長から説明をいたします。

3点目の「木質ボイラーを計画どおり進めることができるか」についてですが、近年、気象状況の悪化などたび重なる台風等の襲来により、風倒木が発生するなど森林被害が多発しています。

過去2年間で最も被害の大きかった、平成28年8月17日の台風7号では、民有林、町有林合わせて300ヘクタールを超える被害面積となりましたが、被害の甚大な箇所では特殊地帯を扱い、その後植林を計画するなど、それぞれの被害状況に応じた復旧作業を進めています。

また、チップの供給体制ですが、森林資源に対する原木の供給能力は十分にあると試算しておりますが、先進地では、チップ材とともに未利用材や枝条を含む林地残材を活用した

チップ生産を行い、成果を上げている事例もありますので、今後、それらを参考にしながら当町の実情に即した供給体制を進めていきたいと考えています。

4点目の「バイオマス産業都市における大樹町の役割など」についてですが、十勝全域で地域資源の活用による地域循環型エネルギーシステムの構築を目指し取り組むこととして、十勝バイオマス産業都市構想を掲げ、平成25年に十勝19市町村全域がバイオマス産業都市に選定されております。

各市町村が取り組むバイオマス活用のエネルギーシステムについて、補助採択の優先や税の優遇措置が受けられるなどのメリットがあり、地域全体でバイオガスや木質バイオマス、バイオエタノールなどに取り組むこととしておりますが、各市町村に役割が充てられていることではなく、それぞれの市町村または広域で取り組むものとしております。

今後取り組まなければならない課題は、酪農環境を変えることができるバイオガスプラントについて、現在町内2箇所に整備されておりますが、さらなる普及を図る必要があると考えております。

また、木質チップボイラーの整備について、計画に基づき施設の改築等にあわせて導入を検討してまいります。

管内でもバイオガスプラント及びバイオマスボイラーは積極的に導入されておりますが、現時点で管内における木質バイオマス発電所の計画はないと認識をしております。また、当町においてもそのような計画はありません。

5点目の「木質ボイラー導入に活用できる助成制度は継続してあるか」についてですが、助成制度の継続については基本的に国の予算によるもので将来にわたって助成制度の継続を保証されているものは承知しておりません。

助成制度については、現在、農林水産省、環境省の助成が幾つかあると聞いております。また、償還金に交付税措置のある過疎債の充当が認められる場合があると認識しており、これらの活用を図りながら木質ボイラーの導入を図っていきたいと考えております。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

晩成温泉におけます木質チップ、あるいは化石燃料の比較の件でございまして、説明させていただきます。

晩成温泉におきまして、木質チップを稼働させたのは平成27年度からということですので、3年間でございます。今年度含めて3年間でございますので、5年間の25年度、26年度は石油、化石燃料のみということでございます。

まず、A重油と木質チップの比較を申し上げます。平成25年度、A重油は8万2,000リットルでございます。26年度、9万リットルでございます。27年度、木質チップを稼働させておりまして、木質チップが1,422立米であります。A重油は8,000リットルであります。28年度は、1,034立米の木質であります。A重油が3万6,000リッ

トルであります。29年度、まだ2月、3月は推計でございますけれども、推計を含めまして1,430立米当たりであろうということでございます。A重油は2,000リットルでございます。28年度の木質チップがちょっと減って、A重油が増えた原因としましては、木質ボイラーの調子が悪く、指定管理者のほうでは、ちょっとA重油を焚いた期間ががちょっと長くあったということございまして、大体年間使用料としましては、29年度が年間使用料のいい数字になってきたかなと思います。27年度も、最初のうち、ボイラーのセッティングと言いますか、調整で結構、苦勞しております、正確な数字というのは29年度の数字がいいところかなと、今年は落ち着いているかなと思っております。

以上でございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

ただいま、学童保育所では、当初のボイラーは化石燃料とし、その後集中管理方式の木質ボイラーに変え、化石燃料のボイラーはバックアップ用にするというお答えがありましたけれども、そこで3点ほど伺いたします。通常、バックアップに要するボイラーの電源、バックアップに用いている電源、その他は、通常の規模と同程度にしないでいいのか。例えばバックアップであれば、もう少し小さい能力でもいいのか。その辺のバックアップ電源の考え方、そこをちょっとお聞きしたいのと、現在、どの施設で、どの程度のバックアップボイラーを、それと電源等を備えているのか。それから、学童保育所・児童館の化石燃料ボイラーをバックアップに変えたとき、設備の規模として、それが適切なのか、また過大になるのか。その辺の考え方、ちょっと教えていただきたいと思います。今のご答弁では、当初は石油ボイラーでいって、その後、化石燃料にするということは、同等の規模というか、それともあくまでもバックアップで使う、もう少し小さいやつでスタートして、バックアップに変えていくのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

バックアップにするということでは、当然、最初に化石燃料ボイラーを入れるということは、100%の能力を必要としますので、100%のものを入れます。そのものが木質ボイラーの集中をもしやるとすれば、まだここが決まってはいないものですから、もし集中でやって学童保育所にもつなぐということになれば、それはつなぐタイミングというものがあるかと思うのですけれども、ある程度使っていって、頃合いを見てというか、非常に使って、木質ボイラーのほうに切り替えるという時期が来るかなという見込みですので、即座にやるかどうかというのはもったいないので、それはないかなと思うのですけれども、頃合いを見ていって、つなぐ要因になるのかなというふうに思っております。そのときに、バックアップボイラーが100いるのかというと、それはいらないと思います。晩成温泉も、ちょっと

比率はわかりませんが、小さなバックアップボイラーをつけております。

ただ、晩成温泉の場合は、単独で木質チップを使っておりますので、バックアップボイラーはバックアップボイラーであるのですけれども、ちょっと間に合わないときとか、あるいは調子が悪いときに、お客さんどんどん来ますので、A重油ボイラーが動かせるうちは使いながら、緊急事態に備えるというようなことをやっております。

学童につきましては、まずは、木質ボイラーの方向性がまだ決まっておきませんので、まずは化石燃料でいって、当分使いながら、木質ボイラーの集中がもしやるようになってきたときには見越してつくりましますけれども、学童保育はタイミングを見て切り替えるということ、バックアップボイラーとしては大きくなると思っておりますけれども、せつかくあるものから、それを使っていきたいというような考え方でございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

バックアップボイラーの考え方は了解いたしました。ちょっと過大になってしまうのかなというあれもありますけれども。

次、ご答弁ありましたとおり、平成26年、そのときボイラー計画では、市街地北地区、それから市街地東地区、市街地南地区で集中管理をするというふうにされておりますけれども、ご答弁で、学童保育所の完成後、役場庁舎の改築もあり、その中で庁舎の改築場所が検討中であるため、木質ボイラー集中管理方式も新庁舎の位置が決まってから検討したいというふうにおっしゃられておりました。

しかし、私は大樹町都市土地計画に掲げられているとおり、コンパクトシティを進めていくという考え方でいきますと、新庁舎は現在の庁舎近くか、木質ボイラー導入計画にある東地区、現在の病院とからいふの近くになるのではないかと。それ以外場所的に考えられないと思っております。新庁舎が東地区、病院の近辺に移ったと仮定しましても、今年から建築が始まる学童保育所の近辺には、小学校や学習センター、それから今後改築も考えられる図書館などもありまして、それらも今後、木質ボイラーを導入する計画になっております。そのことから考えますと、今のうちに学童保育の近くに集中管理のボイラー棟を建築する必要もあるのではないかと、当初の予定では、集中管理のボイラーは学童保育の横に設置するような計画がなされております。数年もたたないうちに、また外構を壊して、配管の工事等々をするのであれば、非常に無駄に思います。町民の目も厳しくなるのではないかと思います。これ同時に進める考えは、町長にはございませんか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど、ご答弁でも申し上げさせていただきましたが、平成26年度の木質ボイラーの導

入計画では、市街地の北地区として役場庁舎、または学習センター、図書館がどうなるかわかりませんが、そういうのとあわせて集中管理方式でやっていくということが計画の中でうたわれております。役場庁舎につきましては、改築すべきという報告をさせていただいておまして、その方向で、これからどこに建てていこうかというところも含めて検討していくということになります。そういう部分では、先行する学童保育所・児童館については、ご説明のとおり、化石燃料を使ったボイラーを設置した上で、施設をつくっていきたいということ、そして今後、仮にですけれども、役場庁舎がこの位置でということになれば、集中管理方式を検討していくということでの考え方をお示しさせていただいておりますし、今現在、役場庁舎がどうなるかというところはまだ全くの白紙でありますので、そういう部分も含めた中で検討していくということで進めたいというふうに思っております。

以上のことから、今年度、これからではあります、改築を計画している学童保育所については、従前の計画どおり化石燃料を焚いたボイラーで計画を進めたいなというふうに思っております。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

木質のボイラーにつきましては、当初は化石燃料でスタートしたいということで、町の方針は理解いたしました。

次に、木質ボイラーの運用コストでありますけれども、先ほど細かい数字を上げていただいて、ほぼ当初の設計と返りがなく、安定した運転ができるようになってきたということで、大変喜ばしいことと思っておりますけれども、その中で1点、暖房機器をFFに変更したとありましたけれども、木質ボイラーの給湯熱をFFという形で出しているのか。それとも新たに石油ストーブのFF式に変えたのか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

晩成温泉の暖房につきましては、本来はボイラーからお湯を回しまして、天井から暖かい空気が出る、そういうファンコンというヒーターが設置されておりましたけれども、そのファンコン部分が故障しておまして、直すのに数千万かかると、あるいは工事にも何か月もかかるということで、未着手で、当時はストーブを持ち込んで、移動式のストーブ、和室、それからロビーを暖めていたという状況でございます。その部分につきましては、FFヒーターを28年度に設置しまして、これは灯油を別に焚きまして、木質ボイラーとは切り離して、FFヒーターで賄っているということでございまして、本来の計画でいきますと、その暖房も含めて木質ボイラーで賄う予定でございましたけれども、ここは切り離したという部分では、少し減ったというのは灯油に切り替わっているということでございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

そうだとすれば、毎年石油、FFストーブが必要だということになりまして、晩成温泉では、木質ボイラー、それから重油ボイラー、それから石油ストーブという、三つの方式を採用しなければ運用できないということになってしまうわけですね。こういうことを見ますと、どうも晩成温泉の木質ボイラーの設置は時期尚早だったのかなというような、そういった考えも浮かぶのですけれども、できれば、木質と、それから石油、燃料、木質と、それから化石燃料と、この二つを分けた場合にどれぐらいになっているのか。これは今、ご答弁いただかなくても結構なのですけれども、今までなかったものが石油ストーブという形で、また化石燃料が増えているという形で、後ほど結構ですので、その辺の資料を出していただければありがたいと思います。

それから、晩成温泉のボイラーに関しましては、温泉水を加熱するという形で、常時動くという形で、これは木質ボイラーに最適なあれかなと思うのです。しかしながら、まちのほうに来た場合、北、東、南、そこで集中暖房するというときに、果たして木質のボイラーが適しているのかどうか、三つを集中的にやるということになると、三つが最大に動くような設計をしなくてはならないということです。なおかつ、冬期間の使用が増えてしまうわけです。夏場は余り使わない。けれども、冬になるとそれが三つ分合わせたボイラーが必要になってくるという、そういうあれが果たして可能なのかどうか。またコスト的に、それはいいのかどうかということを再考する必要があるのではないかなという気がしますが、その辺はいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、木質ボイラーの暖房のあり方といいたいまいしょうか、運用の仕方のご質疑いただいています。そういう部分は非常に検討が必要な部分かなというふうに思っております。ただ、平成26年に制定した木質ボイラーの導入計画は、地域のバイオマス資源である木材を地域内で循環をしていこうという、大きな理念のもとで進めておりますので、そういう部分も当然、その計画の1番の根幹の部分かなというふうに思います。ただ、議員ご指摘のとおり、実際に施設のレイアウト、何施設を集中管理していくとか、例えばプールが絡めば、夏場はプールの水を温める、冬は施設を使うというのは、うまいやりくりがきくと思うのですけれども、単純に暖房だけというふうに考えれば、やはり冬場の能力が求められるということもありますので、今後、集中管理方式を検討するに当たっても、どういう施設の暖房が必要かというところも含めた中で、導入については検討していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議 長

福岡孝道君。

○福岡孝道議員

計画はありますけれども、この計画も当初から見直し、見直しをかけながら進めたいというようにお話もありました。そんな中で、これから行政、建物、そういったともども、運用するためには見直すところはきちんと見直していただいで進めていただきたい。無駄のないように、できればこのたび新築する学童保育、そこにも無駄のないように、また何年もたたないうちに工事にして路面をひっくり返してとかという形のないような形をできればとっていただきたいなと思っております。

そんな中、何事においても、今回学童保育、それから木質ボイラー、それに関してなのですが、先日も、元消費者庁長官の福島氏の講演もありました。その中で非常に気になったことは、日本全体の人口が減少する中で、人口の奪い合いをしてはもうだめですよと、何でもAもBもからではなくて、AかBかきちんと分けるといふか、考え直すことも必要だと。それから徹底して住民起点で考える、そういう指摘がありました。自治は一人一人の住民から出発し、住民の合意によって社会を得るといふ形で、ボイラーに限って言えば、やはり住民の心配しているのは、やはり経費がどうなるのかと、運用コストがどういふふうになるのか、無駄にならないのかといふことがやはり1番心配ですので、この辺、今後も住民とよく話し合っていて、町民の納得いくような方式をとっていただきたいと思っております。

以上で、質問は終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、9番志民和義君。

○志民和義議員

既に通告してありました2点について、町長と教育長に質問いたします。

最初に歯科矯正について、保険適用について町長に質問をいたします。子どもの歯科矯正に保険適用を求める声があります。口腔の健康が全身の健康に大きな影響を与えられているとされています。保険適用を国に求めているかどうかお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問の「歯科矯正の保険適用」について、お答えをいたします。

ご質問の「歯科矯正の保険適用」についてであります。厚生労働大臣が定める疾患に起因する「噛み合わせの異常」の歯科矯正治療に対する保険は適用となっております。この「厚生労働大臣が定める疾患」は50疾患あり、それ以外の自由診療における歯科矯正は保険適用外となっております。

口腔の健康が全身の健康に影響を与えることは、議員おっしゃるとおりであります。厚生労働大臣が定める50疾患の拡大や歯科矯正全てを保険適用とするかどうかについては、国の施策にかかわることであり、当面はその推移を見守ってまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

歯科矯正の部分について、これは50という、私も資料もらいましたけれども、歯のことの病名に関しては随分、歯医者に通っているわりには、ほとんど自分が一体どんな病気の種類なのかということは、初めて今回、担当課からいただいた資料で、ただ資料を見ただけでは、どれが自分に該当するかわからない名字なので、ほとんど全くわからないという状況です。それで、ただ子どもの歯科検診なんかについて、やはり歯並びが悪いというだけでは保険適用にやはりならないと。けど何か、治療がやはりしたほうがいいですよということ言われるのです。そうすると、やはりそれは、歯並びが悪いということになると、これはもう当然、胃腸にも負担がかかりますし、そういうことだし、またそのことによっていろいろな病気が発生してくるということ、最近になって言われているのは、歯の悪いこと、例えば歯槽膿漏が心臓にも影響しているんだと、深くかかわっているんだということがだんだん言われるようになって、歯の健康がすごく強く叫ばれて、私も健康の雑誌とっていますけれども、最近特に多いです。歯の問題取り上げているのが。そういうことから考えて、この子どもたちのうちから、こういうような歯をきちんとしていくということが非常に大事だというふうに考えていますけれども、推移を見守るといってもありますけれども、ぜひこういうこと、もう1回深く調査して、国に求めるものは求めていっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほどのご答弁でも申し上げさせていただきましたが、国のほうでも疾患に起因する異常については保険を適用して治療ができるという状況にあると思います。ただ、口腔の健康が全身の健康に大きな影響があるというのが、食べ物が口から入るということを考えれば当然だと思いますので、ぜひご自分のお子様で歯並び等も含めて、気になる場合があれば、早い段階で保護者の責任と申し上げませんが、お立場として歯科医院等で診ていただくというの

が大切だなというふうに思っております。答弁の繰り返しになりますが、国の施策に関することでもありますので、私は大樹町としても当面はこの推移を見守っていきたいと思います。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ぜひ、推移を深く見守ってほしいなというふうに思います。私のほうでも、またより深く、今回初めて、こういういろいろな資料いただいたので、これを機会に、また私のほうも勉強させていただきたいと思います。

次行ってよろしいでしょうか。

(次の質問に移ってくださいの声あり)

○志民和義議員

就学援助について、教育長にお伺いをいたします。

国は生活保護基準の見直しを決めたと伝えられております。まだこれから実施するかどうかですが、そこで就学援助に対する影響についてお伺いをいたします。また、子どもたちに影響が及ぶ場合、対策を考えているかどうかお伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

志民議員の「就学援助」についてお答えをいたします。

就学援助金の給付については、学校教育法第19条の規定により経済的理由によって、就学困難と認める小中学生のいる保護者に対して、必要な援助を行っております。

昨年、国が生活保護受給額の見直しを検討しているとの情報があることは承知しております。見直しは5年ごとに実施ということで、最大5%の減額に抑え平成30年10月から3年かけて段階的な見直しが考えられていると理解しております。

さて、議員質問の就学援助に対する影響、また子どもたちに影響が及ぶ場合の対策を考えているかについてであります。現在、本町では「大樹町就学援助に係る事務取扱要領」に基づき、就学援助の認定を行っております。認定に当たってその判断が困難な者については、前年度の収入額が、生活保護法の規定で厚生労働大臣が定めた平成25年度の基準額の1.3倍未満の者を、原則対象としています。現在の基準額よりも高い水準に基づいて算定しているため、就学援助に対する影響はないものと考えております。

今後、子どもたちに影響が及ぶ状況が発生した場合は、本町の子どもたちがよりよい教育環境で学ぶことができるよう配慮してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

25年度を基準額として1.3倍ということですよ。これは例えば来年度、下げられた場合でも、それは対象にするということで理解してよろしいですか。

それで、問題は25年度がずっと続けば、私たちもいいのですけれども、もし下げられたものが、平成30年度を基準とするということになると、自動的に下がってくるわけです。やはりそういうこともないよう、今まで強く配慮していたということ、私も高く評価しております。この1.3倍も大変そうなのです。ですから、もっと多いところもあるのでしょうか、そういうことを評価しながら、30年度を基準額ということも絶対ないように、私求めていきたいというふうに求めたいと思います。

それと、これは就学援助だけ取り上げましたけれども、生活保護の引き下げの影響というのは、これに止まらず、多種多様にわたっておりまして、もう上げればきりが無い、個人住民税だとか、医療保険だとか、保育料だとか、介護保険だとか、就学援助も入っています。障がい者のサービスだとか、最低賃金、こんなところまで影響すると、生活保護下げることによって最低賃金も下がると、何か変なふうになってしまうわけで、やはり子どもたちの就学の機会をやはり、本当にいい方向で、いい環境で学校に学ぶということを今後ともぜひ続けていっていただきたいというふうに考えていますが、その30年度の基準になるようなことも絶対ないよう、今の25年度基準というのは、やはり守っていただくように、再度お伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

実際に運用しているのは、大樹町の就学援助にかかわる規定に基づいてやっておりますので、それを変更しない限り、平成25年度の基準でいきます。ただ、いろいろな決まり事は国に準拠するというのが、社会的な動きだと思いますので、やはり国の推移を見守るということも十分大事なかなと思います。永久にこのままということはありません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

最後になりますけれども、そういう影響が及ぶ場合にあっては、よい教育環境で学ぶことができるよう配慮したいと、その一言、教育長さんも教職の身に過去にあったので、ついこの間までやったので、その気持ちは十分理解しているというふうに思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひいたします。

質問を終わります。

○議 長

次に、2番齋藤徹君。

○齋藤徹議員

それでは、先に通告いたしました障がい者の雇用対策と障がい者の差別の解消について、町長にお伺いいたします。

まず冒頭で4年に一度の冬季オリンピックも終わり、今回は感動させていただきました。また、障がい者のパラリンピックは、今日の夜から開会式を皮切りに、10日間熱戦されます。そういった皮切りに、各選手が熱戦をするのですけれども、そういったことで今後また、メダルとか活躍を、私も障がい者の一人として応援していきたいと思っております。選手、アスリートの中には、今回質問します支援を受けながら就労したり、また厳しいトレーニングに打ち込んでメダルに挑戦しているのですけれども、そういったことを踏まえながら、アスリート、大樹町の雇用対策についてお伺いいたします。

障がい者の雇用の促進等に関する法律が、平成17年に改正されまして、12年が経過いたしました。就労機会の拡大を通じて、障がい者の職業的自立を図ることがより強く求められております。また、平成28年の4月から「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障がい者差別解消法」が施行されております。以上のことから、2点を含め、本町の対応と考え方についてお伺いいたします。

1点目ですけれども、本町の障がい者の実数、俗に3障と言うのですけれども、知的・精神・身体について、特に精神障がい者保健福祉手帳を保持する方も、今回の改正で法定雇用率に算定されることになりましたが、そのような方を含めて本町には障がい者が何人いるのかいないのか。また、そのうち就業している方、就業を希望しながら職につけない方がそれぐらいいるのか、大樹町の実態をまず知りたいと思えます。

2点目ですけれども、障がい者の雇用の促進等に関する法律では、国及び地方公共団体の義務として法定雇用率、当初は1.8%で、29年度は2.3%に定められておりますが、この率に達しているか、達していないのか。いなければ、この今後の対応についてお伺いしたいと思えます。

3点目ですけれども、障がい者の法定雇用率は、地方公共団体ばかりでなく、一般事業主に対しても雇用義務が課されております。一般事業主の大小にも影響しますが、実態を把握しているのか、その辺、大樹町として。また、一般事業者（企業）に対して、町の直接的な責任はないとしても、大樹町の人口対策からも、障がい者を雇用するように指導（促進）することについてはどのようにお考えなのかお聞きしたい。

4点目ですけれども、「障がい者差別解消法」の法律では、自治体の職員の対応要領の策定を努力義務としておりますが、本町としてはどのような対応をされているのか、考え方についてお伺いいたします。

5点目ですけれども、町村によっては、障がい者の差別解消法について条例化している自治体もありますが、そのような考えはないのかについてお聞きいたします。

6点目ですけれども、大樹町には障がい者相談員、または地域の方が、地域、行政、まちとか福祉協議会を含むのですけれども、それとのかかわりの実態について、まず6点をお伺

いたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

齋藤議員ご質問の「障がい者の雇用対策と障がい者差別の解消」について、お答えをいたします。

ご質問1点目の「障がい者の実数等」についてであります。本年2月1日現在で、身体障がい者手帳の所持をされている方は320人、療育手帳を所持されている方は40人、精神障がい者手帳を所持されている方は30人、自立支援医療の受給者証を持っていらっしゃる方が85人となっております。

町においては、手帳等を持っていて就業している方、就業を希望しながら職につけていない方の実態については把握をしておりますが、相談に来られた方については、専門職がその方の障がいの程度にあった作業所など働く場の相談に対応しているところあります。

ご質問2点目の「大樹町の障がい者雇用率」についてであります。法で定める2.3%に達してはおりますが、平成30年度から法定雇用率が2.5%に引き上げられるため、これを下回ってしまう可能性があります。

職員採用に当たり、障がいの有無による差別的な取り扱いを行ってませんが、法律の趣旨を尊重し、法定雇用率を下回ることはないよう、募集や採用段階で考慮してまいりたいと考えております。

ご質問3点目の「障がい者を雇用するように、指導（促進）すること」についてであります。障がい者雇用率の低い事業主については、公共職業安定所（ハローワーク）が障がい者雇用率達成の行政指導を行うこととなっております。また、本年4月からの障がい者の法定雇用率の引き上げに関する周知もハローワークにおいて実施する予定であると聞いております。

ご質問4点目の「障がい者差別解消法による自治体職員の対応要領の策定や対応」についてであります。町においては、障がい者差別法の施行にあわせて「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」を作成し、管理職を始め、職員への研修を実施いたしました。今後もサポートブックの配付・周知にあわせて、研修も実施してまいりたいと考えております。

ご質問5点目の「障がい者差別の解消の条例化」についてであります。町における障がい者差別解消法への対応については、職員にはサポートブックによる研修を、事業所の方々には広報紙やチラシの配付による周知を行っているところであり、現段階において条例化は考えておりません。

ご質問6点目の「各障がい者相談員の地域・行政とのかかわりと実態」についてであります。まちにおいては、身体・知的障がい者相談員を各1名配置しております。各相談員は身体障がいや知的障がいのある方、その家族などからのさまざまな相談に応じ、必要な指導

や助言を行ってもらうこととしております。

また各相談員につきましては、地域における計画の策定委員になっていただいたり、また、北海道の会議や研修会に出席をして地域の実情を伝えていただくなどの業務をお願いしております。

町においては、障がい者に対する相談体制として地域包括支援センターに専門職を新たに配置し対応しているところですが、町のほうへ直接相談することをためらう方もいると思われることから、相談員の役割は重要であり、今後も相談員と連携をとりながら業務を進めてまいりたいと考えております。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

大変どうもありがとうございます。障がい者の手帳、受給者証の所有者は、今の町長の答弁からも、全部合計しますと、475名になりまして、今の大樹の人口からいくと、約8.4%に当たることが実態とわかりました。答弁の中で、相談に来られた方については専門職がその障がいの程度にあった作業所などの働く場の対応をしているという答弁いただいたのですけれども、この3、4年の間で、どれぐらいの相談窓口、福祉課、または2名の相談員に、件数でもしわかれば教えていただきたいのですけれども。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

相談員に対する相談件数でございますが、身体障がい者相談員につきましては、平成27年度に2件ございました。平成28年度はございませんでした。知的障がい者につきましては、平成27年度に1件、平成28年度に2件というふうになっております。あと保健福祉課における専門職の相談なのですが、専門職を配置いたしました平成28年度からでございますが、電話等の相談も含めまして、就労だけということではないのですけれども、相談件数ということで、延べで、28年度で220件、平成29年度では168件というふうになっております。

以上でございます。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

それだけ相談業務というのは大切だということで、それだけやはり多くの方が、障がい者が、手帳合計で475名いるのですけれども、中には知られたくないという方もいて、なかなかグレーな部分あって、触れづらいのですけれども、そういった面で、電話相談だけでも100件、200件近いということで実態を把握いたしました。

まちにおいては、就労の実態においては把握していない状況ですが、法律が改正され12

年が経過しているのですけれども、今回、大樹町の障がい者福祉計画が新たに計画を策定されたのですけれども、その内容からいっても、やはり就労している方、就労を希望しながら職につけない方ということは、やはりきちんとまちとしては、政策から3年間の内容からいっても、数字を把握していかないと、なかなかそれが実現できないのではないかと思うのですけれども、その辺の考えについてお伺いいたします。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

障がい者の雇用率の達成状況につきましては、ハローワークで調査しており、その指導もということで、先ほど町長のほうから答弁させていただいたところです。そういったことも含めまして、ハローワークが、例えば町村ごと、指導するということなので、多分、業者も含めてだと思えるのですけれども、情報をお持ちだと思いますので、そういった情報をまずは提供していただけるのかどうかということも、まずは協議してみたいというふうに思っております。

ただ、一方で今、議員がおっしゃったように、障がいがあることを公表せずに就労されている方もおられると思います。そういった方たちの個人情報の保護の観点とか、あるいは本人やご家族への配慮というところも必要なので、そういった部分もハローワーク等と連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

作業所に関しては、多分、窓口で対応できると思うのですけれども、今、説明いただいたように、特に就業となると、やはりハローワークなのです。でも、そういった実態を把握していかないと、今回の障がい者福祉計画、今回、障がい児も新たに加わったのですけれども、そういうことはある程度、公共機関と連携を、数字のもし連携がとれるのであれば、そうしていかないと、この福祉政策は毎年同じパターンで繰り返していくので、やはり少し前進していくような計画をぜひお願いしたいなと思います。

今、作業所という話が出ましたので、平成25年4月に障がい者優先調達推進法というのが施行されたのですけれども、この法律、多分、皆さんも知らない方もおるので、法律の詳細と、本町での障がい者就労施設等からの物品等の調達の方針を策定の公表方法と、その実態についてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

障がい者優先調達推進法におきましては、その法律の趣旨に基づいて作業所等からそうい

うい物品を優先して買いなさいというような趣旨の法律でございます。この趣旨に基づきまして、町におきましては、年度末に翌年、翌年度の調達方針を策定いたしまして、ホームページで公表しております。その中において、調達の対象となる障がいの就労施設とか、当該年における、どういうものをと、その方針を定めさせていただいております。実績ですが、平成27年に食料品などの災害用備蓄品として、10万6,848円ほどの購入をいたしました。平成29年度も災害用備蓄品として、12万円ほどの調達目標を立てましたが、特に今回、29年度につきましては、消費がなかったため購入はいたしておりません。ただ、災害用備蓄品につきましては、消費期限もあることから、定期的に入れ替えるということになりますので、担当課とも連携をとりながら、来年度以降も調達目標を立て、計画的に購入していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

わかりました。障がい者の中には、ひとり暮らしとかの方もおられるので、その災害備蓄、これから大変必要なもので、そういう点が目につけば、うまくこの法律を活用しながら、利用していただく、促進していただきたいなと思っております。

次、障がい者の雇用率ですけれども、平成30年度から2.5%引き上げられ、厳しい状況にあることはわかりました。町長の答弁の内容からも、募集や採用段階において考慮してまいりたいと言うのですけれども、30年度の採用は、ほぼ決まったので、31年以降、公共施設のバリアフリーだとか状況はあるのですけれども、ある程度制約されますが、次年度に向けての採用の工夫というのは、何か特にあれば教えていただきたいのですけれども。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

障がい者の雇用について、次年度以降の対策と言いますか、工夫の関係の質疑を頂戴しております。障がい者の法定雇用率の維持、それから確保に関して、現在4人ということで、換算率で5人という、そういう状況になっているわけなのですけれども、これまでの経過をちょっと振り返ってみますと、数年前に身体に障がいをお持ちの方を対象にして、一般事務を行う正職員を募集したという経過もございます。なかなか、そのときの試験の結果によって、採用までは至らなかったということでもございましたけれども、こういった方法で障がいをお持ちの方を対象とした、限定をした募集も考えられますし、あるいは毎年のように町村会通じた公募の形の採用試験もやっていますけれども、ここ数年、私も担当してまして、実態としては、なかなか応募もないというのが状況なのですけれども、こういった方がその中に、例えばおられたということになれば、ある程度優先的と言いますか、その仕事に当然そのときのこちらの望むこともありますけれども、そういったことも優先にして採用させて

いただくということもできますし、あるいは障がい者の相談員の方々、あるいはその関係する組織団体などを通じて紹介をしていただくというような方法もあるのかなということで、ここは31年に向けて、さらに検討してまいりたいというふうに思っております。

また、我々含めて、雇用する側の責務と言いますか、例えば庁舎でしたら、庁舎の建物、環境を、そういうおしげている問題もありますし、それらどうしても直さなくてはならないとかということもありますので、そういう効率的な公務の執行が実現するための体制の整備、こういったことも必要になるのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、障がい者の方の雇用、就労体制につきましては、社会活動、社会的な要請ということになっておりますので、この法の趣旨を尊重しながら、障がいをお持ちの方の雇用について、鋭意検討を進めていきたいというふうには思っております。

以上であります。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

ぜひ、これから庁舎も建築もありますので、多分、そのときには十分そのことを踏まえながらバリアフリー化だとか、いろいろ研究されるのですけれども、採用に当たって、一般事務となれば、なかなか障がい者が飛びつきにくいとかありますので、障がい者もいいよとか、そういった柔らかい表現の仕方でも採用するのも、一つの方法かなと思いますので、一つよろしく願いいたします。

まちにおける障がい者差別解消法への対応なのですけれども、職員には、私も拝見いたしましたけれども、サポートブックによる研修を取り組んでいるということがわかりました。公共施設等には健常者、各手帳の所持者と不特定多数が来庁したり、訪問されたりするので、特に職員研修会において、法律の趣旨だとか、人材の養成及びサービスの向上からも、専門研修、例えば手話だとか、点字実習だとか、パンフレットでよく使われるSPコードの活用とか作成だとかありますので、そういうことも今後は考えていかななくてはならないと、私は思っているのですけれども、それについての考え方について、今後の対応についてお聞きしたいと思います。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

議員おっしゃるように、障がいのある方について、点字や手話が使える職員が対応することが望ましいのはご指摘のとおりであると考えております。ただ、一方で点字や手話を習得するには専門講師による長期の研修が必要であり、それを直ちに実施するというのは、ちょっと難しいかなというふうに考えております。一方でサポートブック等にも書いてあるのですが、言語障害がある方については、手話以外にも文字や図など、筆談、あるいは視覚障害のある方については、点字意外にも音声等という形での対応も可能だということを、ま

ずはサポートブック、そういう研修により、職員に対して理解してもらって、障がいがあってもいろいろな方法でコミュニケーションをきちんととることが可能だということを、まず理解してもらって、そのコミュニケーションをとる際の、そういう気をつけていただかなければならない点を、まず職員によく知ってもらおうということを努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

今、手話だとか点字になると長期的な研修が必要だと。例えば十勝管内でもあったのですが、地域協力隊の採用の中で手話を条件にして採用して、それを職場だとか町民に手話を広げているという町村も実際あります。そういう手話の方を採用しているので、そういうこともちょっと視野に入れながら考えていただきたい。今後考えていただきたいなと思っております。

最後です。これ、町長ですけれども、障がい者差別解消法の条例化は現段階では考えていないということでした。今の状況からも、手帳の所持者が今の段階で475名おられるのですけれども、その中にはいろいろ触れたくない、グレーの部分とか、なかなかデリケートな部分ありますので、なかなか厳しい状況下なのですけれども、やはり子育て支援事業の一つとしてあるのですけれども、学校現場においても健常児、支援を必要とする児童生徒を対象とした入学前の就学指導委員会とかもあるのです。それも一つの方法であるので、それは生活支援だとか学習支援の選択等を学習の質と向上に主に努めて個別対応をしているのですけれども、それぞれの障がいにおいて、就労とか医療、介護、教育といった、その他の障がいの自立と社会参加に関する分野に従事するに当たって、差別に関する相談や相談にかかる事例を踏まえ、差別を解消するための取り組みを効果的、円滑に行う活動法人だとか学識経験者、相談員、当事者、関係機関を構成委員による障がい者差別解消支援地域協議会という設置を国では指針しているのです。大樹町も地域生活の支援体制の充実、権利擁護の推進、サービスの提供基盤の整備からも、また今回の策定委員会においても、年に1、2回、1回や2回程度情報交換だとか問題を提起できるような委員会がほしいという意見もいただいておりますので、協議会の設置が受益者、受益者というか当事者を踏まえた中で、私は必要だと考えておりますので、今後、まちの障がい者の福祉計画の最後の考え方について、町長にお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町においても、障がい者の自立支援協議会を設置しております。この会議の中で、昨年、この協議会が所管する事項に、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るんだという

項目を追加して、障がい者差別解消支援地域協議会としての機能も付与したところであります。今回、この3月に大樹町障がい福祉計画を策定いたしまして、あわせて障がい児の福祉計画も作成をしたところであります。健全な方、障がいがある方、または高齢者、若者、子ども、全ての町民が安心して暮らせる、この地域をつくっていくということがまちの使命でもありますし、当然、その中には障がいをお持ちの方が、親元の住み慣れたこのまちで、自立して生活ができるような、そういう環境をつくっていくということがまちの役割だというふうに思っております。先ほど、担当の者から説明をさせていただきましたが、障がいをお持ちの方が相談をされた件数を説明させていただきましたが、非常に多い件数、延べですけれども、200件を超えるような件数があるということ、それだけを見ても、やはりいろいろな生活、または暮らしをしていく中での相談事を抱えていらっしゃる方々というのは、潜在的にいらっしゃるんだなという事がそういう件数の結果になっているんだなというふうに思っております。私どもも専門の職員を置いた甲斐があったなということですし、少しでもお役に立っているのかなという思いでおりますので、今後も障がいのあるなしにかかわらず、安心して暮らせるような、そういう地域づくりを、皆さんとともに大樹町担っていければなど、強く思っております。

○議 長

齋藤徹君。

○齋藤徹議員

ぜひ、今の大樹町障がい者自立支援協議会も設置されているのですけれども、その中には、今のところ相談員も加わっていませんので、そういった方を入れる、もっと受益者を入れる、就労している方を入れるという中で、ぜひ、もっと気軽に、今のところは、その協議会というのは、年1、2回程度で終わっているのです、一度条例化されて、もっと回数を増やして、これだけの相談件数があるということは、実際、協議会の役員さんの中ではいろいろ言いたいことあると思うのです。できれば回数を増やして、障がいある人や家族の相談を受けやすい組織対応というのを、今後ぜひお願いしたいと思います。

障がいのある人が、歳をとったり、一緒に暮らしていた親が亡くなったあとでも、住み慣れたまちで暮らしていける仕組みづくりのまちづくりも、町長には今後お願いしたいと思っております。

また、福祉や保健医療、学校、企業が一緒になって、小さいときから大人までずっと応援していけるような、そういった大樹町の福祉政策を今後もぜひお願いいたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議 長

これにて一般質問を終了いたします。

お諮りします。

議事日程の都合により、3月10日から12日まで休会にいたしたいと思っております。これ

にご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、3月10日から12日まで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時42分

平成30年第1回大樹町議会定例会会議録（第4号）

平成30年3月16日（金曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 行政報告
- 第 3 平成30年度予算審査特別委員会報告
- 第 4 議案第 27号 平成30年度大樹町一般会計予算について
- 第 5 議案第 28号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算について
- 第 6 議案第 29号 平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 7 議案第 30号 平成30年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 8 議案第 31号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 9 議案第 32号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第10 議案第 33号 平成30年度大樹町水道事業会計予算について
- 第11 議案第 34号 平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第12 議案第 35号 平成29年度大樹町一般会計補正予算（第9号）について
- 第13 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 船戸 健二	2番 齊藤 徹	3番 杉森 俊行
4番 松本 敏光	5番 西田 輝樹	6番 菅 敏範
7番 高橋 英昭	8番 安田 清之	9番 志民 和義
10番 福岡 孝道	11番 柚原 千秋	12番 鈴木 千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	布 目 幹 雄
総 務 課 長	松 木 義 行
総 務 課 参 事	大 林 一 博
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	黒 川 豊
住 民 課 長	林 英 也

保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立

尾田認定こども園長兼学童保育所長

農林水産課長兼町営牧場長

建設水道課長兼下水終末処理場長

会計管理者兼出納課長

町立病院事務長

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

村 田 修

瀬 尾 裕 信

鈴 木 敏 明

高 橋 教 一

伊 勢 巖 則

瀬 尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長

学校教育課長兼学校給食センター所長

社会教育課長兼図書館長

板 谷 裕 康

角 倉 和 博

井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会会長

農業委員会事務局長

鈴 木 正 喜

水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

主 査

小 森 力

真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

8番 安田清之君
9番 志民和義君
10番 福岡孝道君

を指名いたします。

◎日程第2 行政報告

○議長

日程第2 行政報告を行います。
酒森町長。

○酒森町長

それでは町議会第1回定例会の初日にご報告が間に合わなかった降雪降雨等による被害状況についてご報告を申し上げます。

最初に3月1日の大雪による被害ですが、急速に発達した低気圧により、湿気を含んだ雪が短時間で降ったことにより、農業用施設の損壊や家畜の死亡、交通などにも大きな影響がありました。農業施設の被害を受けた地域は、拓進、拓北地区から美成地区と広範囲に渡っており、また屋根の下敷きなどにより、死亡または廃用となった牛が16頭出たほか、水産関係では漁船が雪の重みで傾き、船体の損傷や浸水による電気機器の故障など、近年にない大きな降雪被害となっております。

次に、3月8日から9日にかけての低気圧被害ですが、雪が雨に変わり、同時に融雪が急速に進んだことにより、道路の滞水や冠水による通行止めや、河川水位の上昇による避難勧告などの対応を行っております。住宅への浸水についての報告は受けておりませんが、市街地については職員による土のうの配付や設置、排水口の氷割作業等の対策を講じております。道路の通行止めについては、特に道道光地園尾田線の3カ所の橋の通行再開に時間を要したため、地域住民の皆様には大変ご不便をおかけいたしました。また避難勧

告ですが、生花苗川の水位は氾濫危険水位である 8.16メートルを超過し、最大 9.1メートルを記録しましたが、この間 1 時間で 94センチの水位上昇もあり、依田橋の下流の 2 世帯 1 事業所に避難勧告を発令いたしました。その他の河川ですが、機器故障により水位計測はできておりませんが、当縁川も増水のため管理者が常駐し監視を行ったほか、歴舟川、大樹橋付近でもかなりの水位の上昇が確認をされております。施設の被害としては、更生地区の鮭のふ化場が浸水しましたが、現在も水が引いていないため、被害状況については調査中であります。また、光地園牧場の取水場も浸水し、機器の一部に不具合が発生したことから現在調査を行っているところであります。

被害を受けられた皆様には心からお見舞いを申し上げ、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第 3 平成 30 年度予算審査特別委員会報告

○議 長

日程第 3 平成 30 年度予算審査特別委員会報告を行います。

去る 3 月 6 日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました、議案第 27 号平成 30 年度大樹町一般会計予算についてから、議案第 34 号平成 30 年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての 8 件の審査が終了しておりますので報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、高橋英昭君。

○高橋予算審査特別委員長

予算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成 30 年第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第 76 条の規定により報告をします。

記。

1、委員会開催日、平成 30 年 3 月 13 日から 15 日。

2、事件及び審査の結果。

事件番号は、議案第 27 号平成 30 年度大樹町一般会計予算についてから、議案第 34 号平成 30 年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで 8 件であります。

この 8 件の審査結果につきましては、8 件全て可決といたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会は別紙のとおりでありますので、報告とします。

○議 長

報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第4 議案第27号

○議 長

日程第4 議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております平成30年度大樹町一般会計予算に反対の討論を行います。

総務費、徴税费、賦課徴収費の十勝圏複合事務組合負担金の支出についてでございます。滞納整理機構の支出です。日頃から滞納整理に町長、職員を初め、力を合わせて、しかも時間外窓口を開設するなど、滞納解消に尽力をされていることをよく承知しております。また、大樹町も高い収納率を誇っております。私はこの滞納を初め、町政の問題は町民の中で解決した方がよいと考えております。職員の皆さんにそのような力があると考えております。

よって、本予算案に反対をいたします。

○議 長

次に賛成討論の発言を許します。

松本敏光君。

○松本敏光議員

議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算案につきまして、賛成の立場で意見を申し上げます。

本予算は地方創生への取り組みや子ども子育て支援、公共施設の適正管理など、諸課題への対応が求められる中、子どもの健やかな成長を支援する学童保育所・児童館建設工事のほか、町道改良舗装工事や町営住宅の建設、学校教育の推進に大樹中学校のタブレット機器の整備、そして大樹高校生の台湾見学旅行費用の助成など、活力と安らぎあふれるまちづくりを推進するための予算が計上されております。

一方、財政の健全性においては、地方交付税の減収や経常経費及び投資的事業における一般財源の増などに対応するため、財政調整基金の繰り入れが増加するものの、昨年引き続き地方債の償還額が減少していることや、交付税措置のある地方債の借り入れに努めていることなどから、持続的な財政運営に配慮した姿勢が認められ、十分に評価できるものと考えます。

以上のことから、平成30年度大樹町一般会計予算は、住民要望に十分応えられる内容であると考えますので、本予算に賛成とさせていただきます。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立9人、起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第28号

○議 長

日程第5 議案第28号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第28号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

◎日程第6 議案第29号

○議長

日程第6 議案第29号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

この制度は発足時から高齢者を区別することになる、こういう批判が大変多く、それまでの老人保険制度でよかったという声を聞いております。また、別に議会を設けるなど、果たして経費的に問題がないのか疑問が残っています。私はこのことに賛成することはできません。

よって本予算案に反対をいたします。

○議長

次に賛成討論の発言を許します。

船戸健二君。

○船戸健二議員

ただいま議題となっております、議案第29号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築されたものです。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、10年を経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収、対象者の加入・脱会の届出、保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところで

す。本会計においては、事業を円滑に進めるための適正な予算編成がされているところでありますので、本予算に賛成いたします。

○議長

次に反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第29号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件
を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立10人、起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第30号

○議 長

日程第7 議案第30号平成30年度大樹町介護保険特別会計予算について、討論を行
います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第30号平成30年度大樹町介護保険特別会計予算についての件を採決いたしま
す。

本件に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

◎日程第8 議案第31号

○議 長

日程第8 議案第31号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について、

討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第31号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

◎日程第9 議案第32号

○議 長

日程第9 議案第32号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第32号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

◎日程第10 議案第33号

○議 長

日程第10 議案第33号平成30年度大樹町水道事業会計予算について、討論を行い

ます。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第33号平成30年度大樹町水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

◎日程第11 議案第34号

○議 長

日程第11 議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

◎日程第12 議案第35号

○議 長

日程第12 議案第35号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第9号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第35号について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町一般会計補正予算第9号をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ、3億3,500万5,000円の追加と、繰越明許費の追加、地方債の変更であります。内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第35号平成29年度大樹町一般会計補正予算第9号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ、3億3,500万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、68億616万円とするとともに、繰越明許費の追加、地方債の変更を行うものでございます。内容につきましては、資料でご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

最初に、総務費、財産管理費、町有地・建物維持管理経費、委託料で220万円の増でございます。公共施設の除排雪経費の不足見込額を補正するものでございます。

続きまして、企画費、情報通信基盤整備推進事業、委託料と工事請負費で3億4,099万9,000円の増、財源につきましては、国道支出金1億6,750万5,000円の増、地方債1億6,750万円の増、一般財源599万4,000円の増、市街地区以外の地域の情報通信基盤につきまして、無線方式による高速化を図るものでございます。国の平成29年度補正予算で採択される見込みとなったことから今回予算措置をお願いするものでございます。なお、補助対象経費の取扱につきまして総務省の見解が示されていない部分がございますので、仮に補助対象外とされた場合に備え、一般財源を若干多めに措置してございますが、補助対象と認められた場合、一般財源充当額は10万円以下となることとなります。また、この予算につきましては、明許繰越を予定しておりまして、事業につきましては、平成30年度中の完了が必須となっておりますので、予算計上額の調整を行ったものでございますので、ご了承をいただきたいと思います。

続きまして、土木費、道路維持費、町道維持管理事業、委託料で1,300万円の増、こちらにつきましては、町道の除排雪経費の不足見込額を補正するものでございます。次に、諸支出金、基金費、基金積立金、積立金で、2,119万4,000円の減、今回の補正予算で必要となります一般財源の所要額につきまして、公共施設整備基金積立金予算を減額してこれに充てるものでございます。これにより今年度新たに公共施設整備基金へ積

み立てる予定額につきましては2億1,069万円となるものでございます。

以上合計で補正額3億3,500万5,000円の増、財源は全額の特定期間外特定財源でございまして、国道支出金1億6,750万5,000円の増、地方債が1億6,750万円の増でございまして。

続きまして、第1表の歳入歳出予算補正の、歳出をご説明申し上げますので2ページをお開きください。

歳出合計補正前の額、64億7,115万5,000円、補正額2款総務費から、13款諸支出金まで、3億3,500万5,000円の増、補正後の歳出合計68億616万円。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので1ページをお開きください。

歳入合計補正前の額、64億7,115万5,000円、補正額14款国庫支出金及び21款町債で3億3,500万5,000円の増、補正後の歳入合計は68億616万円となるものでございます。

続きまして、第2表の繰越明許費をご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正、追加でございまして。2款総務費、1項総務管理費、事業名情報通信基盤整備推進事業、金額につきましては、3億4,099万9,000円でございます。

続きまして、第3表地方債補正をご説明しますので、4ページをお開きください。

今回は地方債の変更でございまして。起債の目的、過疎対策事業、限度額につきましては、1億6,750万円増の4億1,490万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

5ページの企画費、情報通信基盤整備推進事業のようですが、大変よかったなと思います。これは事業完成までの日程はどのようになっているのでしょうか。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

本予算が認められましたら、3月から取りかかることが可能でございますので、早速取りかかりまして、まずは調査委託の委託契約を結びます。その期間が約7月末までかかる予定でございまして。その後工事の入札をしまして、9月の定例会に議決をお願いする計画

でおります。その後、それが完成して、完成は2月末を見込んでおります。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

今回また除雪費で町道維持管理費1,300万円と。このように豪雪で本当に町も大変だなという思いがあります。これは人命を守るためにも必要な予算だろうというふうには思うのですが、現実的に路線の見直し等々、ご検討をするお考えがあるのかどうか。早く言えばこの一つの壁の中に1件家があります。ぐるっと投げているわけですね。早く言えば国道なり、道道なり、面するところ、これを1本空ければ、この部分は、この面は投げなくてもいいという部分がたくさん見受けられるのではないかと。これ町長少しね、路線の見直し等もお考えをいただいて、この排雪にかかる経費というのを圧縮とは言いません、それをやることによって経費が若干減るのではないかなど。実例を言えと言え、この道はこうだよということを言いますけれども、土木課等々できちっと把握されているものだと思いますので、それ以上は言いませんので、見直しをして、経費を少しでも削減をしたらいかがかなという提案でございますから、できるかどうかご検討をさせていただいて、少しでも減らすようお願いをしたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま町道の除雪の関係で、対象路線の見直しをしてはどうかというご指摘をいただきました。

ちょっと私のはっきりとした年数はお答えできないのですが、10年以上前に路線の見直しを一度させていただいた経緯がありまして、その路線で現在除排雪を行うこととしております。路線の確定に当たっては地域のご要望も当然あると思いますし、生活路線として冬場の確保が必要な路線ということでの除雪体制を組んでいるところであります。ただ、なにがなんでも今後も維持していくのかどうかというのは、または住民の皆様、または住宅のその路線にあるなしにも影響が、考え方に出てくるかなというふうに思っておりますので、そういうところも勘案させていただきながら、また、行政区等々ともご相談させていただきながら、見直す、削減ばかりではないかもしれません。新たにしなきゃならないところも出てくるかもしれませんが、そういう見直し等については、地域の住民の皆様とともに相談をしながら、臨機応変に対応していきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第9号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 委員会閉会中の継続調査について

○議 長

日程第13 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、平成30年第1回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時40分